

No	項目名	課名	ページ
1	財政カード(5年間)	財政課	1-10
2	時間外勤務手当(3年間)	人事課	11
3	正規職員、嘱託職員、臨時職員数の推移(市長部局・水道局・病院局ごと)(5年間)	人事課	12
4	基金残高(5年間)	財政課	13
5	地方債残高(5年間)	財政課	14
6	債務負担行為目的別残高(5年間)	財政課	15
7	会計ごとの繰出金状況(5年間)	財政課	16
8	公債費(元金・利子)及び今後の地方債残高の見通し(5年間)	財政課	17
9	公有地の売却件数及び売却額(5年間)	財政課	18
10	委託料全体及び清掃、警備、設備保守委託料(5年間)	財政課	19
11	法人住民税「資本金等の金額、従業員数」ランク別法人数(5年間)	税務課	20
12	市税項目別収納状況及び滞納状況(5年間)	税務課	21-22
13	教育費のうち建設費を除いた金額(5年間)	教育総務課	23
14	図書館及び学校図書館の図書購入費状況(5年間)	学校教育課、中央図書館、厚狭図書館	24
15	学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況	教育総務課	25
16	各学校別施設利用状況(有料、無料別・3年間)	教育総務課	26
17	就学援助利用者数、金額及び交付税算入額(5年間)	学校教育課	27
18	教育委員会所管の各施設の利用状況(有料、無料別・3年間)	社会教育課	28
19	きらら交流館及びきららガラス未来館の収支状況	社会教育課、文化スポーツ推進課	29-30
20	いじめ件数及び不登校人数(小野田地区、山陽地区ごと・5年間)	学校教育課	31
21	工事種別入札状況(件数、予定価格、落札金額など)	監理室	32
22	放課後子ども教室推進事業の利用実績(3年間)	社会教育課	33
23	家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(5年間)	環境課	34
24	資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)	環境課	35
25	障害者サービス利用人数及び市の負担額(5年間)	障害福祉課	36
26	成人病検診、ガン検診実施状況(5年間)	健康増進課	37
27	生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(5年間)	社会福祉課	38
28	児童虐待相談件数、保護件数、保護人数(5年間)	子育て支援課	39
29	児童クラブ別申込数、利用人数、定員(5年間)	子育て支援課	40
30	保育所保育料及び階層ごとの人数	子育て支援課	41
31	校区别寝たきり老人数及び緊急通報利用者数(5年間)	高齢福祉課	42
32	高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(5年間)	高齢福祉課	43
33	ファミリーサポートセンターの利用実績(3年間)	子育て支援課	44
34	DV関連相談件数(5年間)	市民活動推進課	45
35	中央福祉センター及び児童館の指定管理者委託料並びに児童クラブの保育業務委託料の内訳	社会福祉課、子育て支援課	46-154
36	文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況(3年間)	文化スポーツ推進課	155-156
37	スマイルキッズの利用状況(4年間)	子育て支援課	157
38	環境調査センターの調査実績(3年間)	環境課	158

No	項目名	課名	ページ
39	制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額(5年間)	商工労働課	159
40	農業従事者数、耕作面積、耕作放棄地の面積(5年間)	農林水産課	160
41	漁協別漁業水揚げ額、漁業従事者数(5年間)	農林水産課	161-162
42	工事別県事業負担金(5年間)	農林水産課、土木課、都市計画課	163-165
43	市内バス路線の利用状況及び補助金額	商工労働課	166
44	小規模土地改良事業の申請件数、実施件数、工事額、地元負担額及び繰越件数(5年間)	農林水産課	167
45	小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)	土木課	168
46	有帆緑地の借入金返済状況(5年間)	都市計画課	169
47	市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)	建築住宅課	170
48	市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)	建築住宅課	170
49	市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数	建築住宅課	170
50	有料公園施設別の利用状況及び収入額(5年間)	都市計画課	171
51	公園維持管理料委託料(5年間)	都市計画課	171
52	下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額(5年間)	下水道課	172
53	港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)	土木課	173
54	住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)	建築住宅課	174
55	木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)	建築住宅課	174
56	工場設置奨励金の利用実績(3年間)	商工労働課	175
57	各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)	建築住宅課	176
58	有害鳥獣捕獲実績(5年間)	農林水産課	177
59	有害鳥獣防護柵補助件数、補助金額(5年間)	農林水産課	178
60	令和3年度一般会計における修繕料(50万円以上)	財政課	179
61	市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料	財政課	180
62	借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書	子育て支援課、農林水産課、都市計画課、建築住宅課、教育総務課、社会教育課	181-246

平成29年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	29年度交付税 種地区分	I-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口		産 業 構 造			
					区 分	第一 次	第二 次	第三 次
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912	9,005	17,819
	平成22年	64,550	18,881			3.3%	32.5%	64.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0	平成22年国勢調査	936	9,569	18,055	
					3.3%	33.5%	63.2%	
住民 基本 台帳	H30.3.31	63,313		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H29.3.31	63,777		基準財政収入額	8,206,849	財政再建	産 炭	
面 積 (km ²)		133.09		基準財政需要額	13,364,068	不交付	過 疎	
人口密度(人/km ²)		471		標準財政規模	17,219,266	低開発	山 村	
区 分	平成29年度 (千円)	平成28年度 (千円)		財政力指数 (合算)	27年度	0.675	新 産 工 特	
1歳入総額	32,884,190	31,105,337			28年度	0.622	事務共同処理の状況	
2歳出総額	31,776,886	30,683,450			29年度	0.614	後期高齢医療 常備消防	
3歳入歳出差引額	1,107,304	421,887			3ヶ年平均	0.637	災害基金 非常勤公務 災害	
4翌年度繰越財源	690,005	15,225		実質収支比率	2.4	交通災害共済 自治会館管理		
5実質収支	417,299	406,662		公債費負担比率	14.0	健全化判断比率 (%)		
6単年度収支	10,637	△369,158		起債制限比率		実質赤字比率	-	
7積立金	216,056	390,097		積立金現在高	7,598,731	連結実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	0		地方債現在高	35,444,911	実質公債費比率	9.8	
9積立金取崩額	847,585	0		債務負担行為額	3,616,212	将来負担比率	70.8	
10実質単年度収支	△620,892	20,939						
特 別 職			事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計か らの繰入額 (千円)	職 員 数 (人)	
区 分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病 院	有	212,196	802,532	265	
(H29.4.1現在)			上 水 道 (簡水含む)	有	211,699	32,484	60	
市 長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	38,870	40	9	
副市長	H17.3.22	740,000	国民健康 保 險	無	167,425	588,033	14	
教育長	H17.3.22	655,000	駐 車 場	無	3,355	0	0	
議 長	H17.3.22	460,000	介 護 保 險 (保険勘定)	無	238,096	869,879	33	
副議長	H17.3.22	402,000	後期高齢者 医 療	無	503	260,830	2	
議 員	H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場 地 市	無	150	6,605	0	
			下 水 道	無	3,682	1,063,000	18	
			農 業 集 落 排 水	無	163	57,700	0	
			小 型 自 動 車 競 走	無	△1,262,313	0	4	

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
歳入					性質別歳出						
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,987,206	30.4	9,436,010	57.8	人件費	3,819,658	12.0	3,502,375	3,415,071	19.3	
地方譲与税	175,333	0.5	175,333	1.1	うち職員給	2,632,664	8.3	2,321,879	2,353,806	13.3	
利子割交付金	20,032	0.1	20,032	0.1	扶助費	6,281,016	19.8	1,806,899	1,806,899	10.2	
配当割交付金	36,825	0.1	36,825	0.2	公債費	2,991,735	9.4	2,851,697	2,851,697	16.2	
株式等譲渡所得割交付金	39,109	0.1	39,109	0.2	内訳	元利償還金	2,991,223	9.4	2,851,185	2,851,185	16.1
地方消費税	1,057,878	3.2	1,057,878	6.5		一時借入金利子	512	0.0	512	512	0.0
ゴルフ場利用税	65,774	0.2	65,774	0.4	(職務的経費計)		(13,092,409)	(41.2)	(8,160,971)	(8,073,667)	(45.7)
自動車取得税	48,131	0.2	48,131	0.3	物件費	2,924,978	9.2	2,300,563	2,121,528	12.0	
地方特例交付金	39,563	0.1	39,563	0.3	維持補修費	108,623	0.3	78,917	78,917	0.4	
地方交付税	5,980,097	18.2	5,359,918	32.9	補助費等	4,365,853	13.7	4,177,934	2,558,214	14.5	
内訳	普通交付税	5,359,918	16.3	5,359,918	32.9	積立金	337,349	1.1	293,057		
	特別交付税	620,179	1.9			投資及び出資金	9,613	0.0	0	0	0.0
交通安全対策金	7,177	0.0	7,177	0.0	貸付金	141,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び負担金	294,567	0.9	0	0.0	繰出金	3,728,202	11.7	3,269,550	3,117,258	17.7	
使用料	408,989	1.2	21,316	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	134,442	0.4	11,312	0.1	小計	24,708,027	77.7	18,280,992	15,949,584	90.3	
国庫支出金	3,636,544	11.1			投資的経費	7,068,859	22.3	976,263		経常収支比率	
県支出金	2,062,661	6.3			うち人件費	103,155	0.3	103,155		(%)	
財産収入	34,886	0.1	0	0.0	普通建設事業費	7,068,859	22.3	976,263		90.3	
寄附金	44,983	0.1			内訳	補助事業	950,544	3.0	65,695		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率
繰入金	1,406,133	4.3				単独事業	5,991,164	18.9	863,265		(%)
繰越金	421,887	1.3			県営事業負担金等	127,151	0.4	47,303			
諸収入	620,915	1.9	33	0.0	災害復旧事業費	0	0.0	0		97.7	
地方債	6,361,058	19.3			失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源	
合計	32,884,190	100.0	16,318,411	100.0	合計	31,776,886	100.0	19,257,255		(千円)	
目的別歳出			適用税率の状況		徴収率 (%)			経常 16,318,411			
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円) 3,500	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	合計 20,364,559		
議会費	204,140	0.6	204,140	市民税個人所得割税率	市民税	99.2	36.7	97.4	歳出充当一般財源		
総務費	2,726,384	8.6	2,381,271	6.00%	固定資産税	99.4	18.2	97.1	(千円)		
民生費	10,178,593	32.0	4,749,216	市民税法人均等割(円)	市税合計	99.3	25.7	97.2	経常 15,949,584		
衛生費	2,829,750	8.9	2,137,077	1号 50,000	市 税						合計 19,257,255
労働費	58,747	0.2	52,314	2号 120,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75	超過課税分 収入済額 (千円)	
農林水産業費	514,083	1.6	296,996	3号 130,000	市民税(個人分)	2,808,968	28.1	1.3	2,766,287	0	
商工費	333,403	1.1	178,917	4号 150,000	市民税(法人分)	957,287	9.6	10.1	766,208	152,583	
土木費	2,360,160	7.4	1,709,962	5号 160,000	固定資産税	5,042,916	50.5	4.7	4,890,497	0	
消防費	1,008,513	3.2	995,309	6号 400,000	軽自動車税	173,896	1.7	3.2	175,105	0	
教育費	8,571,378	27.0	3,700,356	7号 410,000	市たばこ税	446,181	4.5	△6.0	479,747		
災害復旧費	0	0.0	0	8号 1,750,000	特別土地保有税	0	0.0	-			
公債費	2,991,735	9.4	2,851,697	9号 3,000,000	市民税法人税割	557,958	5.6	0.4			
諸支出金	0	0.0	0	12.1%	入湯税	6,762	0.1	4.3			
前年度繰上充用金	0	0.0	0	固定資産税	都市計画税	551,196	5.5	0.4			
特別区調整納付金				1.40%	合計	9,987,206	100.0	3.4	9,077,844	152,583	
合計	31,776,886	100.0	19,257,255								

平成30年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	30年度交付税 種地区分	I-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口		産 業 構 造				
					区 分	第 一 次	第 二 次	第 三 次	
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748		就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881			就業人口	平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%
	増減率(%)	△2.9	△6.0						
住民 基本 台帳	H31.3.31	62,836			区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H30.3.31	63,313			基準財政収入額		8,449,680	財政再建 産 炭	
面積(km ²)		133.09			基準財政需要額		13,710,438	不交付 過 疎	
人口密度(人/km ²)		471			標準財政規模		17,442,589	低開発 山 村	
区 分		平成30年度 (千円)	平成29年度 (千円)		財政力指数 (合算)	28年度	0.622	新 産 工 特	
1歳入総額		32,444,444	32,884,190			29年度	0.614	事務共同処理の状況	
2歳出総額		31,256,171	31,776,886			30年度	0.616	後期高齢医療 常備消防	
3歳入歳出差引額		1,188,273	1,107,304			3ヶ年平均	0.617	災害基金 非常勤公務 災害	
4 翌年度繰越財源		51,446	690,005		実質収支比率		6.5	交通災害共済 自治会館管理	
5 実質収支		1,136,827	417,299		公債費比率				
6 単年度収支		719,528	10,637		公債費負担比率		13.7	健全化判断比率(%)	
7 積立金		503,387	216,056		起債制限比率			実質赤字比率	-
8 繰上償還金		0	0		積立金現在高		8,074,550	連結実質赤字比率	-
9 積立金取崩額		0	847,585		地方債現在高		38,928,469	実質公債費比率	8.9
10 実質単年度収支		1,222,915	△620,892		債務負担行為額		5,249,533	将来負担比率	74.0
特 別 職					事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分 (H30.4.1現在)	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病 院		有		△ 203,855	450,247	265
			上 水 道 (簡水含む)		有		72,390	22,394	58
市 長	H17.3.22	909,000	工業用水道		有		20,453	360	9
副 市 長	H17.3.22	740,000	国民健康 保 険		無		115,554	564,753	14
教 育 長	H17.3.22	655,000	駐 車 場		無		9,280	0	0
議 長	H17.3.22	460,000	介 護 保 険 (保険勘定)		無		227,349	857,660	35
副 議 長	H17.3.22	402,000	後 期 高 齢 者 医 療		無		787	266,308	2
議 員	H17.3.22	370,000	地 方 卸 売 場 地 市		無		150	6,864	0
			下 水 道		無		39,974	1,119,000	18
			農 業 集 落 水 排		無		7,385	58,211	0
			小 型 自 動 車 走 競		無		△ 1,253,560	0	4

市町村名		山陽小野田市		類型	Ⅱ-2						
入					性質別歳出						
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	10,528,795	32.5	9,988,296	59.0	人件費	3,743,671	12.0	3,449,328	3,364,812	18.5	
地方譲与税	172,980	0.5	172,980	1.0	うち職員給	2,593,206	8.3	2,310,836	2,330,774	12.8	
利子割交付金	19,821	0.1	19,821	0.1	扶助費	6,020,422	19.3	1,741,660	1,741,660	9.6	
配当割交付金	28,173	0.1	28,173	0.2	公債費	2,887,191	9.2	2,753,438	2,753,438	15.2	
株式等譲渡所得割交付金	25,574	0.1	25,574	0.2	内訳	元利償還金	2,886,425	9.2	2,752,672	2,752,672	15.2
地方消費税	1,104,100	3.4	1,104,100	6.5	一時借入金利息	766	0.0	766	766	0.0	
ゴルフ場利用税	64,574	0.2	64,574	0.4	(義務的経費計)	(12,651,284)	(40.5)	(7,944,426)	(7,859,910)	(43.3)	
自動車取得税	52,082	0.2	52,082	0.3	物件費	3,068,507	9.8	2,433,814	2,277,652	12.6	
地方特例交付金	48,440	0.1	48,440	0.3	維持補修費	106,992	0.3	89,470	89,333	0.5	
地方交付税	6,002,739	18.5	5,370,132	31.8	補助費等	3,919,736	12.5	3,563,864	3,264,841	18.0	
内訳	普通交付税	5,370,132	16.6	5,370,132	31.8	積立金	832,840	2.7	724,442		
	特別交付税	632,607	1.9			投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
交通安全対策金	6,211	0.0	6,211	0.0	貸付金	155,000	0.5	0	0	0.0	
分担金及び負担金	291,263	0.9	0	0.0	繰出金	3,769,623	12.1	3,329,781	3,172,105	17.5	
使用料	398,168	1.2	21,262	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
手数料	131,600	0.4	13,647	0.1	小計	24,503,982	78.4	18,085,797	16,663,841	91.8	
国庫支出金	3,470,331	10.7			投資的経費	6,752,189	21.6	789,437		経常収支比率	
県支出金	1,678,606	5.2			うち人件費	86,101	0.3	86,101		(%)	
財産収入	108,785	0.3	0	0.0	普通建設事業費	6,735,523	21.5	787,860		91.8	
寄附金	109,949	0.3			内訳	補助事業	797,841	2.5	67,632		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率
繰入金	357,048	1.1				単独事業	5,798,101	18.6	677,396		(%)
繰越金	1,107,304	3.4				県営事業負担金等	139,581	0.4	42,832		
諸収入	563,548	1.8	29	0.0		災害復旧事業費	16,666	0.1	1,577		98.5
地方債	6,174,353	19.0				失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源
合計	32,444,444	100.0	16,915,321	100.0	合計	31,256,171	100.0	18,875,234		(千円)	
目的別歳出					適用税率の状況					経常 16,915,321	
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)		市民税個人均等割(円)		徴収率(%)			合計 20,063,507	
議会費	231,265	0.8	230,824		3,500	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	歳出充当一般財源	
総務費	3,128,329	10.0	2,683,538		市民税個人所得割税率	市民税	99.4	39.1	98.0	(千円)	
民生費	9,750,748	31.2	4,735,903		6.00%	固定資産税	99.5	29.3	98.0	経常 16,663,841	
衛生費	2,915,917	9.3	1,840,085		市民税法人均等割(円)	市税合計	99.4	33.5	98.0	合計 18,875,234	
労働費	56,335	0.2	46,018		1号	50,000					
農林水産業費	442,630	1.4	306,485		2号	120,000	区分	決算額	構成比	増減率	
商工費	279,351	0.9	99,929		3号	130,000		(千円)	(%)	(%)	
土木費	2,409,087	7.7	1,780,178		4号	150,000	市民税(個人分)	2,886,671	27.4	2.8	基準税額 ×100/75
消防費	1,029,252	3.3	1,023,645		5号	160,000	市民税(法人分)	1,309,492	12.4	36.8	844,897
教育費	8,109,400	25.9	3,373,614		6号	400,000	固定資産税	5,165,869	49.1	2.4	5,001,812
災害復旧費	16,666	0.1	1,577		7号	410,000	軽自動車税	180,489	1.7	3.8	180,157
公債費	2,887,191	9.2	2,753,438		8号	1,750,000	市たばこ税	438,337	4.2	△1.8	443,903
諸支出金	0	0.0	0		9号	3,000,000	特別土地保有税	0	0.0	-	
前年度繰上充用金	0	0.0	0		市民税法人税割		目的税	547,937	5.2	△1.8	
特別区調整納付金					12.1%		入湯税	7,438	0.1	10.0	
					固定資産税		総市計国税	540,499	5.1	△1.9	
合計	31,256,171	100.0	18,875,234		1.40%	合計	10,528,795	100.0	5.4	9,305,645	223,168

令和元年度
決算状況

都道府県名	山口県	コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2
		ふりがな	さんようおのだし	元年度交付税 種地区分	I-3
		市町村名	山陽小野田市		

人 口			人口集中 地区人口	産 業 構 造				
区 分		令和元年度 (千円)		平成30年度 (千円)	第一 次	第二 次	第三 次	
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民 基本 台帳	R2.3.31	62,059		区 分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	H31.3.31	62,836		基準財政収入額	8,688,023	財政再建	旧産炭	
面積(km ²)		133.09		基準財政需要額	14,045,849	不交付	過疎	
人口密度(人/km ²)		471		標準財政規模	17,546,058	低開発	山村	
区 分	令和元年度 (千円)	平成30年度 (千円)		財政力指数 (合算)	29年度	0.614	旧新産	旧工特
1歳入総額	31,104,857	32,444,444			30年度	0.616	共同処理の対象事務	
2歳出総額	30,412,086	31,256,171			元年度	0.619	後期高齢医療	常備消防
3歳入歳出差引額	692,771	1,188,273			3ヶ年平均	0.616	災害基金	非常勤公務 災害
4翌年度繰越財源	261,802	51,446		実質収支比率	2.5	交通災害共済	自治会館管理	
5実質収支	430,969	1,136,827		公債費負担比率	12.8			
6単年度収支	△705,858	719,528		積立金現在高	8,448,642	健全化判断比率(%)		
7積立金	791,010	503,387		地方債現在高	40,767,324	実質赤字比率	-	
8繰上償還金	0	0		債務負担行為額	4,941,701	連結実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	400,000	0				実質公債費比率	8.1	
10実質単年度収支	△314,848	1,222,915				将来負担比率	69.1	
特 別 職				事業名	法 適	収 支 額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職 員 数 (人)
区 分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病 院	有	177,887	775,430	257
(H31.4.1現在)				上 水 道 (簡水含む)	有	172,053	26,869	58
市 長	H17.3.22	909,000		工業用水道	有	75,921	120	7
副市長	H17.3.22	740,000		下 水 道	有	0	1,116,830	20
教育長	H17.3.22	655,000		農業集落 排水	有	0	54,869	0
議 長	H17.3.22	460,000		駐 車 場	無	22,656	0	0
副議長	H17.3.22	402,000		国民健康 保険	無	128,972	569,069	15
議 員	H17.3.22	370,000		介護保険 (保険勘定)	無	199,101	928,013	32
				後期高齢者 医療	無	842	258,131	2
				地方卸売 市場	無	151	6,505	0
				小型自動車 競走	無	△1,176,176	0	4

令和2年度
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2	
				ふりがな	さんようおのだし	2年度交付税 種地区分	Ⅰ-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人口		人口集中 地区人口	産業構造					
			区分	第一次	第二次	第三次		
国勢 調査	平成27年	62,671	17,748	就業人口	平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	平成22年	64,550	18,881		平成22年国勢調査	936 3.3%	9,569 33.5%	18,055 63.2%
	増減率(%)	△2.9	△6.0					
住民 基本 台帳	R3.3.31	61,180		区分		(千円、%)		指定団体等の状況
	R2.3.31	62,059						
面積(km ²)		133.09		基準財政収入額		8,795,366	財政健全化等 旧産炭	
人口密度(人/km ²)		471		基準財政需要額		14,815,337	不交付過疎	
区分	令和2年度 (千円)	令和元年度 (千円)	標準財政規模	18,300,829		低開発山振		
1歳入総額	36,132,030	31,104,857	財政力指数 (合算)	30年度	0.616	旧新産旧工特		
2歳出総額	35,510,953	30,412,086		元年度	0.619	共同処理の対象事務		
3歳入歳出差引額	621,077	692,771		2年度	0.594	後期高齢者医療 常備消防		
4翌年度繰越財源	168,483	261,802		3ヶ年平均	0.610	災害基金 非常勤公務災害		
5実質収支	452,594	430,969	実質収支比率	2.5		交通災害共済 自治会館管理		
6単年度収支	21,625	△705,858	公債費負担比率	14.4		公平委員会		
7積立金	281,212	791,010	積立金現在高	8,500,427		健全化判断比率(%)		
8繰上償還金	0	0	地方債現在高	40,362,964		実質赤字比率	-	
9積立金取崩額	350,000	400,000	債務負担行為額	3,227,049		連結実質赤字比率	-	
10実質単年度収支	△47,163	△314,848				実質公債費比率	7.9	
						将来負担比率	58.6	
特別職			事業名	法適	収支額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職員数 (人)	
区分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)	病院	有	△41,467	403,359	304	
(R2.4.1現在)			上水道 (簡水含む)	有	162,323	23,698	58	
市長	H17.3.22	909,000	工業用水道	有	72,884	264	7	
副市長	H17.3.22	740,000	下水道	有	0	1,115,874	18	
教育長	H17.3.22	655,000	農業集落水 排	有	0	57,937	0	
議長	H17.3.22	460,000	駐車場	無	21,911	0	0	
副議長	H17.3.22	402,000	国民健康 保険	無	176,655	575,164	15	
議員	H17.3.22	370,000	介護保険 (保険勘定)	無	211,514	901,548	33	
			後期高齢者 医療	無	783	267,241	4	
			地方卸売 市場	無	0	6,950	0	
			小型自動車 競	無	△1,182,153	0	5	

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
歳入				性質別歳出							
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,771,859	27.1	9,223,973	53.9	人件費	4,176,703	11.7	3,837,682	3,826,690	21.1	
地方譲与税	187,114	0.5	187,114	1.1	うち職員給	2,966,979	8.4	2,966,979	2,718,342	15.0	
利子割交付金	13,152	0.0	13,152	0.1	扶助費	6,171,310	17.4	1,722,037	1,722,037	9.5	
配当割交付金	28,646	0.1	28,646	0.2	公債費	3,156,462	8.9	3,065,426	3,065,426	16.9	
株式等譲渡所得割交付金	32,413	0.1	32,413	0.2	内訳	元利償還金	3,156,231	8.9	3,065,195	3,065,195	16.9
地方消費税	1,279,562	3.5	1,279,562	7.5		一時借入金利子	231	0.0	231	231	0.0
ゴルフ場利用税金	61,907	0.2	61,907	0.4	(義務的経費計)		(13,504,475)	(38.0)	(8,625,145)	(8,614,153)	(47.6)
環境性能割交付金	15,684	0.0	15,684	0.1	物件費	3,275,967	9.2	2,389,031	2,112,735	11.7	
法人事業税	94,896	0.3	94,896	0.5	維持補修費	200,134	0.6	139,269	139,216	0.8	
地方特例交付金	65,744	0.2	65,744	0.4	補助費等	12,281,186	34.6	5,831,865	4,309,236	23.8	
地方交付税	6,697,496	18.5	6,081,236	35.6	積立金	532,952	1.5	365,474			
内訳	普通交付税	6,081,236	16.8	6,081,236	35.6	投資及び出資金	394,449	1.1	394,449	0	0.0
	特別交付税	616,260	1.7			貸付金	165,328	0.5	0	0	0.0
交通安全対策金	5,477	0.0	5,477	0.0	繰出金	2,746,807	7.7	2,252,192	2,127,577	11.8	
特別交付金及び負担金	158,366	0.4	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
使用料	286,131	0.8	7,846	0.0	小計	33,101,298	93.2	19,997,425	17,302,917	95.6	
手数料	133,183	0.4	0	0.0	投資的経費	2,409,655	6.8	610,916		経常収支比率	
国庫支出金	10,974,248	30.4			うち人件費	65,988	0.2	65,988		(%)	
県支出金	1,781,298	4.9			普通建設事業費	2,401,526	6.8	610,662		95.6	
財産収入	24,125	0.1	0	0.0	内訳	補助事業	430,533	1.2	27,112		減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた経常収支比率
寄附金	170,189	0.5				単独事業	1,845,299	5.2	565,373		(%)
繰入金	481,179	1.3			県営事業負担金等	125,694	0.4	18,177		101.2	
繰越金	692,771	1.9			災害復旧事業費	8,129	0.0	254			
諸収入	575,016	1.6	31	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0		歳入一般財源	
地方債	2,601,574	7.2			合計	35,510,953	100.0	20,608,341		(千円)	
合計	36,132,030	100.0	17,097,681	100.0	徴収率 (%)				経常	17,097,681	
目的別歳出				適用税率の状況				歳入一般財源			
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	歳入一般財源		
議会費	229,782	0.6	229,782	3,500	市民税	99.5	36.8	98.4	(千円)		
総務費	9,625,972	27.1	2,512,733	6.0%	固定資産税	96.4	19.6	95.3	経常	17,302,917	
民生費	10,374,528	29.2	4,978,174	市民税法人均等割(円)	市税合計	97.8	27.6	96.7	合計	20,608,341	
衛生費	2,124,626	6.0	1,853,836	1号 50,000	市税						
労働費	52,719	0.1	46,940	2号 120,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)	
農林水産業費	449,356	1.3	294,439	3号 130,000	市民税(個人分)	2,829,968	29.0	△ 1.1	2,819,368	0	
商工費	1,402,860	4.0	1,207,007	4号 150,000	市民税(法人分)	792,400	8.1	△ 25.5	779,103	144,723	
土木費	2,382,549	6.7	1,722,890	5号 160,000	固定資産税	4,974,439	50.9	△ 3.6	5,089,333	0	
消防費	978,294	2.8	970,606	6号 400,000	軽自動車税	196,273	2.0	4.4	193,966	0	
教育費	4,725,676	13.3	3,726,254	7号 410,000	市たばこ税	426,009	4.4	△ 4.1	455,687		
災害復旧費	8,129	0.0	254	8号 1,750,000	特別土地保有税	0	0.0	-			
公債費	3,156,462	8.9	3,065,426	9号 3,000,000	市民税法人税割	552,770	5.6	△ 0.3		0	
諸支出金	0	0.0	0	12.1%	入湯税	4,884	0.0	△ 38.3		0	
前年度繰上充用金	0	0.0	0	固定資産税	都市計画税	547,886	5.6	0.2			
合計	35,510,953	100.0	20,608,341	1.4%	合計	9,771,859	100.0	△ 4.8	9,337,457	144,723	

令和3年度
決算状況

都道府県名		山口県		コード番号	352161	市町村類型	Ⅱ-2	
				ふりがな	さんようおのだし	3年度交付税 種地区分	I-3	
				市町村名	山陽小野田市			
人口			人口集中 地区人口	産業構造				
				区分	第一次	第二次	第三次	
国勢 調査	令和2年	60,326	16,100	就業人口	令和2年国勢調査	812 3.0%	8,866 32.3%	17,724 64.7%
	平成27年	62,671	17,748		平成27年国勢調査	912 3.3%	9,005 32.5%	17,819 64.2%
	増減率(%)	△3.7	△9.3					
住民 基本 台帳	R4.3.31	60,464		区分		(千円、%)	指定団体等の状況	
	R3.3.31	61,180		基準財政収入額		8,447,365	財政健全化等 旧産炭	
面積(km ²)		133.09		基準財政需要額		15,393,947	不交付過疎	
人口密度(人/km ²)		453		標準財政規模		18,957,499	低開発山振	
区分		令和3年度 (千円)	令和2年度 (千円)	財政力指数 (合算)	元年度	0.619	旧新産旧工特	
1歳入総額		33,409,252	36,132,030		2年度	0.594	共同処理の対象事務	
2歳出総額		32,102,809	35,510,953		3年度	0.549	後期高齢者医療 常備消防	
3歳入歳出差引額		1,306,443	621,077		3ヶ年平均	0.587	災害基金 非常勤公務災害	
4翌年度繰越財源		117,178	168,483	実質収支比率		6.3	交通災害共済 自治会館管理	
5実質収支		1,189,265	452,594	公債費負担比率		15.3	公平委員会	
6単年度収支		736,671	21,625	積立金現在高		9,376,532	健全化判断比率(%)	
7積立金		200,829	281,212	地方債現在高		40,152,234	実質赤字比率	-
8繰上償還金		0	0	債務負担行為額		6,246,743	連結実質赤字比率	-
9積立金取崩額		0	350,000				実質公債費比率	7.8
10実質単年度収支		937,500	△47,163				将来負担比率	54.1
特別職				事業名	法適	収支額 (千円)	普通会計から の繰入額 (千円)	職員数 (人)
区分	改定実施 年月日	平均給料 報酬月額 (円)		病院	有	297,124	413,082	323
(R3.4.1現在)				上水道 (簡水含む)	有	169,462	28,037	58
市長	H17.3.22	909,000		工業用水道	有	79,393	516	6
副市長	H17.3.22	740,000		下水道	有	0	1,166,917	18
教育長	H17.3.22	655,000		農業集落 排水	有	0	24,235	0
議長	H17.3.22	460,000		駐車場	無	24,672	0	0
副議長	H17.3.22	402,000		国民健康 保険	無	170,808	562,603	15
議員	H17.3.22	370,000		介護保険 (保険勘定)	無	291,097	889,804	33
				後期高齢 者医療	無	805	272,507	3
				小型自動 車走	無	△1,054,023	0	6

市町村名		山陽小野田市		類型		II-2					
歳入				性質別歳出							
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	経常一財 K(千円)	Kの 構成比 (%)	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	経常一財 (千円)	経常収支 率 (%)	
地方税	9,993,224	29.9	9,454,862	51.0	人件費	4,320,807	13.5	3,966,518	3,947,906	19.9	
地方譲与税	180,735	0.5	180,735	1.0	うち職員給	3,003,308	9.4	2,702,394	2,744,112	13.9	
利子割交付金	10,763	0.0	10,763	0.1	扶助費	7,502,302	23.4	1,573,666	1,565,435	7.9	
配当割交付金	42,800	0.1	42,800	0.2	公債費	3,408,030	10.6	3,347,543	3,347,543	16.9	
株式等譲渡所得割交付金	49,725	0.1	49,725	0.3	内訳	元利償還金	3,408,022	10.6	3,347,535	3,347,535	16.9
地方消費税	1,390,049	4.2	1,390,049	7.5		一時借入金利子	8	0.0	8	8	0.0
ゴルフ場利用税	69,523	0.2	69,523	0.4	(義務的経費計)		(15,231,139)	(47.5)	(8,887,727)	(8,860,884)	(44.8)
環境性能割交付金	14,569	0.0	14,569	0.1	物件費	3,898,654	12.1	2,449,398	2,262,505	11.4	
法人事業税	164,394	0.5	164,394	0.8	維持補修費	195,170	0.6	148,344	148,025	0.7	
地方特例交付金	202,012	0.6	195,016	1.1	補助費等	5,601,393	17.4	4,894,811	4,317,820	21.8	
地方交付税	7,591,447	22.7	6,946,582	37.5	積立金	1,209,609	3.8	1,090,750			
内訳	普通交付税	6,946,582	20.8	6,946,582	37.5	投資及び出資金	376,729	1.2	376,729	0	0.0
	特別交付税	644,865	1.9			貸付金	165,281	0.5	0	0	0.0
交通安全対策交付金	5,537	0.0	5,537	0.0	繰出金	2,724,489	8.5	2,237,121	2,120,551	10.7	
分担金及び負担金	162,689	0.5	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
使用料	292,155	0.9	8,629	0.0	小計	29,402,464	91.6	20,084,880	17,709,785	89.5	
手数料	137,363	0.4	0	0.0	投資的経費	2,700,345	8.4	533,783		経常収支比率	
国庫支出金	6,130,814	18.4			うち人件費	54,758	0.2	54,758		(%)	
県支出金	1,902,667	5.7			普通建設事業費	2,691,174	8.5	533,439		89.5	
財産収入	59,384	0.2	0	0.0	内訳	補助事業	501,727	1.6	56,456	減収補てん債及び臨時財政 対策債を経常一般財源から 除いた経常収支比率	
寄附金	122,734	0.4				単独事業	2,071,517	6.5	457,473	(%)	
繰入金	333,513	1.0			県営事業負担金等	117,930	0.4	19,510		95.6	
繰越金	621,077	1.9			災害復旧事業費	9,171	0.0	344			
諸収入	859,835	2.6	23	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0	歳入一般財源		
地方債	3,072,243	9.2			合計	32,102,809	100.0	20,618,663		(千円)	
合計	33,409,252	100.0	18,533,207	100.0	徴収率(%)			経常	18,533,207		
目的別歳出				適用税率の状況		区分	現年課税分	滞納繰越分	合計	経常	21,925,106
区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	一般財源等 (千円)	市民税個人均等割(円)	3,500	市民税	99.6	40.0	98.7	歳出充当一般財源	(千円)
議会費	223,285	0.7	223,285	市民税個人所得割税率	6.0%	固定資産税	99.8	77.8	98.8	経常	17,709,785
総務費	4,372,389	13.6	3,315,642	市民税法人均等割(円)		市税合計	99.7	68.7	98.7	合計	20,618,663
民生費	12,300,428	38.4	4,987,705	1号	50,000	市税					
衛生費	2,640,492	8.2	1,926,560	2号	120,000	区分	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	基準税額 ×100/75 (千円)	超過課税分 収入済額 (千円)
労働費	35,218	0.1	29,509	3号	130,000	市民税(個人分)	2,801,045	28.0	△1.0	2,663,321	0
農林水産業費	419,561	1.3	241,611	4号	150,000	市民税(法人分)	778,241	7.8	△1.8	465,300	168,348
商工費	776,302	2.4	202,894	5号	160,000	固定資産税	5,214,689	52.2	4.8	5,103,416	0
土木費	2,253,553	7.0	1,676,606	6号	400,000	軽自動車税	200,141	2.0	2.0	194,572	0
消防費	1,092,101	3.4	1,080,837	7号	410,000	市たばこ税	455,396	4.6	6.9	456,968	
教育費	4,572,279	14.3	3,586,127	8号	1,750,000	特別土地保有税	0	0.0	-		
災害復旧費	9,171	0.0	344	9号	3,000,000	市民税法人税割	543,712	5.4	△1.6		0
公債費	3,408,030	10.6	3,347,543	固定資産税	8.4%	入湯税	5,350	0.1	9.5		0
諸支出金	0	0.0	0	固定資産税	1.4%	都市計画税	538,362	5.4	△1.7		
前年度繰上充用金	0	0.0	0	合計		合計	9,993,224	100.0	2.3	8,883,577	168,348
合計	32,102,809	100.0	20,618,663								

時間外勤務手当 普通会計ベース

(単位千円)

年度	R1年度	R2年度	R3年度
時間外勤務手当	99,921	93,088	120,443

過去5年間の職員数推移

正規職員数

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	401	405	404	407	411	410
教育委員会	73	69	69	70	65	64
病院局	190	195	193	191	196	210
水道局	59	59	57	57	56	54
計	723	728	723	725	728	738

臨時職員数(会計年度任用職員)

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	121	121	132	149	158	175
教育委員会	70	69	72	88	90	76
病院局	79	83	78	92	103	100
水道局	7	6	4	6	5	6
計	277	279	286	335	356	357

嘱託職員数

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0
病院局	22	20	16	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0	0
計	22	20	16	0	0	0

再任用職員数

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	13	10	11	19	17	19
教育委員会	6	6	6	6	7	2
病院局	1	1	6	8	9	12
水道局	2	0	2	2	2	1
計	22	17	25	35	35	34

任期付職員数

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	62	55	58	48	48	48
教育委員会	22	23	24	15	15	9
病院局	0	0	1	1	2	1
水道局	0	0	0	0	0	0
計	84	78	83	64	65	58

総数

年度	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
市長部局	597	591	605	623	634	652
教育委員会	171	167	171	179	177	151
病院局	292	299	294	292	310	323
水道局	68	65	63	65	63	61
計	1,128	1,122	1,133	1,159	1,184	1,187

※市長、副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者を除く

4. 5年間の基金残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
7,598,731	8,074,550	8,448,642	8,500,427	9,376,532

5. 5年間の地方債残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
35,444,911	38,928,469	40,767,324	40,362,964	40,152,234

6. 5年間の債務負担行為目的別残高の推移（決算統計より）

（単位：千円）

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
土地の購入に係るもの					
建造物の購入に係るもの					
その他の物件の購入に係るもの					
製造工事の請負に係るもの	2,573,082	2,323,645	2,351,324	851,032	584,314
債務保証・損失補償に係るもの					
その他	1,043,130	2,925,888	2,590,377	2,376,017	5,662,429
その他実質的な債務負担に係るもの					
合計	3,616,212	5,249,533	4,941,701	3,227,049	6,246,743

7. 5年間の会計ごと繰出金状況(決算統計より)

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病院	802,532	450,247	775,430	403,359	413,082
上水道 (簡水含む)	32,484	22,394	26,869	23,698	28,037
工業用水道	40	360	120	264	516
国民健康保険	588,033	564,753	569,069	575,164	562,603
駐車場	0	0	0	0	0
介護保険 (保険勘定)	881,255	869,075	975,456	984,823	973,241
後期高齢者 医療	1,131,609	1,151,720	1,153,990	1,179,870	1,188,645
地方卸売市場	6,605	6,864	6,505	6,950	
下水道	1,063,000	1,119,000	1,116,830	1,115,874	1,166,917
農業集落排水	57,700	58,211	54,869	57,937	24,235
小型自動車 競走	0	0	0	0	0

※繰出金のほか出資金等を含む。

※地方卸売市場事業特別会計は令和2年度末で廃止

8. 5年間の公債費の推移（決算統計より）

（単位：千円）

平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子	元 金	利 子
2,765,766	225,457	2,690,795	195,630	2,593,306	172,249	3,005,935	150,296	3,282,973	125,049

今後の地方債残高の見通し（予算概要より）

（単位：千円）

令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
38,682,075	36,793,875	35,019,962	33,477,754	31,665,868

9. 5年間の公有地の売却件数及び売却額

年度 摘要		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
		市有地売払い	件数 5件 金額 2,962,510円	件数 8件 金額 10,108,815円	件数 5件 金額 8,426,458円	件数 1件 金額 7,314,000円	件数 4件 金額 41,556,000円
一般競争入札	件数 0件 金額 0円	件数 1件 金額 82,888,880円	件数 0件 金額 0円	件数 0件 金額 0円	件数 0件 金額 0円	件数 1件 金額 82,888,880円	
法定外公共物 売払い	件数 5件 金額 16,681,054円	件数 4件 金額 748,267円	件数 2件 金額 5,871,088円	件数 8件 金額 2,694,686円	件数 3件 金額 2,332,788円	件数 22件 金額 28,327,883円	
山林売払い	件数 0件 金額 0円	件数 1件 金額 14,838円	件数 0件 金額 0円	件数 0件 金額 0円	件数 1件 金額 367,800円	件数 2件 金額 382,638円	
合計	件数 10件 金額 19,643,564円	件数 14件 金額 93,760,800円	件数 7件 金額 14,297,546円	件数 9件 金額 10,008,686円	件数 8件 金額 44,256,588円	件数 48件 金額 181,967,184円	

10. 5年間の委託料の推移とそのうち清掃、警備、設備保守委託料の推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料	3,208,250	3,300,249	3,439,898	3,385,166	3,788,798
うち、清掃委託料	24,947	23,988	26,303	30,455	32,642
うち、警備委託料	64,620	65,023	66,213	62,262	69,604
うち、設備保守委託料	42,566	45,295	49,641	52,840	61,024

⑪ 5年間の法人市民税「資本金等の額・従業員数」ランク別法人数の推移

	税率(円)	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
資本金等の額が50億円を超え従業員数が50人を超える法人	3,000,000	20	17	18	20	21
資本金等の額が10億円を超え50億円以下で従業員数が50人を超える法人	1,750,000	2	2	3	2	2
資本金等の額が10億円を超え従業員数が50人以下の法人	410,000	81	86	82	85	85
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人を超える法人	400,000	13	13	11	11	11
資本金等の額が1億円を超え10億円以下で従業員数が50人以下の法人	160,000	64	57	55	58	56
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人を越える法人	150,000	24	21	22	25	27
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下で従業員数が50人以下の法人	130,000	234	220	225	223	219
資本金等の額が1千万円以下で従業員数が50人を超える法人	120,000	14	14	16	15	14
その他の法人等	50,000	1,005	850	831	830	835
合 計		1,457	1,280	1,263	1,269	1,270

⑫ 5年間の市税、項目別滞納状況

平成29年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,755,556	112,753	3,868,309	3,724,890	41,365	3,766,255	99.2	36.7	97.4
個人	2,798,682	109,739	2,908,421	2,768,814	40,154	2,808,968	98.9	36.6	96.6
法人	956,874	3,014	959,888	956,076	1,211	957,287	99.9	40.2	99.7
2 固 定 資 産 税	5,046,507	146,874	5,193,381	5,016,178	26,737	5,042,915	99.4	18.2	97.1
3 軽 自 動 車 税	174,755	10,462	185,217	171,118	2,778	173,896	97.9	26.6	93.9
4 市 た ば こ 税	446,180	0	446,180	446,180	0	446,180	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	6,725	37	6,762	6,725	37	6,762	100.0	100.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,044	26,387	577,431	546,024	5,172	551,196	99.1	19.6	95.5
合 計	9,980,767	296,513	10,277,280	9,911,115	76,089	9,987,204	99.3	25.7	97.2

※ 決算額は還付未済額を含む。

平成30年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	4,183,366	100,219	4,283,585	4,156,930	39,233	4,196,163	99.4	39.2	98.0
個人	2,877,474	97,660	2,975,134	2,848,281	38,390	2,886,671	99.0	39.3	97.0
法人	1,305,892	2,559	1,308,451	1,308,649	843	1,309,492	100.2	32.9	100.1
2 固 定 資 産 税	5,156,756	112,978	5,269,734	5,132,809	33,060	5,165,869	99.5	29.3	98.0
3 軽 自 動 車 税	180,682	10,661	191,343	177,238	3,251	180,489	98.1	30.5	94.3
4 市 た ば こ 税	438,337	0	438,337	438,337	0	438,337	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,438	0	7,438	7,438	0	7,438	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	538,979	18,260	557,239	534,878	5,621	540,499	99.2	30.8	97.0
合 計	10,505,558	242,118	10,747,676	10,447,630	81,165	10,528,795	99.5	33.5	98.0

※ 決算額は還付未済額を含む。

令和元年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,906,443	83,039	3,989,482	3,889,248	35,093	3,924,341	99.6	42.3	98.4
個人	2,844,562	81,566	2,926,128	2,825,719	34,554	2,860,273	99.3	42.4	97.8
法人	1,061,881	1,473	1,063,354	1,063,529	539	1,064,068	100.2	36.6	100.1
2 固 定 資 産 税	5,148,362	88,413	5,236,775	5,129,840	28,070	5,157,910	99.6	31.8	98.5
3 軽 自 動 車 税	188,022	9,729	197,751	184,991	2,969	187,960	98.4	30.5	95.1
4 市 た ば こ 税	444,364	0	444,364	444,364	0	444,364	100.0	0.0	100.0
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	7,921	0	7,921	7,921	0	7,921	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	545,036	14,737	559,773	541,890	4,823	546,713	99.4	32.7	97.7
合 計	10,240,148	195,918	10,436,066	10,198,254	70,955	10,269,209	99.6	36.2	98.4

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和2年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,619,098	62,176	3,681,274	3,599,460	22,908	3,622,368	99.5	36.8	98.4
個人	2,824,568	60,890	2,885,458	2,807,466	22,502	2,829,968	99.4	37.0	98.1
法人	794,530	1,286	795,816	791,994	406	792,400	99.7	31.6	99.6
2 固 定 資 産 税	5,147,946	72,762	5,220,708	4,960,153	14,287	4,974,440	96.4	19.6	95.3
3 軽 自 動 車 税	195,396	0	195,396	193,267	0	193,267	98.9	0.0	98.9
4 市 た ば こ 税	426,009	0	426,009	426,009	0	426,009	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	4,884	0	4,884	4,884	0	4,884	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	551,221	11,755	562,976	545,109	2,776	547,885	98.9	23.6	97.3
8 旧 法 に よ る 税	0	9,065	9,065	0	3,006	3,006	0.0	33.2	33.2
合 計	9,944,554	155,758	10,100,312	9,728,882	42,977	9,771,859	97.8	27.6	96.8

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

令和3年度

(単位:千円、%)

区 分	調定額			決算額			徴収率(%)		
	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計	現年	滞繰	合計
1 市 民 税	3,573,283	54,237	3,627,520	3,557,586	21,700	3,579,286	99.6	40.0	98.7
個人	2,799,476	50,530	2,850,006	2,782,289	18,756	2,801,045	99.4	37.1	98.3
法人	773,807	3,707	777,514	775,297	2,944	778,241	100.2	79.4	100.1
2 固 定 資 産 税	5,039,727	239,132	5,278,859	5,028,591	186,098	5,214,689	99.8	77.8	98.8
3 軽 自 動 車 税	200,088	2,142	202,230	197,939	943	198,882	98.9	44.0	98.3
4 市 た ば こ 税	455,396	0	455,396	455,396	0	455,396	100.0	0.0	100.0
5 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
6 入 湯 税	5,350	0	5,350	5,350	0	5,350	100.0	0.0	100.0
7 都 市 計 画 税	534,249	13,971	548,220	532,199	6,163	538,362	99.6	44.1	98.2
8 旧 法 に よ る 税	0	5,312	5,312	0	1,259	1,259	0.0	23.7	23.7
合 計	9,808,093	314,794	10,122,887	9,777,061	216,163	9,993,224	99.7	68.7	98.7

※ 決算額は還付未済額を含む。

※ 軽自動車税の現年には環境性能割を含む。

1.3. 過去5年間の教育費のうち建設費を除いた推移

(単位 ; 千円)

29年度	1,540,028
30年度	1,546,948
元年度	1,578,649
2年度	2,083,404
3年度	1,927,074

14. 5年間の図書館及び学校図書館の図書購入費状況

(単位：円)

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央図書館	7,381,933	7,831,963	9,031,768	9,355,769	9,246,523
厚狭図書館	2,703,934	3,204,946	2,604,981	2,604,861	2,613,650
小計	10,085,867	11,036,909	11,636,749	11,960,630	11,860,173
小学校	3,153,296	2,751,552	2,795,707	2,794,180	2,620,651
中学校	2,606,755	2,414,248	2,448,505	2,414,977	2,351,534
小計	5,760,051	5,165,800	5,244,212	5,209,157	4,972,185
合計	15,845,918	16,202,709	16,880,961	17,169,787	16,832,358

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電子書籍購入費					9,897,052

15. 学校ごとの営繕要望数及び処理実施状況（令和3年度）

項目 学校名	要 望 件 数			実施件数 D (E+F)	実施率(%) G (D/A)	
	A (B+C)	うち当初要 望件数	うち追加要望 件数			
		B	C	D (E+F)	G (D/A)	
小 学 校	有 帆	91	2	89	88	96.7
	高千帆	123	12	111	114	92.7
	高 泊	91	7	84	80	87.9
	小野田	123	2	121	118	95.9
	須 恵	48	5	43	45	93.8
	赤 崎	95	5	90	90	94.7
	松原分校	16	3	13	13	81.3
	本 山	57	6	51	52	91.2
	厚 狭	92	23	69	72	78.3
	厚 陽	31	4	27	30	96.8
	出 合	34	4	30	30	88.2
	埴 生	22	0	22	22	100.0
	津布田	11	6	5	8	72.7
	計	834	79	755	762	91.4
中 学 校	高千帆	82	15	67	74	90.2
	小野田	78	4	74	67	85.9
	竜 王	120	7	113	108	90.0
	厚 狭	62	21	41	53	85.5
	埴 生	24	6	18	24	100.0
	厚 陽	18	0	18	18	100.0
	計	384	53	331	344	89.6
合 計	1,218	132	1,086	1,106	90.8	

16. 各学校別施設利用状況（有料、無料別・3年間）

（単位：人）

【社会体育等に係る学校施設利用状況】

※選挙、防災訓練、敬老会、幼稚園・保育園の運動会等の行事は除く

学校名	区分	屋内運動場（体育館）						屋外運動場（グラウンド）						
		元年度		2年度		3年度		元年度		2年度		3年度		
		利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	利用件数	予定利用人数	
小学校	有帆	有料	20	300	6	76	3	28						
		無料	274	7,871	266	6,553	192	3,462	139	5,834	170	5,165	151	4,831
	高千帆	有料	38	456	30	358	24	284						
		無料	154	3,541	143	3,120	200	5,661	113		123	6,452	141	6,916
	高泊	有料	74	669	15	147	35	309						
		無料	403	7,142	322	4,771	362	6,707	241	4,292	215	3,221	192	3,225
	小野田	有料	12	110	23	192	52	553						
		無料	175	2,910	124	2,285	119	2,509	165	3,024	146	2,340	127	2,689
	須恵	有料	141	2,088	91	1,317	103	1,672						
		無料	254	9,117	201	5,170	222	7,148	244	7,882	230	7,314	197	5,098
	赤崎	有料	64	640	33	376	68	696						
		無料	101	2,879	90	2,104	83	1,998	157	5,627	138	3,050	162	3,954
	本山	有料	7	106	6	86	6	182						
		無料	117	2,576	88	1,278	166	3,092	262	11,842	219	8,280	194	7,293
	厚狭	有料	119	2,045	99	1,400	124	1,668						
		無料	425	8,750	436	7,312	443	7,206	161	6,454	177	5,310	172	5,160
	厚陽	有料	68	1,060	87	1,226	110	1,558						
		無料	163	3,825	190	3,554	171	3,292	143	4,496	117	2,808	178	4,272
	出合	有料					7	125						
		無料	224	6,223	224	6,223	172	3,921	192	3,859	192	3,859	114	2,357
壇生	有料			40	900									
	無料	253	5,175	65	824	252	4,252	32	1,235	4	77	9	143	
津布田	有料	14	240	1	20	2	40							
	無料	140	2,960	121	2,504	127	4,064							
計	有料	557	7,714	431	6,098	534	7,115							
	無料	2,683	62,969	2,270	45,698	2,509	53,312	1,849	54,545	1,731	47,876	1,637	45,938	
中学校	高千帆	有料	179	1,921	186	2,213	262	3,319						
		無料	67	737	31	264	56	405	1	18				
	小野田	有料	353	6,585	41	783	302	5,853						
		無料	80	1,795	7	80	48	720						
	竜王	有料	134	1,875	114	1,330	145	2,075						
		無料	125	3,144	64	1,388	2	50					1	53
	厚狭	有料	79	1,932	70	1,097	96	1,490						
		無料	86	1,134	67	747	90	601						
	壇生	有料	131	1,851	39	468	24	288						
		無料	14	241	128	1,871								
	厚陽	有料	79	1,520	123	1,750	122	1,602						
		無料	49	1,188	40	860	49	1,273			2	40		
	計	有料	955	15,684	573	7,641	951	14,627						
		無料	421	8,239	337	5,210	245	3,049	1	18	2	40	1	53
合計	有料	1,512	23,398	1,004	13,739	1,485	21,742							
	無料	3,104	71,208	2,607	50,908	2,754	56,361	1,850	54,563	1,733	47,916	1,638	45,991	

17. 就学援助利用者数、金額及び交付税算入額（5年間）

（単位：人、円）

	小 学 校					中 学 校					医療費 支給額	給食費 支給額	合 計				
	就学予定 支給者数	支給者数	児童数	支給者率	学用品費等 支給金額	就学予定 支給者数	支給者数	生徒数	支給者率	学用品費等 支給額			就学予定 支給者数	支給者数	児童 生徒数	支給者率	支給金額
平成29年度	120	698	3,277	21.3%	20,923,451	121	400	1,636	24.4%	27,646,388	446,820	50,287,656	241	1,098	4,913	22.3%	99,304,315
平成30年度	102	732	3,273	22.4%	17,749,799	117	412	1,597	25.8%	23,160,099	684,800	52,301,830	219	1,144	4,870	23.5%	93,896,528
令和元年度	108	746	3,215	23.2%	21,606,894	147	409	1,572	26.0%	28,293,994	967,834	49,459,762	255	1,155	4,787	24.1%	100,328,484
令和2年度	103	666	3,140	21.2%	16,227,992	106	431	1,551	27.8%	19,100,944	579,313	51,611,624	209	1,097	4,691	23.4%	87,519,873
令和3年度	93	639	3,161	20.2%	16,521,559	89	384	1,523	25.2%	19,485,198	185,110	48,411,672	182	1,023	4,684	21.8%	84,603,539

	交付税算入額（理論値）
平成29年度	13,302,000
平成30年度	12,197,000
令和元年度	12,204,000
令和2年度	11,688,000
令和3年度	10,583,000

18 教育委員会所管各施設の利用状況（有料・無料別、3年間）

施設名	年度	総件数	有料件数	無料件数	総利用者数	有料利用者数	無料利用者数
有帆公民館	R1	2,121	1,348	773	30,666	12,009	18,657
	R2	1,608	1,011	597	17,253	10,253	7,000
	R3	1,734	1,058	676	24,204	10,294	13,910
高千帆公民館	R1	1,847	363	1,484	25,176	2,397	22,779
	R2	1,203	237	966	13,964	1,442	12,522
	R3	2,383	1,119	1,264	27,496	6,719	20,777
高泊公民館	R1	2,256	1,181	1,075	22,323	6,795	15,528
	R2	1,682	984	698	13,165	5,684	7,481
	R3	1,943	1,073	870	17,220	6,981	10,239
小野田公民館	R1	0	0	0	0	0	0
	R2	424	0	424	4,774	0	4,774
	R3	519	0	519	5,854	0	5,854
須恵公民館	R1	1,760	570	1,190	23,821	7,175	16,646
	R2	981	373	608	9,917	3,401	6,516
	R3	1,119	359	760	15,684	3,964	11,720
赤崎公民館	R1	1,582	694	888	24,951	10,084	14,867
	R2	979	646	333	14,857	9,588	5,269
	R3	1,250	701	549	21,510	9,636	11,874
本山公民館	R1	1,479	581	898	19,588	6,672	12,916
	R2	1,010	422	588	10,810	4,326	6,484
	R3	1,385	660	725	17,857	5,703	12,154
厚狭公民館	R1	3,068	896	2,172	42,579	10,906	31,673
	R2	2,291	543	1,748	22,422	4,301	18,121
	R3	2,490	770	1,720	27,707	6,701	21,006
厚陽公民館	R1	935	122	813	10,798	1,391	9,407
	R2	748	81	667	5,256	805	4,451
	R3	740	143	597	7,142	1,464	5,678
出合公民館	R1	657	114	543	11,092	1,947	9,145
	R2	355	48	307	4,223	542	3,681
	R3	569	154	415	6,660	1,630	5,030
埴生公民館	R1	1,097	164	933	10,471	904	9,567
	R2	672	96	576	5,956	498	5,458
	R3	983	196	787	12,889	1,261	11,628
津布田会館	R1	377	131	246	4,244	742	3,502
	R2	264	95	169	2,029	515	1,514
	R3	351	144	207	2,601	927	1,674
中央図書館	R1	-	-	-	120,067	754	119,313
	R2	-	-	-	78,814	721	78,093
	R3	-	-	-	95,988	867	95,121
厚狭図書館	R1	-	-	-	39,844	-	39,844
	R2	-	-	-	27,000	-	27,000
	R3	-	-	-	31,111	-	31,111
きらら交流館	R1	79,136	78,800	336	144,175	134,018	10,157
	R2	43,026	42,888	138	73,649	70,736	2,913
	R3	63,551	43,357	194	100,689	93,655	7,034
青年の家	R1	1,423	661	762	22,341	5,439	16,902
	R2	974	584	390	12,114	5,024	7,090
	R3	896	612	284	10,867	5,069	5,798
歴史民俗資料館	R1	-	-	-	3,872	0	3,872
	R2	-	-	-	4,695	0	4,695
	R3	-	-	-	4,511	0	4,511

19 きらら交流館の収支状況(5年間)

	年度	収入	支出
きらら交流館	H29	122,321,340	122,146,877
	H30	121,511,808	121,343,125
	R1	119,672,305	122,044,035
	R2	81,453,860	89,895,514
	R3	100,415,415	106,478,019

その他関係資料（総務文教常任委員会関係分）

19 きららガラス未来館の収支状況（5年間）

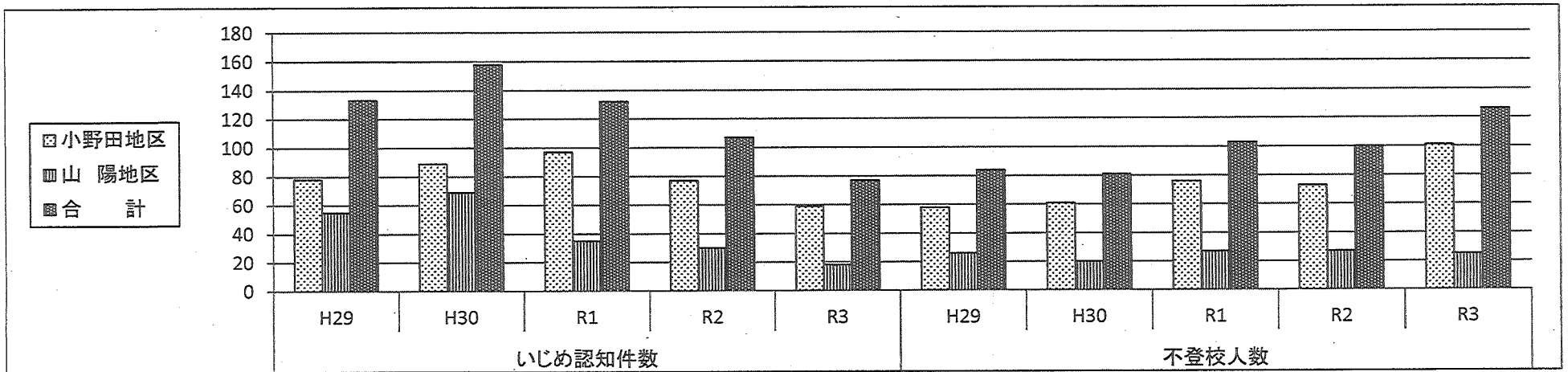
（単位：円）

	年度	収入	支出
きららガラス未来館	H29	34,590,410	34,579,787
	H30	34,686,985	34,671,291
	R1	37,639,105	38,024,658
	R2	35,236,271	35,316,576
	R3	37,025,429	37,971,263

20. いじめ認知件数及び不登校人数（小野田地区、山陽地区ごと・5年間）

地区・校種	いじめ認知件数					不登校人数				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
小野田地区小学校	25	48	61	54	42	11	10	19	18	28
小野田地区中学校	53	41	36	23	17	47	51	57	55	73
山陽地区小学校	19	30	18	16	9	6	6	7	8	11
山陽地区中学校	36	39	17	14	9	20	14	20	19	14
合計	133	158	132	107	77	84	81	103	100	126

	いじめ認知件数					不登校人数				
	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
小野田地区	78	89	97	77	59	58	61	76	73	101
山陽地区	55	69	35	30	18	26	20	27	27	25
合計	133	158	132	107	77	84	81	103	100	126



2.1. 令和3年度 工事種別落札金額、予定価格及び落札率（指名競争入札分）

(税込金額)

工事種別	区分	市内業者	市外業者	計	備考
土木工事	件数	27件	0件	27件	
	落札金額	410,144,900円	0円	410,144,900円	
	予定価格	467,319,400円	0円	467,319,400円	
	落札率	87.8%	0%	87.8%	
建築工事	件数	4件	0件	4件	
	落札金額	716,341,000円	0円	716,341,000円	
	予定価格	785,191,000円	0円	785,191,000円	
	落札率	91.2%	0%	91.2%	
電気工事	件数	8件	1件	9件	
	落札金額	134,847,900円	50,490,000円	185,337,900円	
	予定価格	156,844,600円	50,504,300円	207,348,900円	
	落札率	86.0%	99.97%	89.4%	
造園工事	件数	5件	0件	5件	
	落札金額	15,257,000円	0円	15,257,000円	
	予定価格	15,422,000円	0円	15,422,000円	
	落札率	98.9%	0%	98.9%	
管工事	件数	1件	0件	1件	
	落札金額	52,470,000円	0円	52,470,000円	
	予定価格	56,232,000円	0円	56,232,000円	
	落札率	93.3%	0%	93.3%	
その他	件数	12件	5件	17件	防水工事、 解体工事、 機械器具設置工事、 他
	落札金額	110,816,200円	265,259,500円	376,075,700円	
	予定価格	134,792,900円	273,498,500円	408,291,400円	
	落札率	82.2%	97.0%	92.1%	
合計	件数	57件	6件	63件	
	落札金額	1,439,877,000円	315,749,500円	1,755,626,500円	
	予定価格	1,615,801,900円	324,002,800円	1,939,804,700円	
	落札率	89.1%	97.5%	90.5%	

※R3.4.1～R4.3.31の指名競争入札執行分

※工事種別は、建設業法第2条の区分による

※落札率は、予定価格に対する比率

22 放課後子ども教室推進事業の利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
厚狭小学校	300	157	170
厚陽小学校	270	93	164
埴生小学校	377	346	302
出合小学校	299	231	240
津布田小学校	258	130	70
合計	1,504	957	946

◇家庭ごみ及び事業系ごみ取扱量(単位kg)

	可燃物	粗大 可燃物	不燃物	粗大 不燃物	混合ごみ	泥土	災害ごみ	空き缶	焼却灰
平成29 年度	17,900,130	63,810	593,280	7,381	581,700	249,970	11,690	147,660	1,563,580
平成30 年度	17,648,100	74,770	630,640	86,410	701,910	199,120	1,100	142,920	1,692,750
令和元年 年度	17,671,020	35,380	576,710	133,210	800,060	182,480	1,710	143,880	1,606,340
令和2年 年度	17,393,830	71,960	657,360	125,110	727,720	103,930	23,990	150,850	1,700,630
令和3年 年度	17,167,990	70,560	591,150	97,200	797,080	174,280	11,960	140,640	1,665,660

	下水道汚泥	びん	新聞	雑誌雑紙	ダン ボール	ペット ボトル	発泡トレイ	古着	合計
平成29 年度	2,828,810	537,470	494,500	540,760	319,940	155,660	30,980	226,050	26,253,371
平成30 年度	2,720,900	518,480	413,060	481,630	294,970	157,810	28,790	219,680	26,013,040
令和元年 年度	3,039,750	496,280	371,960	467,880	268,480	154,680	19,020	209,520	26,178,360
令和2年 年度	3,101,840	470,600	320,970	464,230	287,250	150,420	11,290	223,230	25,985,210
令和3年 年度	3,174,610	461,970	353,710	474,760	335,120	154,700	10,320	193,040	25,874,750

◇資源ごみごとの取扱量、売却額(5年間)

(単位 : 重量 kg、金額 円)

品目		平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
新聞	重量	499,760	434,280	372,320	322,940	369,160
	金額	7,724,782	8,085,762	5,741,974	3,576,083	4,320,479
雑誌 雑紙	重量	565,450	519,220	501,800	494,770	516,270
	金額	6,461,486	5,267,675	4,332,184	2,487,271	2,647,951
段ボール	重量	349,980	330,190	315,390	302,250	354,370
	金額	4,346,746	4,563,973	3,095,331	1,055,256	2,107,204
アルミ	重量	85,990	78,850	80,450	90,740	80,540
	金額	12,783,980	12,164,514	10,283,101	9,750,365	15,379,886
スチール	重量	65,370	75,210	61,620	77,370	59,230
	金額	1,626,740	2,449,233	1,758,408	1,571,818	2,753,766
スクラップ	重量	209,420	243,700	216,620	261,080	222,380
	金額	4,468,307	6,536,319	4,191,273	1,959,434	7,221,721
非鉄 スクラップ	重量	19,350	24,950	28,840	28,430	28,120
	金額	2,158,681	2,829,550	2,418,812	1,667,594	2,739,669
発泡 スチロール	重量	21,217	23,543	20,860	9,500	8,100
	金額	805,358	1,261,377	1,304,591	306,437	371,030
ペットボトル	重量	148,850	156,750	154,280	146,350	145,160
	金額	5,545,596	2,826,346	4,013,397	3,637,835	4,013,310
紙パック	重量	1,650	2,990	1,130	2,830	3,350
	金額	10,692	19,375	7,322	18,678	22,110
無色 ガラスカレット	重量	181,540	181,440	164,960	163,200	148,320
	金額	117,636	117,568	76,839	9,970	0
茶色 ガラスカレット	重量	146,600	163,600	151,020	134,920	119,640
	金額	79,162	88,341	54,368	6,982	0
リターナブル ビン	本数	25,930	26,960	23,072	22,808	20,854
	金額	84,008	87,347	75,474	75,264	68,816
その他ビン	重量	50,930	55,900	61,310	51,450	56,090
年度別 合計重量		2,372,037	2,317,583	2,153,672	2,108,638	2,131,584
年度別 合計金額		46,213,174	46,297,380	37,353,074	26,122,987	41,645,942

5年間の障がい者サービス利用人数及び市の負担額

(金額:千円)

サービス・事業名	利用数の単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額	利用数	金額
居宅介護(ホームヘルプ)	延べ日数	3,172	15,834	2,637	11,612	2,230	8,938	1,553	5,396	1,750	6,769
重度訪問介護	延べ日数	537	3,590	518	3,012	465	2,756	224	980	175	660
療養介護・療養介護医療	延べ日数	2,899	31,551	3,250	35,827	3,547	38,244	3,621	39,452	3,709	41,054
同行援護	延べ日数	238	1,997	242	1,900	315	2,847	350	2,460	279	1,885
短期入所(ショートステイ)	延べ日数	636	6,470	737	7,255	687	5,806	598	5,122	618	4,623
生活介護	延べ日数	34,077	350,007	34,303	361,141	35,771	361,902	36,093	384,521	38,432	413,894
施設入所支援	延べ日数	29,316	118,876	29,030	123,216	29,691	121,321	27,812	123,588	29,426	135,143
共同生活援助(グループホーム)	延べ日数	19,106	67,824	19,210	63,637	19,490	68,613	21,514	83,982	23,787	93,112
宿泊型自立訓練	延べ日数	1,780	6,950	1,280	4,878	1,390	5,548	1,180	4,460	824	4,169
自立訓練(生活訓練)	延べ日数	1,196	8,519	1,015	7,227	1,088	8,125	757	5,846	360	2,763
就労移行支援	延べ日数	5,846	37,243	3,437	24,900	2,707	24,086	3,318	25,879	3,716	26,583
就労継続支援(A型)	延べ日数	5,858	34,503	4,920	30,202	4,867	30,402	4,676	30,669	5,012	35,561
就労継続支援(B型)	延べ日数	36,514	239,928	37,601	247,347	37,221	259,992	38,217	265,070	39,871	284,159
就労定着支援	延べ件数			12	297	44	1,300	77	2,409	86	3,140
児童発達支援	延べ日数	6,350	47,337	6,104	47,442	6,312	51,182	6,843	69,682	5,236	75,529
放課後等デイサービス	延べ日数	10,588	103,555	12,390	122,691	16,421	169,541	17,025	187,056	26,279	186,175
保育所等訪問支援	延べ日数	2	32	2	22	0	0	2	38	6	76
補装具給付	延べ件数	116	10,220	127	13,934	119	11,412	127	10,690	101	10,234
更生医療給付	レセプト件数	3,563	128,826	3,704	97,280	3,801	99,915	3,766	83,355	3,612	89,118
育成医療給付	レセプト件数	94	1,402	123	7,205	113	1,875	91	1,046	105	1,892
日中一時支援	延べ日数	5,808	13,765	6,133	13,542	6,257	12,686	5,777	10,605	6,819	11,914
移動支援	延べ時間	726	1,747	552	1,311	374	836	77	172	51	119
自動車改造等助成(改造・免許)	延べ件数	2	200	2	195	5	500	3	300	2	200
住宅改修費助成	延べ件数	2	81	1	200	1	180	2	326	1	200
日常生活用具給付	延べ件数	1,357	12,064	1,377	12,633	1,457	13,670	1,444	13,411	1,447	13,798
重度心身障害者福祉医療助成	延べ件数	60,068	309,355	58,494	297,809	58,026	303,211	55,725	290,965	54,498	271,202
福祉タクシー助成	交付冊数	1,788	26,047	1,592	24,351	1,487	22,936	1,465	21,519	1,349	20,272

成人検診、がん検診実施状況 (5年間)

(全年齢)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
胃がん	対象者数	32,102	32,106	31,983	31,908	31,868
	受診者数	1,898	2,102	1,842	1,661	1,957
	受診率	13.4	12.5	12.3	11.0	11.4
大腸がん	対象者数	40,384	40,345	40,124	39,948	39,674
	受診者数	3,676	3,445	3,593	3,138	3,403
	受診率	9.1	8.5	9.0	7.9	8.6
肺がん	対象者数	40,384	40,345	40,124	39,948	39,674
	受診者数	6,274	6,173	6,377	5,555	6,015
	受診率	15.5	15.3	15.9	13.9	15.2
子宮がん	対象者数	27,982	27,738	27,402	27,106	26,862
	受診者数	1,206	1,040	1,215	927	1,068
	受診率	8.5	8.1	8.2	7.9	7.4
乳がん	対象者数	22,145	22,110	21,983	21,850	21,714
	受診者数	939	851	991	751	882
	受診率	8.6	8.1	8.4	8.0	7.5
前立腺がん	対象者数	8,739	8,511	8,213	7,970	7,810
	受診者数	522	494	496	381	412
	受診率	6.0	5.8	6.0	4.8	5.3
結核	受診者数	5,377	5,248	5,410	4,784	5,167
	受診率	33.7	32.9	33.9	29.9	31.7
健康診査	受診者数	10	5	8	11	19
若者健康診査	受診者数	(71)	(35)	(45)	50	67

※がん検診の種類によって受診率の算定方法が異なっております。

※若者健康診査の平成29年度～令和元年度までは女性の健康診査の受診者数です。

議会資料恵与

その他関係資料

27 生活保護の相談件数、申請件数、却下件数(過去5年 H29～R3年度)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数	124	123	85	113	70
申請件数	58	60	47	42	34
却下件数	5	2	3	3	1

児童虐待相談件数、保護件数、保護人数

年 度	相談件数	保護件数	保護人数
平成29年度	4件	3件	3人
平成30年度	25件	4件	8人
令和元年度	24件	3件	6人
令和2年度	31件	3件	3人
令和3年度	21件	3件	3人
合 計	105件	16件	23人

児童クラブ別申込数、利用人数、定員

クラブ名	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本山	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	39	50	59	55	61
	延べ利用者数	7,327	8,471	8,226	6,975	7,546
	平均利用人数	25.4	30.0	28.7	24.7	26.1
赤崎	定員	46	46	46	86	86
	申込者数	66	92	81	77	72
	延べ利用者数	11,379	14,055	11,472	9,899	9,444
	平均利用人数	39.4	49.7	40.1	34.2	34
須恵	定員	50	50	50	120	120
	申込者数	118	125	111	121	123
	延べ利用者数	16,105	16,547	16,805	18,519	17,525
	平均利用人数	55.9	58.6	58.8	63.9	60.4
小野田	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	71	70	68	57	72
	延べ利用者数	10,530	9,681	8,255	7,245	8,708
	平均利用人数	36.5	34.2	28.9	25.2	30.1
高泊	定員	40	40	40	80	80
	申込者数	60	70	79	79	76
	延べ利用者数	9,432	11,014	11,517	9,819	9,401
	平均利用人数	32.7	39.0	40.3	34.8	32.4
高千帆	定員	50	50	50	120	120
	申込者数	130	131	152	151	175
	延べ利用者数	15,719	16,205	19,751	17,658	19,980
	平均利用人数	54.5	58.9	69.0	62.4	68.8
有帆	定員	40	40	40	40	40
	申込者数	46	44	43	45	56
	延べ利用者数	6,877	6,123	6,270	4,921	6,265
	平均利用人数	23.8	21.7	21.9	18.0	21.7
厚狭	定員	80	80	80	80	80
	申込者数	148	94	97	96	112
	延べ利用者数	16,883	11,918	12,958	12,212	13,677
	平均利用人数	58.6	42.1	45.3	42.7	47.4
出合	定員	30	30	30	60	60
	申込者数	40	48	54	68	70
	延べ利用者数	4,705	5,647	6,198	6,652	7,761
	平均利用人数	16.3	20.0	21.7	30.2	26.9
厚陽	定員	30	30	30	30	30
	申込者数	21	18	24	21	21
	延べ利用者数	3,397	1,969	3,113	2,398	2,174
	平均利用人数	11.8	7.0	10.9	8.6	8.2
埴生	定員	30	30	30	40	40
	申込者数	47	42	49	51	59
	延べ利用者数	4,493	4,532	4,167	4,283	5,651
	平均利用人数	15.6	16.1	14.5	14.9	19.5
津布田	定員	20	20	20	20	20
	申込者数	16	10	14	13	9
	延べ利用者数	1,579	1,589	2,010	1,317	648
	平均利用人数	5.5	5.7	7.0	6.3	2.9
第二厚狭	定員		40	40	40	40
	申込者数		47	44	48	60
	延べ利用者数		6,401	6,436	5,647	7,654
	平均利用人数		22.7	22.5	19.7	26.8
合計	定員	496	536	536	796	796
	申込者数	802	841	875	862	966
	延べ利用者数	108,426	114,162	117,178	109,545	116,434
	平均利用人数	376.0	403.7	409.6	385.6	405.2

令和3年度保育所保育料及び階層ごとの人数

(円、人)

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		標準時間						短時間					
		保育料			R4.3.31現在人数			保育料			R4.3.31現在人数		
階層 区分	定 義	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児	3歳 未満児	3歳児	4歳 以上児
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0	0	33	11	37	0	0	0	2	0	3
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村市民税非課税世帯	0	0	0	11	9	9	0	0	0	1	0	1
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500	0	0	2	2	5	6,400	0	0	0	0	1
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000	0	0	9	6	15	13,800	0	0	0	1	1
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400	0	0	7	5	27	7,200	0	0	1	0	0
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400	0	0	25	6	13	19,200	0	0	1	1	2
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300	0	0	2	3	3	8,100	0	0	0	0	0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000	0	0	19	4	8	22,600	0	0	1	0	2
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000	0	0	5	1	2	8,800	0	0	1	0	0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500	0	0	30	8	12	25,100	0	0	3	3	3
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	0	0	61	21	44	29,600	0	0	6	2	3
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000	0	0	49	16	39	31,500	0	0	7	2	2
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000	0	0	61	23	35	38,400	0	0	9	0	4
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500	0	0	85	37	64	43,900	0	0	5	2	5
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500	0	0	59	31	59	45,800	0	0	9	6	7
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600	0	0	18	10	18	53,700	0	0	5	2	1
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200	0	0	47	26	52	55,300	0	0	3	2	4
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000	0	0	11	13	30	60,000	0	0	2	1	2
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000	0	0	4	2	19	78,700	0	0	0	0	1
合計					539	235	492				56	22	42

※第2子以降は、条件により減免あり

31 5年間の校區別寝たきり老人数、緊急通報利用者数

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報	寝たきり	緊急通報
有帆校区	2	/	2	/	3	/	/	/	/	/
高千帆校区	8		6		5					
高泊校区	5		2		3					
小野田校区	5		3		2					
須恵校区	5		3		2					
赤崎校区	4		2		4					
本山校区	0		1		0					
厚狭校区	10		6		7					
出合校区	2		0		0					
厚陽校区	2		1		2					
埴生校区	1		1		2					
津布田校区	2		1		0					
計	46	297	28	329	30	326	-	338	-	322

※ 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により高齢者実態調査を中止したため、寝たきり老人数は把握していません。

32 5年間の高齢者福祉サービスごとの利用者数、金額(各年度3月末現在)

(金額:千円)

	利用者数の単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額	利用者数	金額
住宅改修支援事業	延べ人数	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	延べ人数	7	967	7	886	6	884	4	451	5	662
介護保険低所得者利用者負担軽減助成金	延べ人数	5	21	4	9	0	0	2	6	0	0
介護保険低所得者利用者負担対策措置費	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無年金者特別給付事業	実人数	2	240	2	240	2	240	2	240	2	240
寝たきり高齢者等見舞金	実人数	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	859	10,643	1,529	18,923	1,470	18,322	1,471	18,664	1,355	18,365
通所型サービス【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	1,679	36,234	4,298	88,855	4,701	101,840	4,894	109,814	5,114	119,103
通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	3,818	10,298	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】	延べ人数	1,716	4,655	-	-	-	-	-	-	-	-
緊急時短期入所サービス(ショートステイ)事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活管理短期入所事業	延べ人数	20	73	24	95	49	193	37	146	57	228
寝具乾燥事業	延べ人数	76	362	60	237	60	300	64	297	42	196
入浴サービス事業	延べ人数	45	359	51	292	54	310	52	299	54	308
高齢者実態把握事業	延べ人数	2,173	5,957	2,093	5,652	1,850	4,995	1,785	4,820	1,796	4,849
配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】	延べ人数	5,323	2,462	-	-	-	-	-	-	-	-
配食サービス事業【任意事業】	延べ人数	2,820	1,311	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ助成事業	延べ人数	700	4,063	512	2,982	503	2,924	471	2,153	283	1,656
安心相談ナースホン事業	実人数	297	3,872	329	4,396	326	4,412	338	4,303	322	4,357
福祉電話	実人数	26	578	27	559	29	614	27	613	26	573

※ 通所型サービス委託料(いきいき型)【介護予防・生活支援サービス事業】及び介護予防型デイサービス事業【一般介護予防事業】は、平成29年度で事業廃止。

配食サービス事業【介護予防・生活支援サービス事業】及び配食サービス事業【任意事業】は、平成29年度で事業廃止。

寝たきり高齢者等見舞金は、平成29年度に廃止し、平成30年度から内容を変えて実施。

ファミリーサポートセンターの利用実績

利用件数

年度	利用件数
令和 元年度	624件
令和 2年度	465件
令和 3年度	461件

会員数

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
令和 元年度	280人	36人	34人	350人
令和 2年度	300人	40人	36人	376人
令和 3年度	289人	42人	41人	372人

34 DV関連相談件数(5年間)

市民活動推進課

(単位:件)

H29	H30	R1	R2	R3
41	43	39	42	46

議会資料恵与

その他関係資料

35 中央福祉センターの指定管理者委託料の内訳

山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市中央福祉センター（以下「福祉センター」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号。以下「条例」という。）第12条の規定により指定管理者に指定された乙が行う福祉センターの管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第13条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 福祉センターの使用の許可に関する業務
- (2) 福祉センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、福祉センターが円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額
令和3年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和4年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)
令和5年度	金12,159,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※当該消費税及び地方消費税相当額は、当該指定管理料の請求のときに加算する。

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

者

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

に

(事業計画等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画については当該年度開始後速やかに提出するものとする。

令

(1) 管理運営の体制

(2) 管理運営に要する経費の総額及び内訳

(3) その他甲が必要と認める事項

5。

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、管理業務の運営状況について甲の指定する様式により、毎月終了後20日以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 各施設の利用状況

(3) 管理経費の収支決算

(4) その他甲が必要と認める事項

算

成

度、

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、乙が福祉センターの指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告については、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」とあるのは「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理の業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)の定めるところにより公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(福祉センターの使用)

第18条 乙は、管理物件を除く福祉センターの施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第19条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第20条 乙は、福祉センターの管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(協定の改定)

第21条 福祉センターの業務管理に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第22条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

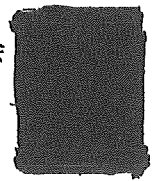
甲 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛二

乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

会長 森田純



日

各

別記1 (第2条関係)

管理業務仕様書

管理業務の範囲

- (1) 福祉センター使用申請の受付、使用料の徴収
- (2) 福祉センター内外の掃除
- (3) 浴室使用日における浴室の準備及び浴槽の湯加減の調節
- (4) 娯楽のための会館利用者に対する湯茶の準備
- (5) 火災予防及び盗難防止並びに災害発生時における会館利用者の避難誘導及び関係機関への通報
- (6) その他センター管理に関する事項
施設及び備品の管理、電話の受付、緊急用連絡、消灯確認、戸締まり、文書の收受他

業務の時間

毎週(日、月、火、木、金、土曜日) 8:30~22:00

ただし、祝日、水曜日が祝日の場合翌日、8月15日、12月29日から1月3日までは除く。

掃除業務の基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 毎日実施するところ：玄関ホール、各室、便所、風呂(開設日)
- (2) 週1回以上実施するところ：倉庫、駐車場、前庭
- (3) 月1回以上実施するところ：窓ガラス拭き

別記2 (第8条関係)

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など(予算案の不承認、政策変更等)	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など(不可抗力を除く)		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3（第16条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

（目的外収集・利用の禁止）

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

（適正管理）

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報

の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

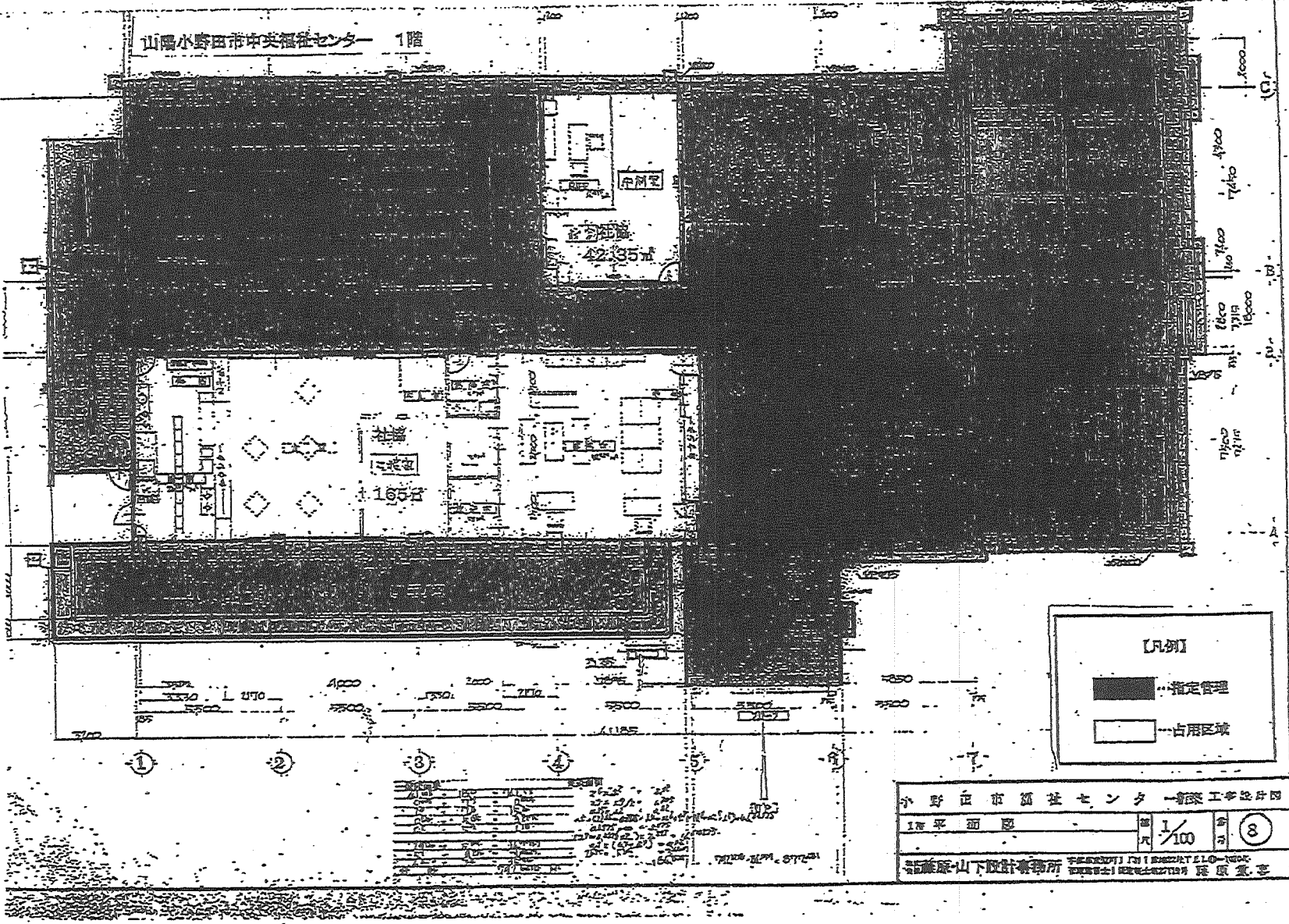
第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

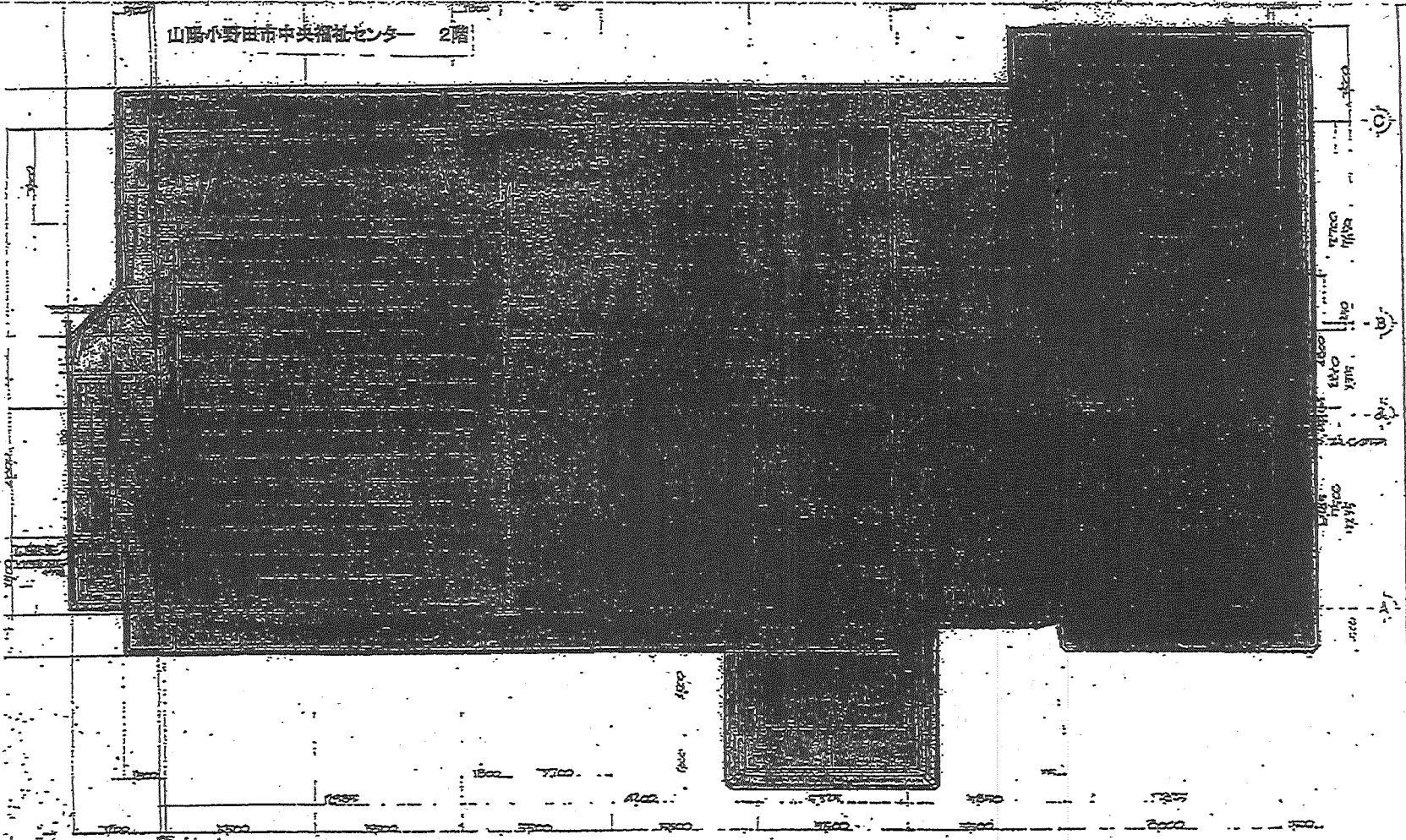
第10 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

1階

山陽小野田市中茶屋街センター



山陽小野田市中興福祉センター 2階

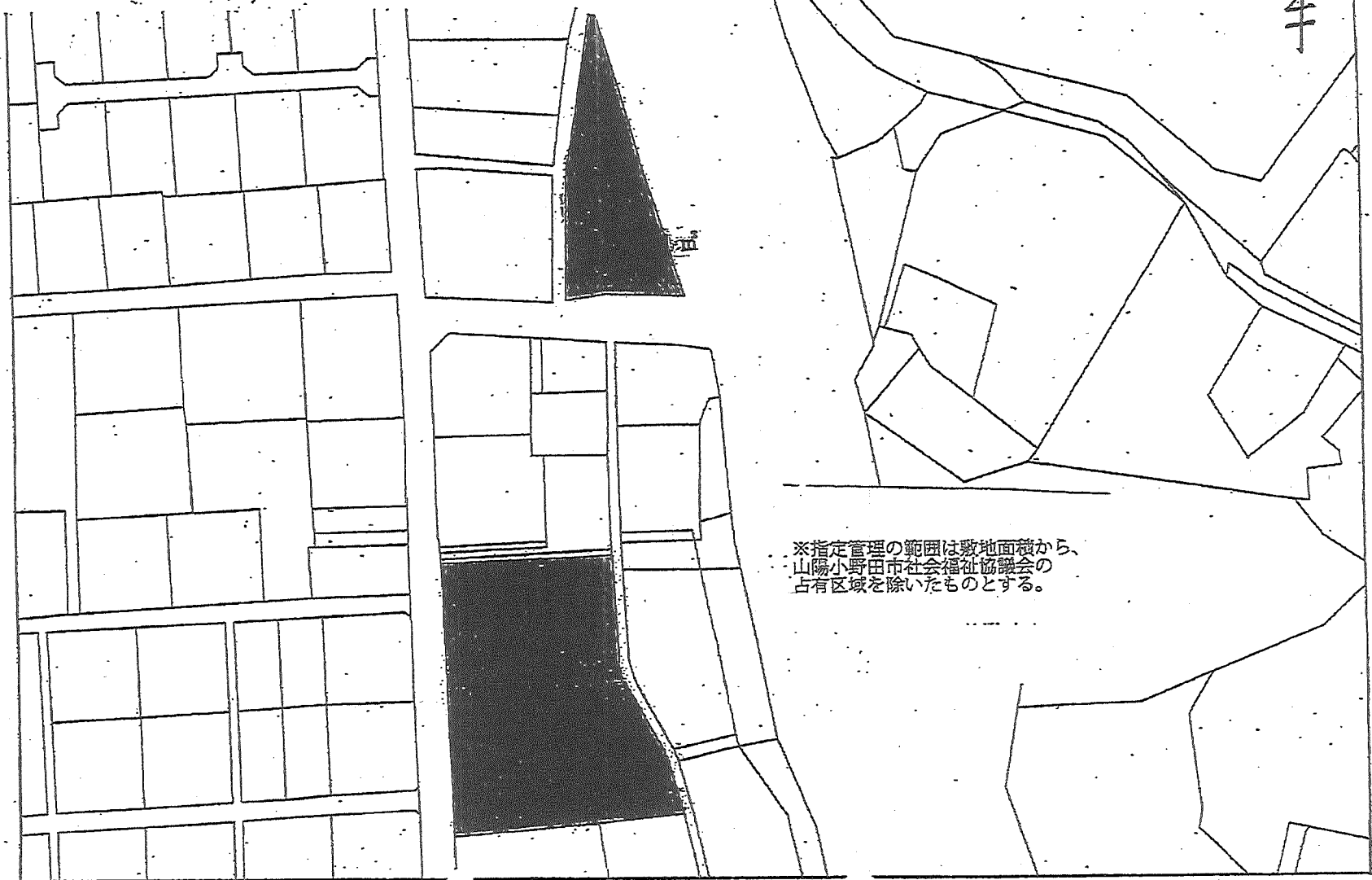


① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

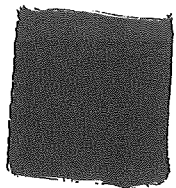
山陽小野田市中興福祉センター
 2階平面図
 1/100

山陽小野田市中興福祉センター 2階平面図		縮尺	1/100	図番	⑨
設計者 山陽小野田市中興福祉センター		設計事務所 山陽小野田市中興福祉センター			

山陽小野田市中大瀬社センター敷地



※指定管理の範囲は敷地面積から、
山陽小野田中社会福祉協議会の
占有区域を除いたものとする。



山陽小野田市中央福祉センターの理運営に関する協定書の一部を
変更する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、令和3年4月1日付けで締結した山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定第8条に規定するリスク分担表を次のように改める。

別記2（第8条関係）

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など（不可抗力※を除く）		○
業務内容の変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の損傷	経年劣化によるもので、1件500千円未満のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（1件500千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	○	
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 ※ただし、市が加入する「全国市長会市民総合賠償保険」の保険給付対象となる場合あり		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
運営リスク	不可抗力※に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少（不可抗力※を含む）		両者の協議により経費及び損害額を算定し、負担割合を定める。
利用者数の変動	利用者の変動による収入の変動（不可抗力※を含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以外のとき）		○
事業評価	事業内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※不可抗力…暴風、豪雨、洪水、地震、地盤沈下、暴動、感染症の蔓延等、市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象

○
この協定による変更後の山陽小野田市中央福祉センターの管理運営に関する協定第8条に規定するリスク分担表は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

○
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

○
令和3年(2021年)4月26日

○
甲 山陽小野田市

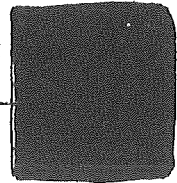
山陽小野田市長 藤田 剛



○
乙 山陽小野田市千代町一丁目2番28号

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

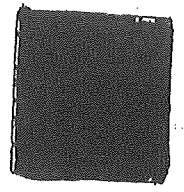
会長 森田 純



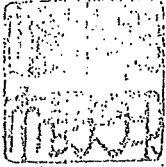
○
より
額を
割合

○
延
又

1950
1951
1952



山陽小野田市本山児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市本山児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,327,000円
令和4年度	金6,327,000円
令和5年度	金6,327,000円
令和6年度	金6,327,000円
令和7年度	金6,327,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

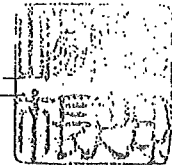
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

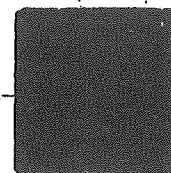
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 そ

- (1)

め

- (2)

る

- (3)

上

別記 1

管理業務仕様書

- 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設的美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
 - (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変

金利変

周 辺

域・住

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可拵

書類

り

資金調

施設・

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別

第

第

第

第

第

第

第

2

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

山陽小野田市赤崎児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市赤崎児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,159,000円
令和4年度	金6,159,000円
令和5年度	金6,159,000円
令和6年度	金6,159,000円
令和7年度	金6,159,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表)に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

終
か
6
全
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
日
子
し
と
の
公
開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

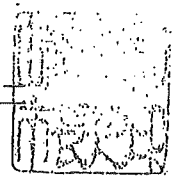
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

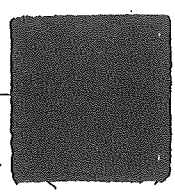
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

- 1 条例
- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

- 2 児童
- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

- 3 その
- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

- 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
 - (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺
域・住
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的・理
由による
事
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

(
第1
た
正
(
第2
ら
た
(
第3
の
(
第4
用
(
第5
情
(
第6
が
し
(
第7
損
う
と

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市須恵児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市須恵児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,332,000円
令和4年度	金6,332,000円
令和5年度	金6,332,000円
令和6年度	金6,332,000円
令和7年度	金6,332,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

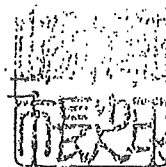
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

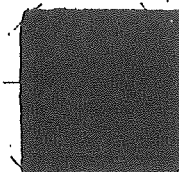
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記

1 条

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

2 児

(1)

検

(2)

と

(3)

て

3 その

(1)

め

(2)

(時

る者

(3)

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。
施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
- (2) 施設の清掃に関すること。
施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。
施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価

金利

周

域・

び施

用者

対応

法令

更

税制

変更

政治、

的理

よる

変更

不可抗

書類の

り

資金調

設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び 施 設 利 用 者 へ の 対 応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法 令 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 度 の 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よ る 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書 類 の 誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資 金 調 達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施 設 ・ 設 備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手は特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記

第

第

第

第

第

第

第

2

別記3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市小野田児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市小野田児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを行履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3. 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,276,000円
令和4年度	金6,276,000円
令和5年度	金6,276,000円
令和6年度	金6,276,000円
令和7年度	金6,276,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

2
第
第
第
の
令

冬
ハ
3
全
ハ。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
市
し
と
の
開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

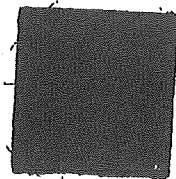
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

1 条

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

2. 児

- (1)

検

- (2)

と

- (3)

て

3 その

- (1)

め

- (2)

(明

る

- (3)

上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。
施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
- (2) 施設の清掃に関すること。
施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。
施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種

物価変動

金利変動

周辺
域・住居
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的理
由による
事
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記
第1
た
正
第2
ら
た
第3
の
第4
用
第5
情
第6
が
し
第7
損
と

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

山陽小野田市高泊児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高泊児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,841,000円
令和4年度	金6,841,000円
令和5年度	金6,841,000円
令和6年度	金6,841,000円
令和7年度	金6,841,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

こ
1
ま
。
画
払
分
に
。や

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

- 3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報（施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。）について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

終
か
6
全
、
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
市
し
と
の
開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2. 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

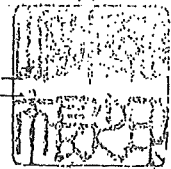
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

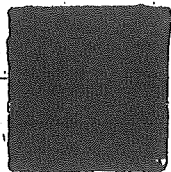
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

3 その他

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭和
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

- 1 条例第 4 条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」第 38 条第 2 項各号のいずれかに該当する者であること。
 - (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周辺地
域・住民及
び施設利
用者への
対応

法令の変
更

税制度の
変更

政治、行政
的 理 由 に
よ る 事 業
変 更

不可抗力

書類の誤
り

資金調達

施設・設備
の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺 地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的理由に よる事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の損傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 (ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。)		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

第1
た
正
第2
ら
た
(
第3
の
(
第4
用
(
第5
情
(
第6
が
し
(
第7
損

別記 3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

山陽小野田市高千帆児童館の管理運営に関する協定書



山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市高千帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,139,000円
令和4年度	金6,139,000円
令和5年度	金6,139,000円
令和6年度	金6,139,000円
令和7年度	金6,139,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

じ

い

ま

。

画
私

分

こ

や

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

2

第1と

第1と

第2

第2

の

令

終
か
6
全
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
市
し
と
の
開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

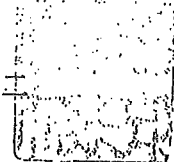
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

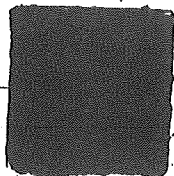
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森田純



別記 1.

- 1 条例
- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

- 2 児童
- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て利

- 3 その
- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1.

管理業務仕様書

- 1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務
 - (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
 - (2) 児童の健全育成に関すること。
 - (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
 - (4) 児童の各種の相談に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

- 2 児童館の施設の維持管理に関する業務
 - (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。

施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
 - (2) 施設の清掃に関すること。

施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
 - (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

- 3 その他
 - (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
 - (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
 - (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

種

物価変動

金利変動

周辺

域・住民

び施設

用者へ

対応

法令の

更

税制度

変更

政治、行

政的理

由

よる事

変更

不可抗力

書類の

り

資金調達

施設・設

の損傷

別記 2

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
周 辺・地 域・住民及 び施設利 用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

（基
第1
たっ
正に
（秘
第2
らし
た後
（再
第3
のと
（目
第4
用す
（第
第5
情報
（複
第6
が証
して
（適
第7
損傷
う努
2乙
と職

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することとします。

山陽小野田市有帆児童館の管理運営に関する協定書

山陽小野田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、山陽小野田市有帆児童館（以下「児童館」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山陽小野田市児童館条例（平成17年山陽小野田市条例第111号。以下「条例」という。）第5条の規定により指定管理者に指定された乙が行う児童館の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- (1) 条例第4条に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 児童館の施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、地方自治法その他の関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、児童館が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があったときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指定の期間)

第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(指定管理料)

第6条 管理業務に対する指定管理料の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	指定管理料の額 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
令和3年度	金6,402,000円
令和4年度	金6,402,000円
令和5年度	金6,402,000円
令和6年度	金6,402,000円
令和7年度	金6,402,000円

2 各事業年度当初に甲乙協議した上で前項の指定管理料の支払計画書を作成し、その計画に従って乙は請求し、甲は指定管理料を支払う。

(指定管理料の額の変更)

第7条 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2「リスク分担保表」に定めるとおりとする。

(事業計画等)

第9条 乙は、各年度の1月末までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和3年度の事業計画書については当該当年度開始後速やかに提出するものとする。

じ

1

ま

- (1) 管理運営の体制
- (2) 事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後20日以内に次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容及び実績
- (2) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後2か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 児童館の利用状況
- (3) 管理経費の収支決算
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、収支に関する帳簿その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、乙が児童館の指定管理者として管理業務を継続することが適当でない認められるとき。

2 前項により指定管理者の指定を取り消された場合の事業報告につ

いては、前条の規定を準用する。この場合において「毎事業年度終了後2か月以内」は「指定管理者の指定を取り消された日から1か月以内」と読み替えるものとする。

3 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その6か月前までに甲の承認を得なければならない。

4 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

5 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(原状回復義務)

第13条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、管理物件の管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2. 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取り扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」及び山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)を遵守しなければならない。

(情報公開)

第17条 乙は、その管理する施設の管理業務により保有することとなった情報(施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)について公開請求があったときは、山陽小野田市情報公開

条公
2
を
(
第1
と
(
第1
整
(
第2
は
こ
(
第2
な
こ
のう
令和

終
か
6
全
、
い。
お
消
止
や
き
す
し
害
な
限
扱
市
し
と
の
開

条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の定めるところにより
公開しなければならない。

2 乙は、その運営方針、財務状況等の情報公開について必要な措置
を講じるよう努めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第18条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行った
ときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第19条 乙は、児童館の管理業務に必要な諸規則、非常時の体制を
整備し、これを甲に届け出なければならない。

（協定の改定）

第20条 乙は、児童館の管理業務に関し、事情が変更したとき、又
は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定する
ことができる。

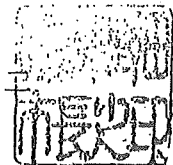
（協議）

第21条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
ない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

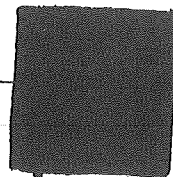
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印
のうえ、各自その1通を所持する。

令和3年4月1日

甲 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤 田 剛



乙 社会福祉法人
山陽小野田市社会福祉協議会
会長 森 田 純



別記 1

1 条例

- (1) 健
- (2) 児
- (3) 育
- (4) 児
- (5) 前

2 児童

- (1) 施
施
検、
- (2) 施
施
とし
- (3) 施
施
て未

3 その

- (1) 開
める
- (2) 児
(昭
る者
- (3) 児
上を

別記 1

管理業務仕様書

1 条例第4条に掲げる次の事業の企画及び実施に関する業務

- (1) 健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別指導を行うこと。
- (2) 児童の健全育成に関すること。
- (3) 育児について必要な助言、指導等に関すること。
- (4) 児童の各種の相談に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、児童館の設置の目的達成に必要なこと。

2 児童館の施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設及び設備等の保守点検に関すること。
施設の美観を維持するとともに、設備（消防設備、浄化槽等）の日常点検、法定点検を行い、初期の性能を維持できるよう努めること。
- (2) 施設の清掃に関すること。
施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常的な清掃を実施すること。
- (3) 施設の日常管理、保安警備業務に関すること。
施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保に努めること。

3 その他

- (1) 開館時間及び休館日は、「山陽小野田市児童館の開館時間及び休館日を定める規則」を参照のこと。
- (2) 児童の遊びを指導する者は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」第38条第2項各号のいずれかに該当する者であること。
- (3) 児童の遊びを指導する者は、関係研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ること。

別記 2

種 類

物価変動

金利変動

周 辺
域・住民
び施設
用者へ
対応

法令の
更

税制度
変更

政治、行
政的理
由
よる事
変更

不可抗力

書類の
り

資金調達

施設・設
の損傷

リスク分担表

類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増額		○
利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
近 地	地域との協調		○
域・住民及 び施設利 用者への 対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の 変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政 的 理 由 に よる 事 業 変 更	政治、行政的理由から施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤 り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払遅延によって生じた事由		○
施設・設備 の 損 傷	経年劣化によるもので、10万円以下のもの		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない2万円以下の損傷		○

	第三者の行為から生じたもので相手が特定できない上記以外のもの	○	
資料等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
第三者への 賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 （ただし、市が加入している「市民総合賠償補償保険」の保険給付対象となる場合があります。）		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリ ティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了 時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

別記3

（
第1
た
正
（
第2
ら
た
（
第3
の
（
第4
用
（
第5
情
（
第6
か
し
（
第7
携
（
2
と

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得なければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写、複製又はこれに類する行為をしてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、この契約による事務に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の保護の適切な管理のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだり

に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(資料等の返還等)

第8 乙がこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に方法を示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(注) 1. 甲は実施機関、乙は受託者をいいます。

2. 受託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は、省略することにします。

収入
印紙

第1回業務委託変更契約書

件名 令和3年度児童クラブ保育業務委託

場所 各児童クラブ

完了
期限 変更前
変更後

変更金額 既定委託代金額を
93,674,000 円を 90,438,000 円とし
3,236,000 円 減額 する
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

契約保証金 免除

仕様変更 なし

変更業務内容 開所日数減による減額、児童数減に伴う減額等

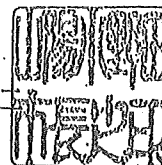
その他事項

令和3年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部
を変更する契約を締結する。
この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書
とともに保有する。

令和4年3月31日

甲

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛



乙

所在地
氏名・名称
及び代表者

山陽小野田市千代
社会福祉法人 山
会長 森田 純

28号
会福祉協議会

予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サ区A 児童クラブ事業

科目	拠点区分		全拠点区分対象		令和3年04月01日から令和4年03月31日まで				
	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額	執行残額	執行率	
事業活動による収入	94683000	4324000	99007000	0	99007000	96722254	2284746	97.69	
經常経費補助金収入	0	5333000	5333000	0	5333000	3048254	2284746	57.16	
市区町村補助金収入	0	5333000	5333000	0	5333000	3048254	2284746	57.16	
市補助金収入	0	5333000	5333000	0	5333000	3048254	2284746	57.16	
受託金収入	94683000	-1009000	93674000	0	93674000	93674000	0	100.00	
市町村受託金収入	94683000	-1009000	93674000	0	93674000	93674000	0	100.00	
児童クラブ事業受託金収入	94683000	-1009000	93674000	0	93674000	93674000	0	100.00	
事業活動による収入 合計	94683000	4324000	99007000	0	99007000	96722254	2284746	97.69	
事業活動による支出	94683000	3944620	98627620	0	98627620	96342874	2284746	97.68	
人件費支出	86938000	474000	87412000	0	87412000	87390730	21270	99.98	
職員給料支出	19970000	-608000	19362000	0	19362000	19466517	-104517	100.54	
職員俸給支出	15858000	-779000	15079000	0	15079000	15349729	-270729	101.80	
職員諸手当支出	4112000	171000	4283000	0	4283000	4116788	166212	96.12	
通勤手当	992000	-201000	791000	0	791000	802300	-11300	101.43	
超過勤務手当	2976000	-653000	2323000	0	2323000	2243112	79888	96.56	
役職手当	60000	0	60000	0	60000	49376	10624	82.29	
諸手当	84000	1025000	1109000	0	1109000	1022000	87000	92.16	
職員賞与支出	3869000	-342000	3527000	0	3527000	3520854	6146	99.83	
職員賞与支出	3869000	-342000	3527000	0	3527000	3520854	6146	99.83	
非常勤職員給与支出	59001000	1139000	60140000	0	60140000	60192641	-52641	100.09	
非常勤職員給与支出	59001000	1139000	60140000	0	60140000	60192641	-52641	100.09	
法定福利費支出	4098000	285000	4383000	0	4383000	4210718	172282	96.07	
保健衛生費支出	273000	962000	1235000	0	1235000	115316	1119684	9.31	
水道光熱費支出	2405000	0	2405000	0	2405000	2537581	-132581	105.51	
燃料費支出	20000	0	20000	0	20000	0	20000	0.00	
消耗器具備品費支出	1465000	-83948	1381052	0	1381052	624239	756813	45.20	
保険料支出	240000	8000	248000	0	248000	30820	217180	12.43	
車輦費支出	240000	0	240000	0	240000	36059	203941	15.02	
事務費支出	3318000	2584568	5902568	0	5902568	5108129	794439	86.54	
福利厚生費支出	585000	-85596	499404	0	499404	217904	281500	43.63	
旅費交通費支出	1200000	-66947	53053	0	53053	0	53053	0.00	
研修研究費支出	240000	-127241	112759	0	112759	48026	64733	42.59	
職員研修費支出	240000	-127241	112759	0	112759	48026	64733	42.59	
事務消耗品費支出	1445000	2888000	4333000	0	4333000	4044692	288308	93.35	
印刷製本費支出	480000	0	480000	0	480000	461923	18077	96.23	
通信運搬費支出	0	36000	36000	0	36000	30874	5126	85.76	
広報費支出	240000	-33000	207000	0	207000	179200	27800	86.57	
業務委託費支出	88000	10000	98000	0	98000	88440	9560	90.24	
手数料支出	0	46000	46000	0	46000	37070	8930	80.59	
雑支出	120000	-82648	37352	0	37352	0	37352	0.00	
事業活動による支出 合計	94683000	3944620	98627620	0	98627620	96342874	2284746	97.68	
増減差額	0	379380	379380	0	379380	379380	0	0.00	
施設整備等による収入	0	1233000	1233000	0	1233000	1233000	0	100.00	
施設整備等補助金収入	0	1233000	1233000	0	1233000	1233000	0	100.00	
施設整備等補助金収入	0	1233000	1233000	0	1233000	1233000	0	100.00	

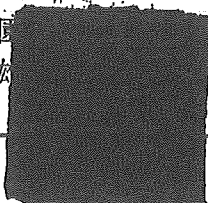
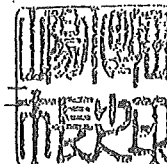
予算執行状況表

事業名：社会福祉事業

サ区A 児童クラブ事業

科 目	拠点区分		全拠点区分対象		令和3年04月01日から令和4年03月31日まで				
	当初予算額	補正額	計(1)	流用額	計(2)	執行額	執行残額	執行率	
施設整備等による収入 合計	0	1233000	1233000	0	1233000	1233000	0	100.00	
施設整備等による支出	0	1612380	1612380	0	1612380	1612380	0	100.00	
固定資産取得支出	0	1612380	1612380	0	1612380	1612380	0	100.00	
器具及び備品取得支出	0	1612380	1612380	0	1612380	1612380	0	100.00	
施設整備等による支出 合計	0	1612380	1612380	0	1612380	1612380	0	100.00	
増減差額	0	-379380	-379380	0	-379380	-379380	0	0.00	
前期末支払資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0.00	
当期末支払資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0.00	

収入 印紙	第 1 回 業 務 委 託 変 更 契 約 書	
件 名	令和 3 年 度 児 童 ク ラ ブ 保 育 業 務 委 託	
場 所	第二厚狭児童クラブ	
完 了 期 限	変更前 変更後	
変更金額	既定委託代金額を 8,313,000 円を 8,016,000 円とし 297,000 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)	
契約保証金	免 除	
仕様変更	なし	
変更業務内容	開所日数減による減額及び児童数増に伴う減額	
その他事項		
<p>令和3年4月1日 に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部 を変更する契約を締結する。 この契約の証として本書を 2 通作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を原契約書 とともに保有する。</p> <p>令和 4 年 3 月 31 日</p> <p>甲 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤 田 剛</p> <p>乙 所在地 山陽小野田市大字厚狭1031-1 氏名・名称 社会福祉法人 真珠保育園 及び代表者 理事長 有 馬 瑛 祐</p>		



第二児童クラブ 令和3年度 収支決算(見込み)

収 入

科 目	金 額	備 考
市委託費	8,016,000	
補助金	422,000	コロナ感染症対策事業400,000 処遇改善臨時特例事業22,000
その他	802,500	おやつ代
雑収入	23	預金利息
繰越金	196,152	真珠保育園より負担
合計	9,436,675	

支 出

人件費	4,207,105	放課後支援員等賃金
共済費	237,789	法定福利費
消耗品費	357,301	
光熱水費	275,856	
修繕費	0	
通信費	62,118	
手数料	4,950	
使用料及び賃借料	2,864,532	土地・建物 NTT等
研修費	0	
給食費	848,874	おやつ代
清掃委託費	88,737	
雑費	489,413	浄化槽協会・山陽清掃社
	9,436,675	

36 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

1. 市民館利用状況

(1) 文化ホール

(単位：件/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ－ル			43	2,175	117	6,459
第1.2会議室			16	1,365	81	3,300
第1講義室			103	1,312	127	1,949
第2講義室			22	212	43	335
団体会議室			15	130	32	385
調理実習室			6	24	14	149
和室			4	30	0	0
工作室			6	37	5	47
合計			215	5,285	419	12,624

(2) 体育ホール

(単位：件/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホ－ル			178	2,036	231	5,638

※令和元年度は耐震改修工事等に伴い全館閉館

※新型コロナウイルス感染症拡大防止及び工事による貸館休止

R2.4.1～5.24、R2.8.24～9.22、R2.12.26～12.28：R2年度87日間/R3.8.27～9.27：R3年度32日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

※工事により文化ホール及び会議室等貸館休止 R4.1.11～2.15：R3年度36日間

2. 不二輸送機ホール（文化会館）利用状況

(単位：件/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
大ホ－ル	160	31,341	48	5,560	93	13,759
小ホ－ル	208	9,022	119	2,269	165	3,603
研修室	284	2,934	116	746	124	810
和室	149	876	46	138	65	230
スタジオ	109	225	23	30	35	28
楽屋	259	742	55	56	69	98
合計	1,169	45,140	407	8,799	551	18,528

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による貸館休止 R2.3.2～3.31：R1年度30日間

/R2.4.1～5.24、R2.8.24～9.22：R2年度84日間/R3.8.27～9.27：R3年度32日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による新規貸館受付停止 R3.5.21～6.20：R3年度31日間

3. きららガラス未来館利用状況

(単位：人/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3	
	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数	来館者数	体験者数
きららガラス未来館	12,255	4,109	8,016	2,130	13,482	3,897

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館措置 R2.2末～3.31：R1年度32日間

/R2.4.1～5.26、R2.8.24～9.22：R2年度86日間/R3.8.27～9.26：R3年度33日間

※県外在住者の入館制限 R2.5.27～6.18：R2年度23日間/R3.5.21～6.20：R3年度31日間

36 文化スポーツ推進課所管の各施設の利用状況（3年間） ※年度ごと

4. 体育施設利用状況

(単位：件/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3		
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
野球場	145	5,693	119	4,677	150	5,700	
サッカー場	80	7,575	58	3,464	54	3,402	
市民プール	14,950	14,950	-	-	-	-	
武道館	柔剣道場	797	8,205	688	6,565	708	7,759
	弓道場	740	3,541	590	2,117	663	3,300
市民体育館	アリーナ	2,465	52,634	1,910	21,967	2,171	30,389
	トレーニング室	19,170	19,170	7,362	7,362	10,968	10,968
	会議室	206	2,544	62	762	74	884
赤崎運動広場	350	12,627	195	4,427	220	5,993	
小野田運動広場	昼間	317	10,257	377	8,963	269	5,942
	夜間	104	2,324	129	5,107	139	3,853
高千帆運動広場	435	13,765	281	6,285	335	8,374	
アイチェリ場	236	667	204	585	255	819	
厚狭球場	146	4,834	73	2,598	76	5,269	
岡石丸運動広場	292	11,175	187	5,524	245	7,556	
下村テニスコート	444	3,976	328	2,685	288	3,414	
合計	40,877	173,937	12,563	83,088	16,615	103,622	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止 R2.3.4~3.31：R1年度28日間

／R2.4.1~5.24、R2.8.24~9.22：R2年度84日間／R3.8.27~9.26：R3年度31日間

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設利用自粛・新規受付停止 R3.5.21~6.20：R3年度31日間

※市民プール：R2年度、R3年度とも全休業（新型コロナウイルス感染症拡大防止による）

5. おのサン サッカーパーク（サッカー交流公園）利用状況

(単位：件/人)

施設区分	R 1		R 2		R 3	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
天然芝サッカー場	240	8,300	217	7,390	226	8,330
多目的スポーツ広場	1,181	67,633	472	22,795	1,016	53,948
交流施設棟（会議室）	242	4,688	332	7,355	281	2,353
合計	1,663	80,621	1,021	37,540	1,523	64,631

※多目的スポーツ広場改修工事に伴う利用休止 R2.11月~R3.4月：R2年度6箇月

※新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設貸出休止

R2.4.13~5.24、R2.8.24~9.22：R2年度72日間／R3.8.27~9.27：R3年度32日間

スマイルキッズ利用状況

No.37

事業名	H30	R1	R2	R3
地域子育て支援拠点事業	18,656人	17,061人	6,250人	6,241人
子育てコンシェルジュ事業	32人	33人	18人	15人
子育て世代包括支援センター事業	576人	819人	775人	762人
母子保健事業	2,705人	2,097人	1,076人	1,096人
ファミリーサポートセンター	185人	100人	58人	61人
家庭児童相談事業	37人	62人	35人	61人
視察	105人	124人	-	-
リユース会	140人	250人	-	-
合計	22,436人	20,546人	8,212人	8,236人

38 環境調査センターの調査実績(3年間)

(1) 常時監視測定(調査)実績(単位:検体数)

	海域調査	河川調査	遊水池調査	工場排水調査	浄化槽排水調査	大気汚染調査	計
令和元年度	741	848	342	2,793	376	2,052	7,152
令和2年度	885	856	342	2,791	360	2,052	7,286
令和3年度	885	912	342	2,691	290	2,043	7,163

(2) 行政需要に関する測定(調査)実績(単位:検体数)

	水産振興(栄養塩) 及び環境保全 (江汐湖水質調査等)	その他の行政需要 (突発事故等原因調査)	計
令和元年度	593	4,661	5,254
令和2年度	575	4,259	4,834
令和3年度	577	4,459	5,036

(3) 受託測定(調査)実績(単位:検体数)

	美祢市 (大気)	美祢市 (河川)	山口東京理科大学 (下水等)	計
令和元年度	2,016	45		2,061
令和2年度	1,981	45	545	2,571
令和3年度	1,925	45	545	2,515

(4) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学との連携
(単位:検体数)

	測定(調査)の内容	計
令和元年度	大学との共同研究・技術協力	4,498
令和2年度	大学との共同研究・技術協力	3,952
令和3年度	大学との共同研究・技術協力	3,341

(1)~(4)の合計
(単位:検体数)

	合計
令和元年度	18,965
令和2年度	18,643
令和3年度	18,055

39. 5年間の制度融資利用状況、各年度返済額、未収発生額

(単位:千円)

	融資実績(件数/金額)		返済額	未収発生額
平成29年度	15	93,300	111,528	0
平成30年度	24	145,750	127,570	0
令和元年度	25	166,140	115,394	0
令和2年度	10	73,000	118,345	0
令和3年度	9	46,000	82,375	0

資料NO.40

耕地面積及び耕作放棄地面積

単位:ha

年度	耕地面積	耕作放棄地面積
H29	1,430	275
H30	1,420	289
R1	1,390	298
R2	1,340	176
R3	1,330	71

(農業従事者数)

◎農家数

(単位:戸数)

年	市町名	総農家数	販売農家数			自給的農家	経営耕地規模別農家数(販売農家)					
			主業経営体	準主業経営体	副業的経営体		0.5ha未満	0.5ha～1.0ha	1.0ha～1.5ha	1.5ha～2.0ha	2.0ha～3.0ha	3.0ha以上
2020	山陽小野田市	710	31	45	294	340	101	139	56	34	16	24
2015	山陽小野田市	913	46	88	347	432	107	198	83	36	24	33
増減数	計	-203	-15	-43	-53	-92	-6	-59	-27	-2	-8	-9

※1 「2015年農林業センサス」、「2020年世界農林業センサス」のデータを使用したものです。

※2 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯か、10a未満であるときは、農業生産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯です。

※3 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上、又は30a未満で年間農産物販売金額が50万円以上の農家をいいます。

※4 「主業経営体」とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※5 「準主業経営体」とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、自営農業に60日以上従事した65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

※6 「副業的経営体」とは、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいいます。

※7 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。

No.41

陸揚金額及び組合員数(漁港別)

H29

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	64	22	5	27	20
高泊	4	13	23	36	4
梶	4	11	16	27	9
埴生	55	22	8	30	23
計	127	68	52	120	56

H30

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	63	20	5	25	20
高泊	8	13	22	35	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	45	19	9	28	20
計	120	62	53	115	53

H31

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	65	19	5	24	19
高泊	8	18	31	49	4
梶	4	10	17	27	9
埴生	35	18	9	27	19
計	112	65	62	127	51

R2

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	62	19	4	23	19
高泊	7	15	29	44	4
梶	3	7	19	26	7
埴生	32	18	11	29	19
計	104	59	63	122	49

R3

漁港名	陸揚金額(百万円)	組合員数			漁業経営体数
		正組合員数	準組合員数	計	
刈屋	80	16	3	19	18
高泊	6	14	28	42	4
梶	3	5	16	21	5
埴生	24	16	10	26	17
計	113	51	57	108	44

県事業負担金(平成29～令和3年度)実績<工事別>

(単位:円)

事業名	地区名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
海岸保全施設整備事業	松屋埴生	2,340,000	2,832,000	5,000,000	6,732,000	7,500,000
〃	黒崎開作	2,300,000	5,200,000	10,599,000	12,768,000	7,500,000
農村地域防災減災事業ため池整備事業洗川地区	洗川			10,644,760	15,111,600	8,880,000
農地耕作条件改善事業	後潟上	7,440,000	960,000	6,000,000	2,000,000	
経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)	後潟上	3,960,000	1,860,000	1,800,000		
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	王喜東	1,111,080	1,111,200	7,084,440	2,222,280	3,866,760
農業競争力強化基盤整備事業(ほ場整備)	郡・川東					2,000,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業	高千帆	45,443,500	32,895,000	1,575,000		
基幹水利施設ストックマネジメント事業	沖開作					2,500,000
農村地域防災減災事業	石井手				1,824,000	6,240,000
合計		62,594,580	44,858,200	42,703,200	40,657,880	38,486,760

42. 工事別県事業負担金(5年間)(土木課)

山陽小野田市

単位：円

年度	H29	H30	R1	R2	R3	計	備考
費目							
土木総務費	2,197,584	4,499,856	12,254,770	11,499,888	13,439,939	43,892,037	
道路橋りょう費	7,897,540	13,357,563	7,897,591	10,920,168	8,824,035	48,896,897	
河川費	1,431,216	2,673,540	1,170,288	2,047,650	2,633,070	9,955,764	
港湾費	19,266,930	24,452,658	19,240,400	25,576,760	34,099,450	122,636,198	
本港地区埠頭用地 造成事業負担金	14,832,486	16,562,724	16,351,924	17,105,477	15,376,197	80,228,808	
計	45,625,756	61,546,341	56,914,973	67,149,943	74,372,691	305,609,704	

42. 5年間の県事業負担金(都市計画街路整備事業)

(円)

県事業負担金	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	金額	18,930,636	33,175,025	19,900,011	17,886,328	3,999,913

43. 市内バス路線の利用状況及び補助金額

	利用人数(人)	補助金額(千円)
令和3年度(R2.10.1~R3.9.30)	603,077	135,069

※バスの事業年度は、10月1日から9月30日まで。

小規模土地改良事業（平成29～令和3年度）実績

（単位：円）

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申請件数	4	16	6	10	13
実施件数	10	20	10	10	11
継続事業	5	5	5	3	3
取下げ	2	2	1	0	1
工事費（円）	13,255,099	26,675,806	12,999,920	10,798,700	12,287,000
補助金額（円）	8,455,000	17,379,000	8,434,000	8,444,000	8,337,000
地元負担額（円）	4,800,099	9,296,806	4,565,920	2,354,700	3,950,000
繰越件数	19	18	14	16	22

45. 小規模土木の申請件数、実施件数、工事額及び地元負担額(5年間)(土木課)

年度	申請件数	実施件数	工事額(円)	助成額(円)
H29	49件	63件	38,428,567	32,536,000
H30	43件	54件	36,193,621	26,625,000
R1	56件	42件	24,248,240	16,897,000
R2	46件	57件	27,466,575	19,385,000
R3	54件	58件	41,697,370	29,064,000

46. 有帆緑地開所以来の借入金返済状況

年 度	償還額(円)
H13	66,918,400
H14	124,707,200
H15	182,684,352
H16	179,215,196
H17	175,746,040
H18	172,276,882
H19	168,807,724
H20	165,338,568
H21	161,869,411
H22	158,400,255
H23	154,931,097
H24	151,461,940
H25	147,992,784
H26	144,523,628
H27	141,054,488
H28	137,215,568
H29	133,756,696
H30	130,297,821
R1	126,838,947
R2	123,380,136
R3	0
合計	2,947,417,133

令和3年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

47 市営住宅の戸数及び水洗化実施数(5年間)

住宅戸数

(単位:戸)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
戸数計	1,463	1,460	1,454	1,454	1,454

水洗化実施数

(単位:戸)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
水洗化実施戸数	0	0	0	0	0
水洗化完了戸数	945	945	945	945	945

小野田地区 672戸

山陽地区 273戸

48 市営住宅の家賃収納額及び滞納額(5年間)

(単位:円)

内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収納額	187,610,120	184,855,900	176,998,912	170,567,400	160,642,500
滞納額	15,692,559	17,153,159	19,443,447	18,695,747	19,474,247

49 市営住宅別の申込者数、入居・退去者数、空き戸数、待機者数(令和3年度)

※「申込者数」「入居件数」「退去件数」いずれも令和3年度中の数字。申し込みから入居まで年度をまたぐケースがあるため、「申込者数」<「入居件数」の団地もある。

※「空き戸数」は令和4年3月31日現在

団地名	申込者数	入居件数	退去件数	空き戸数
1 本山	2	1	3	25
2 赤崎	0	0	0	5
3 古開作第二	16	6	8	51
4 古開作	2	0	5	40
5 古開作第一			1	9
6 港	2	1	1	12
7 叶松	0	0	4	88
8 南中川第二			0	11
9 南中川山手	0	0	0	1
10 神帆	3	3	5	7
11 平原	23	4	3	69
12 有帆	2	0	6	71
小野田地区計	50	15	36	389
13 西善寺	1	0	2	10
14 成松	0	0	2	3
15 萩原	1	1	5	52
16 南萩原	1	1	3	14
17 石丸	0	0	2	17
18 厚陽	0	0	0	14
19 大河内	0	1	0	22
20 漁民アパート			0	14
21 大喜園			1	7
22 吉田地			0	8
23 前場	3	1	1	4
山陽地区計	6	4	16	165
市合計	56	19	52	554

50. 5年間の有料公園施設別の利用状況及び収入額

(人)・(円)

有料公園施設名称		H29	H30	R1	R2	R3
浜河内緑地庭球場	利用人数	2,806	2,411	3,279	1,394	1,756
	収入額	457,200	399,350	534,850	230,400	293,500
須恵健康公園庭球場	利用人数	7,608	6,473	5,315	3,264	3,971
	収入額	910,200	842,000	557,300	354,650	537,750
東沖緑地庭球場	利用人数	2,888	2,770	3,119	1,884	2,328
	収入額	384,100	359,750	384,450	237,450	266,750
江汐公園庭球場	利用人数	5,745	5,920	6,762	4,693	5,951
	収入額	1,741,670	1,675,560	1,841,910	1,301,070	1,552,110
須恵コミュニティ体育館	利用人数	10,381	9,523	8,163	5,187	6,830
	収入額	649,000	666,700	656,100	544,200	574,600
竜王山公園オートキャンプ場	利用人数	35,260	32,705	38,431	26,667	30,817
	収入額	10,620,240	10,939,100	15,379,965	11,420,520	13,010,810
江汐公園キャンプ場	利用人数	1,063	835	1,179	1,048	1,701
	収入額	186,200	148,350	221,905	214,820	350,630

51. 5年間の公園維持管理料委託料

(円)

公園管理委託料	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	金額	10,585,438	11,412,928	10,953,519	11,669,294	6,933,784

5,348,200 経常
12,281,984 臨時計

52 下水道使用料、調定額、収入額及び滞納額（5年間）

（下水道課）

（単位：円、％）

年度	調定額			収入額			滞納額			収納率		
	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計	現年度	過年度	計
平成29年度	613,714,269	14,115,572	627,829,841	609,499,277	4,656,812	614,156,089	4,214,992	9,458,760	13,673,752	99.31	32.99	97.82
平成30年度	671,979,180	11,881,055	683,860,235	561,251,772	4,826,521	566,078,293	110,727,408	7,054,534	117,781,942	83.52	40.62	82.78
令和1年度	626,096,467	116,705,482	742,801,949	510,397,096	110,972,955	621,370,051	115,699,371	5,732,527	121,431,898	81.52	95.09	83.65
令和2年度	645,352,327	120,943,448	766,295,775	529,123,950	118,565,624	647,689,574	116,228,377	2,377,824	118,606,201	81.99	98.03	84.52
令和3年度	663,365,072	118,175,550	781,540,622	544,734,996	113,699,495	658,434,491	118,630,076	4,476,055	123,106,131	82.12	96.21	84.25

53. 港湾施設使用状況(使用料、面積・5年間)(土木課)

小野田港野積場使用料

年度	使用者	野積場使用料 (円)	面積 (m ²)	備考
H29	7社	14,697,730	10,123	
H30	7社	14,742,030	10,123	
R1	7社	15,035,270	10,123	
R2	7社	15,088,120	10,123	
R3	7社	15,088,120	10,123	

共英製鋼株式会社

富士商株式会社

桜山産業株式会社

共立株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

中国電力ネットワーク株式会社

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

令和3年度一般会計決算に係る委員会審査参考資料

(建築住宅課関係分)

54 住宅リフォーム資金助成事業の実績(3年間)

(一般住宅リフォーム)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
助成件数(件)	177	191	175
助成金額(円)	10,000,000	9,810,000	9,880,000

55 木造住宅耐震化促進事業の利用実績(3年間)

(単位:件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
耐震診断補助	14	17	6
耐震改修補助	0	1	0

56 工場設置奨励金の利用実績(3年分)

(単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和元年度	6	99,198
令和2年度	7	101,783
令和3年度	6	82,948

57 各市営住宅の修繕費及び修繕の実施状況(5年間)

市営住宅団地別修繕料(単位:円)

No.	団地名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	本山	1,490,515	1,534,689	559,620	1,779,657	2,419,120
2	赤崎	552,068	0	94,286	19,800	287,100
3	古開作第二	4,452,697	7,003,915	6,444,092	4,324,561	3,798,664
4	古開作	2,167,912	4,371,698	874,634	1,081,432	1,227,710
5	古開作第一	0	0	20,628	0	38,500
6	港	1,631,735	670,626	1,066,395	1,404,647	1,129,818
7	叶松	1,119,571	1,728,594	685,832	962,390	818,763
8	南中川第二	0	97,200	0	0	0
9	南中川山手	594,000	128,952	107,568	133,430	0
10	神帆	369,468	882,694	1,300,862	1,287,657	856,180
11	平原	310,492	325,944	292,229	569,578	1,036,743
12	有帆	1,009,152	2,150,592	1,463,556	1,552,914	1,407,560
13	西善寺	237,456	631,492	664,831	345,730	173,734
14	成松	0	0	44,770	96,800	10,186
15	萩原	1,467,644	1,102,424	790,649	3,352,101	1,134,390
16	南萩原	979,997	834,273	790,042	542,300	1,005,455
17	石丸	187,920	99,435	159,908	1,050,588	62,892
18	厚陽	269,104	785,139	333,300	59,840	243,870
19	大河内	1,370,489	1,036,326	1,306,097	1,749,654	1,146,706
20	漁民アパート	0	259,632	32,406	27,500	0
21	大喜園	0	60,480	0	49,500	36,300
22	吉田地	14,040	0	0	253,000	0
23	前場	2,413,448	1,125,554	997,844	1,536,590	727,320
	その他	72,116	46,768	43,280	0	20,075
	合計	20,709,824	24,876,427	18,072,829	22,179,669	17,581,086

No.58 農林水産課 有害鳥獣捕獲実績

単位:頭

年度		H29	H30	R1	R2	R3
捕獲実績 (うち駆除実績)	イノシシ	239 (97)	364 (119)	335 (100)	392 (78)	617 (139)
	シカ	12 (3)	68 (5)	19 (6)	85 (6)	28 (3)

No.59 農林水産課 有害鳥獣防護柵及び補助金額

年度	H29	H30	R1	R2	R3
補助件数(件)	13	19	17	20	21
補助金額(円)	834,340	960,760	900,440	1,449,770	1,020,160

60. 令和3年度一般会計における修繕料(50万円以上)

(単位:円)

所属	款-項目	節-細節	場所	修繕内容	金額
総務課	2-1-1	11-06修繕料	山陽小野田市役所庁舎	本庁舎GHP修理	946,000
総務課	2-1-1	11-06修繕料	山陽小野田市役所庁舎	本庁舎GHP修理	1,287,000
総務課	2-1-14	11-06修繕料	厚狭地区複合施設	MCA無線屋外拡声局修繕	506,000
情報管理課	2-1-4	11-06修繕料	山陽小野田市 高畑 地内	イントラケーブル移設(高畑40号他9本)	647,900
市民活動推進課	2-1-21	11-06修繕料	地域交流センター	看板改修業務	2,312,200
文化スポーツ推進課	2-1-24	11-06修繕料	文化会館	文化会館 舞台吊設備マニラロープ取替修繕(幕類)	1,067,000
文化スポーツ推進課	2-1-25	11-06修繕料	きららガラス未来館	溶解炉修繕(維持整備作業)	545,600
文化スポーツ推進課	2-1-27	11-06修繕料	山陽小野田市武道館	軒天改修	1,427,800
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	一般廃棄物焼却施設補修	2,882,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	No.1ごみクレーン修繕	1,892,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	No.1クレーンバケット緊急修繕	1,199,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	No.1クレーンバケットシェル修繕	7,359,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	1,2号誘引送風機修繕	6,270,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	排ガス分析測定器整備	4,400,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	空気予熱器他補修整備	45,474,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	空気圧縮機整備	1,628,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	消防設備点検改修	596,200
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	2号灰冷却装置稼働ダンパー修繕	1,265,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	1号炉バグフィルター修繕	763,493
環境課	4-2-3	11-06修繕料	小野田浄化センター	空気溶解機圧力調整バルブ取替修繕	1,078,000
環境課	4-2-3	11-06修繕料	小野田浄化センター	破砕機B・C号機分解整備	3,828,000
環境課	4-2-3	11-06修繕料	小野田浄化センター	軸流攪拌機B号機及び空気溶解機整備	13,200,000
環境課	4-2-2	11-06修繕料	環境衛生センター	一般廃棄物焼却施設補修【焼却炉】	47,663,000
土木課	8-2-3	11-06修繕料	山陽小野田市内一円	舗装補修	12,206,700
消防課	9-1-3	11-06修繕料	出合地区	防火水槽(出合2区54)漏水修理	880,000
社会教育課	10-5-1	11-06修繕料	山陽小野田市立図書館(山陽小野田市立図書館)	ロクロ・招き戸復旧修理	2,026,365
学校給食センター	10-6-2	11-06修繕料	学校給食センター	機器保守点検業務	1,092,300
学校給食センター	10-6-2	11-06修繕料	学校給食センター	シューズ殺菌庫オゾンランプ取替業務	858,000
学校給食センター	10-6-2	11-06修繕料	学校給食センター	学校給食センター厨房機器点検整備業務	988,000
学校給食センター	10-6-2	11-06修繕料	学校給食センター	学校給食センター春季点検後修繕業務	715,000
総計					166,983,558

61. 市が委託料を支払っているイベントの名称、委託先及び委託料

(単位:円)

所属名	イベント名等	委託先	委託料
文化スポーツ推進課	かるた教室等開催業務委託料	山陽小野田かるた協会	180,000
	「子ども文化ふれあい事業」公演業務委託料	株式会社オーパス・ワン	1,150,000
	「山響サマーコンサート」公演業務委託料	山口県交響楽団	400,000
	「山響サマーコンサート」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	10,000
	「山響サマーコンサート」広報物作成業務委託料	ケングラフィック	13,200
	レノファ山口パートナーシップ事業業務委託料	株式会社レノファ山口	600,000
	市民ふれあいスポーツ大会開催業務委託	市民ふれあいスポーツ大会実行委員会	5,000
	市民マラソン大会委託料	市民マラソン大会実行委員会	119,000
	市民文化祭会場設営業務委託料	公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター	37,050
	「山陽小野田少年少女合唱祭」音響照明費 舞台業務委託料	有限会社エフェクト	154,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」広報物作成業務委託料	イラストレーション	15,000
	「山陽小野田少年少女合唱祭」実行委員業務委託料	山陽小野田市文化会館実行委員会	10,000

6 2 借地に建てられている公共施設の名称及び賃貸契約書

名称	部署
津布田保育園	子育て支援課
下津保育園	子育て支援課
漁民アパート	農林水産課
JR小野田駅第3駐輪場	都市計画課
JR南中川駅駐輪場	都市計画課
JR小野田港駅駐輪場	都市計画課
JR雀田駅駐輪場	都市計画課
大喜園団地	建築住宅課
厚陽団地入居者用駐車場用地	建築住宅課
津布田小学校 管理普通特別教室棟・運動場・プール	教育総務課
埴生小学校・埴生幼稚園駐車場用地	教育総務課
厚陽公民館用地	社会教育課

* 契約書のうち一部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報及び法人に関する情報であって公開することにより当該法人に不利益を与えると認められる情報のため部分公開とします。



土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) の間において、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。) を乙に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字津布田字迫田 1 0 6 6 番 1
1 0 6 6 番 3
1 0 5 8 番 4

(2) 地 目 宅 地

(3) 地 積 1,091.11 m²

(使用目的)

第2条 乙は、賃借物件を運動場及び自動車保管場所として使用するものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 物件の賃貸借期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃借料の支払)

第4条 物件の賃貸借料は、223,894円とする。

2 乙は、前項の賃借料を契約期間満了後速やかに甲に支払うものとする。

(賃貸料の改定)

第5条 甲は、土地の価格の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃貸料の改定を請求することができる。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃貸物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第7条 乙は、この物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求

しないものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、第6条の規定に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、契約途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合は、2ヶ月前に通知し、自己の負担で原状に回復して甲に返還しなければならない。

(契約費用)

第9条 この契約に要する費用(印紙税を除く。)については、乙の負担とする。

(定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和3年4月1日

甲

乙 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛

土地使用貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 山陽小野田市 (以下「乙」という) との間において、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

(貸借物件)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という) を乙に無償で使用させることとし、乙はこれを借り受ける。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡 1997 番地 1
- (2) 地積 1998.5 m² (うち 453 m²)

(使用目的)

第2条 乙は、借用物件を駐車場として使用するものとする。

(使用貸借の期間)

第3条 物件の貸借期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(転貸の禁止等)

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 借用物件を他人に転貸、又は使用貸借権を譲渡しないこと。
- (2) 借用物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

(維持管理)

第5条 乙は、この物件を善良な管理者の注意を持って維持管理するものとし、この物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、第4条の規定に違反した場合には、いつでもこの契約を解除することができる。

(定めのない事項)

第7条 この契約に定めのない事項又は契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記号押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和3年4月1日

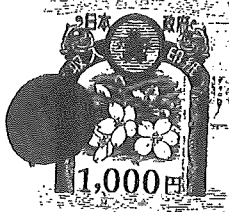
甲

[Redacted signature]

乙

山陽小野田市日の出1丁目1番1号
山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二





土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と賃借人 山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借について契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「物件」という。)を乙に賃貸する。

(1) 所在地

土地の表示	地積
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 1	2,415.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 946 番 4	2,098.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 947 番 2	5,178.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 2	52.0 m ²
山陽小野田市大字埴生字浜崎 945 番 13	62.0 m ²

(2) 地目 宅地

(3) 地積 9,805.0 m²

第2条 乙は、賃貸物件を漁民アパート用地として使用するものとする。

第3条 物件の貸借の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

第4条 物件の賃貸借料は、年額641,011円 (概算額米価により算定した額)とする。但し、この賃貸借料は、当該年度の固定資産税額を下回らない額とする。

2 乙は、前項の賃借料を令和3年12月10日までに甲に支払うものとする。

第5条 甲は、概算額米価の変動その他やむを得ない理由が生じたときは、契約期間中といえども賃借料の改定を請求することができる。

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃借物件の形質を変改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第7条 乙は、物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) 3ヶ月以上賃借料の納入を怠ったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

2 乙は前項の規定により、契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 乙は、予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。この場合には、2ヶ月前に通知し、甲・乙立会いのうえ地上物件を乙の費用によって取り除き返還するものとする。

第9条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

第10条 この契約に関し、疑義が生じたときは、双方協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

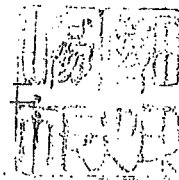
貸貸人(甲)

[Redacted signature and stamp area]

賃借人(乙)

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛





第1回土地賃貸借変更契約書

件名	漁民アパート用地の土地賃貸借契約について
場所	山陽小野田市大字埴生字浜崎
完了期限	変更前 変更後
変更金額	既定土地賃貸借契約金額 641,011 円を 638,235 円とし 2,776 円 減額 する (うち消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免除
仕様変更	なし
変更業務内容	下記の土地所有権異動により、賃貸借土地面積を52㎡を減じ、9753.0㎡とする。 土地表示 山陽小野田市大字埴生字浜崎945番地2 地積 52㎡ 登記異動日 令和3年6月7日
その他事項	

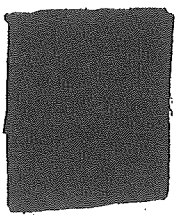
令和3年4月1日に締結した委託契約は、上記内容の変更によって、契約の一部を変更する契約を締結する。
この契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有する。

令和3年6月7日

賃貸人(甲)

賃借人(乙)

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛二



NK管理番号049242

広 地 第4-1号

2020年4月14日付

土地 使用貸借契約書



西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土地 使用 貸借 契約 書

1 物件の表示

所在地 山口県山陽小野田市大字東高泊字東一ノ割 1723 番 1
(山陽本線 小野田駅構内 480k730m 付近 左)

(1) 貸付物件 数量 土地 370.12 平方メートル

(2) 管理用地 数量 土地 370.12 平方メートル

[別紙図面のとおりに従う]

2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷

3 貸付物件上の使用者所有の施設

施設内容 道路側ガードパイプ 4 基、中央ガードパイプ 3 基、掲示板 2 基、
防犯灯 1 基、舗装

4 貸付期間 2020年4月1日から2023年3月31日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第2条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第3条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第4条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第5条 貸付期間は頭書のとおりにする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の3箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾する

ときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような行為をすること。

(3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。

3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。

4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。

5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。

6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。

7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。

(2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。

(3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。

(4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めるときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

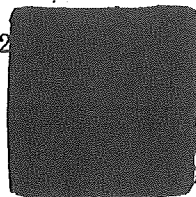
第 18 条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

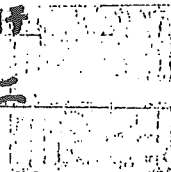
甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞



乙

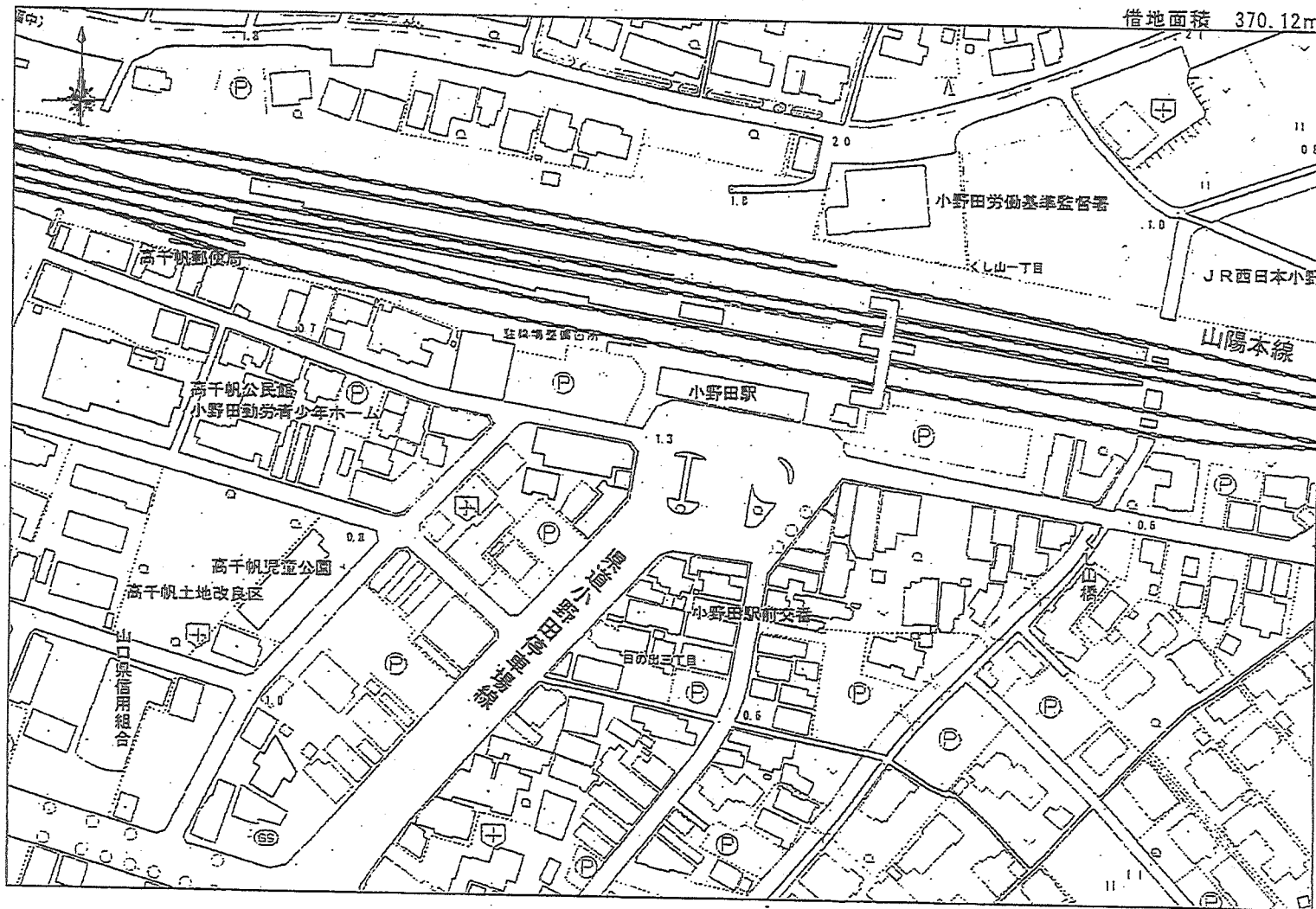
山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田剛二

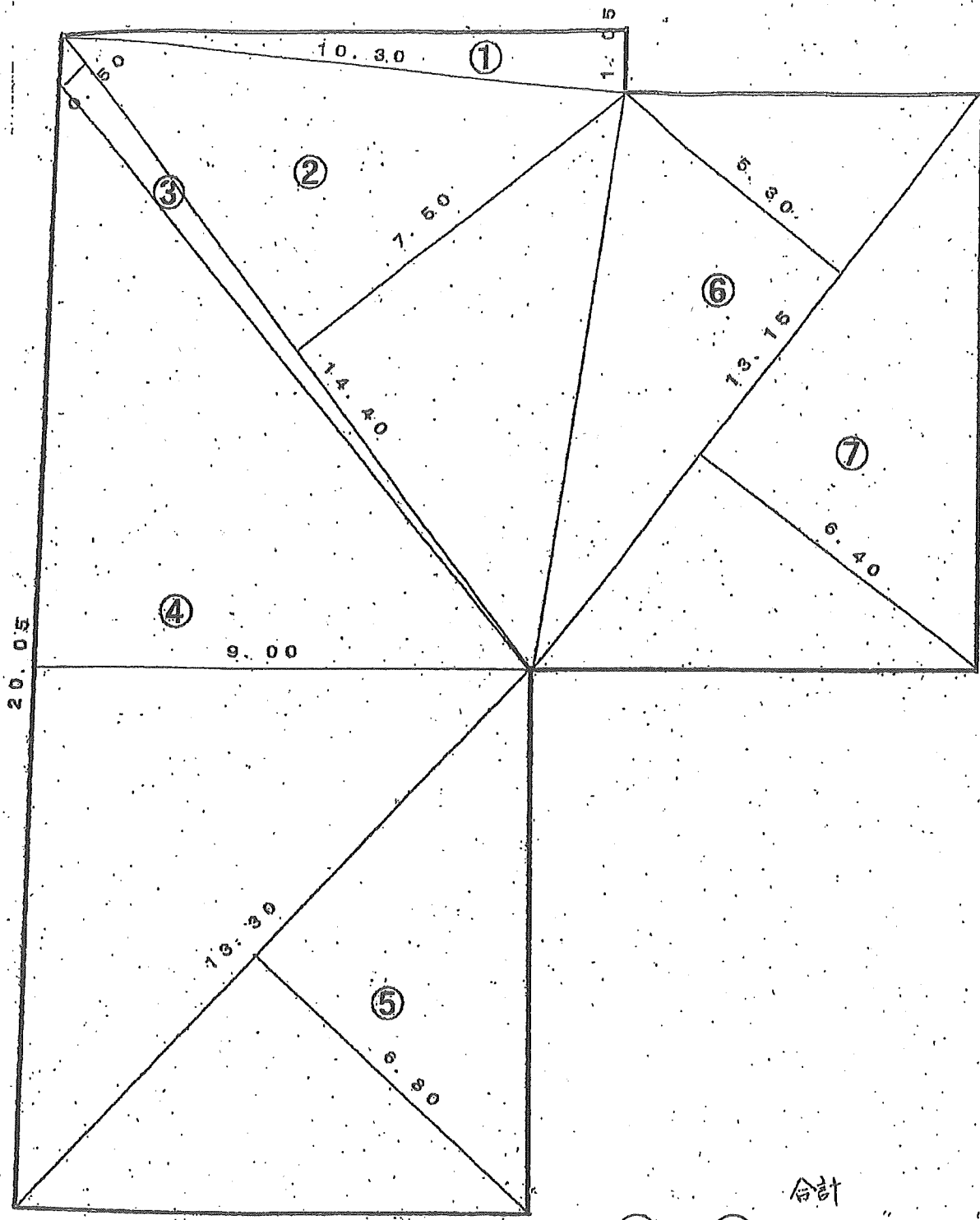


令行名称	
2017年1月1日現在	
山形小野田市 小野田一丁目 地籍	
2022 図中 号	山形小野田市

平面图 (小野田駅)

借地面積 370.12㎡



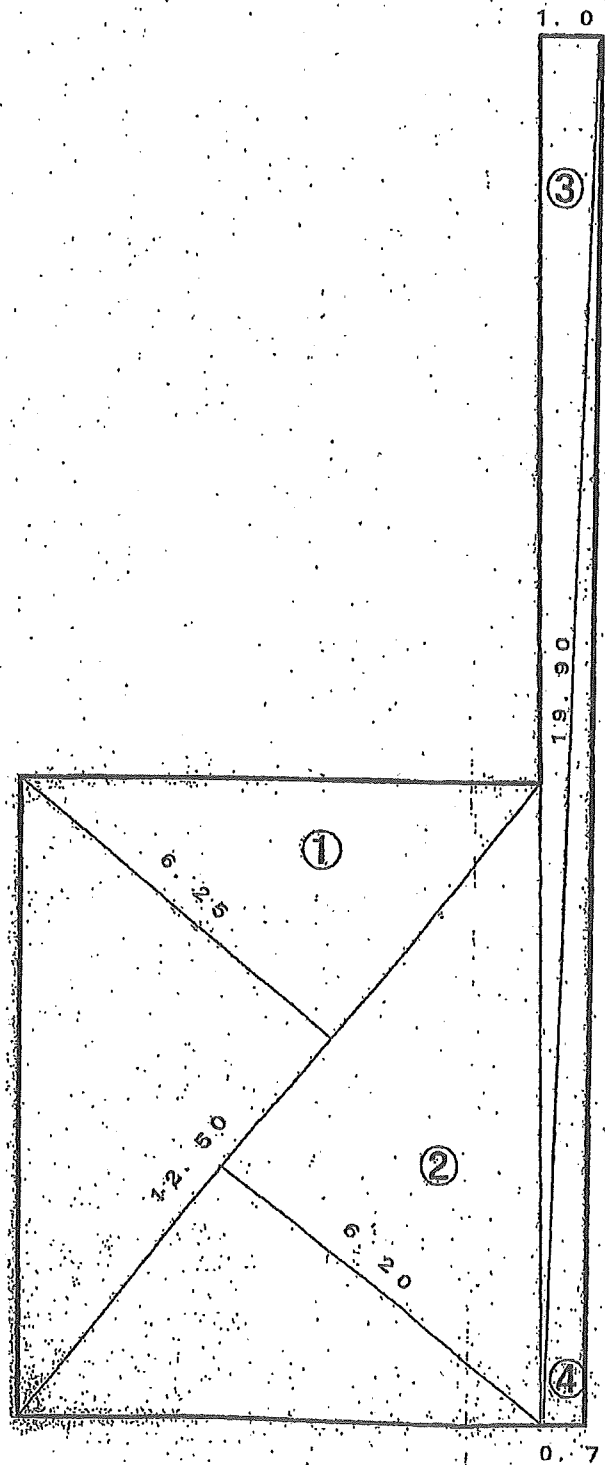


合計
 ① + ② = 370.12 m²

契約面積算出					
1	10.30	×	1.05	÷	2 = 5.41
2	14.40	×	7.50	÷	2 = 54.00
3	14.40	×	0.50	÷	2 = 3.60
4	20.05	×	9.00	÷	2 = 90.23
5	13.30	×	6.80	÷	2 = 45.22
6	13.15	×	5.30	÷	2 = 34.85
7	13.15	×	6.40	÷	2 = 42.08
合計					① 275.30

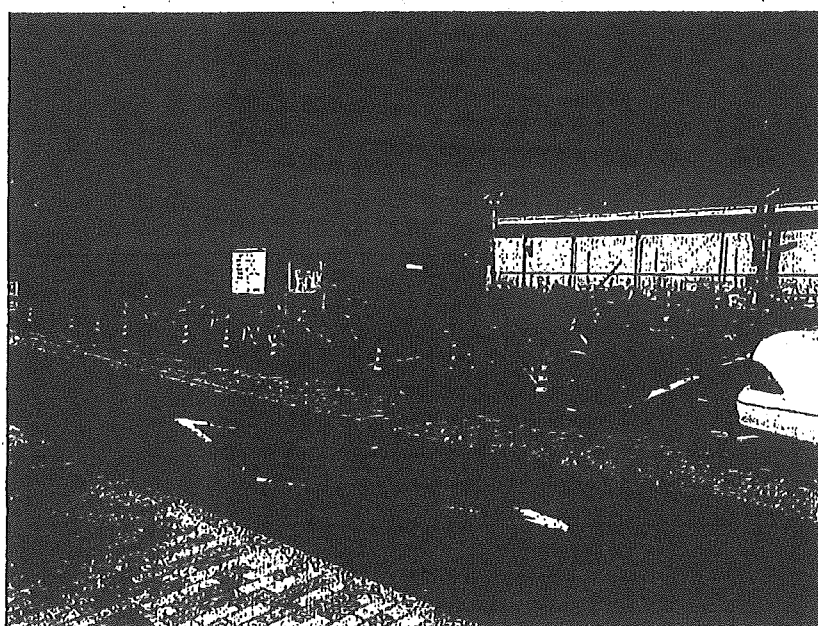
求積表

図番	算式	面積(m ²)
①	$12.50 \times 6.25 \div 2$	39.06
②	$12.50 \times 6.20 \div 2$	38.75
③	$19.90 \times 1.00 \div 2$	9.95
④	$19.90 \times 0.70 \div 2$	6.97
計	②	94.73

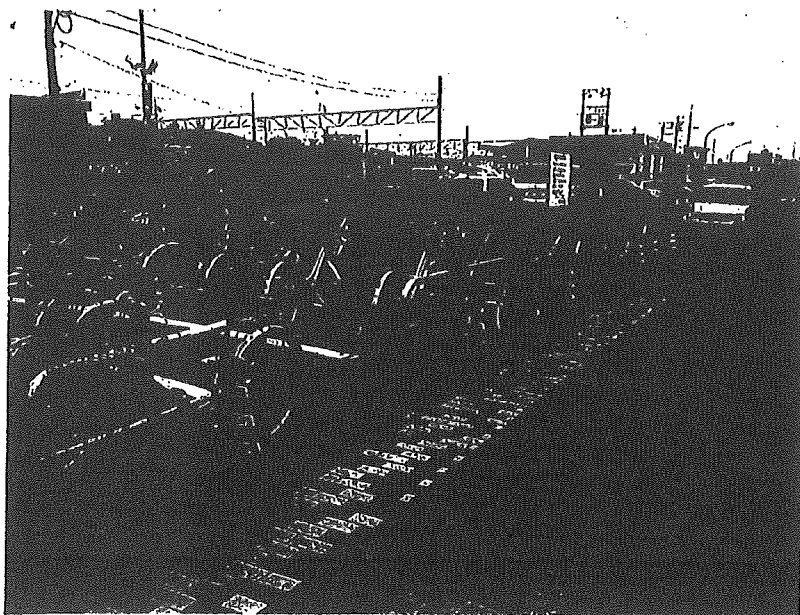




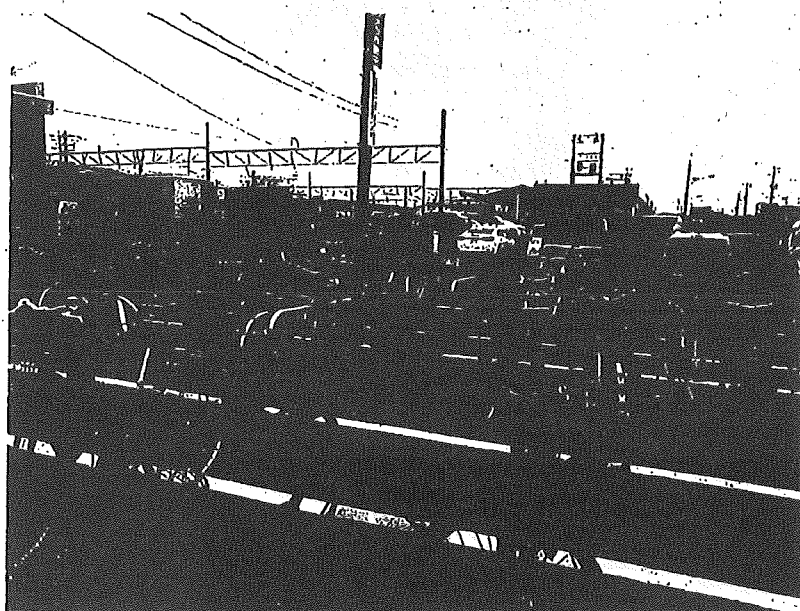
山陽本線 小野田駅構内 自転車置き場 土地370.12㎡



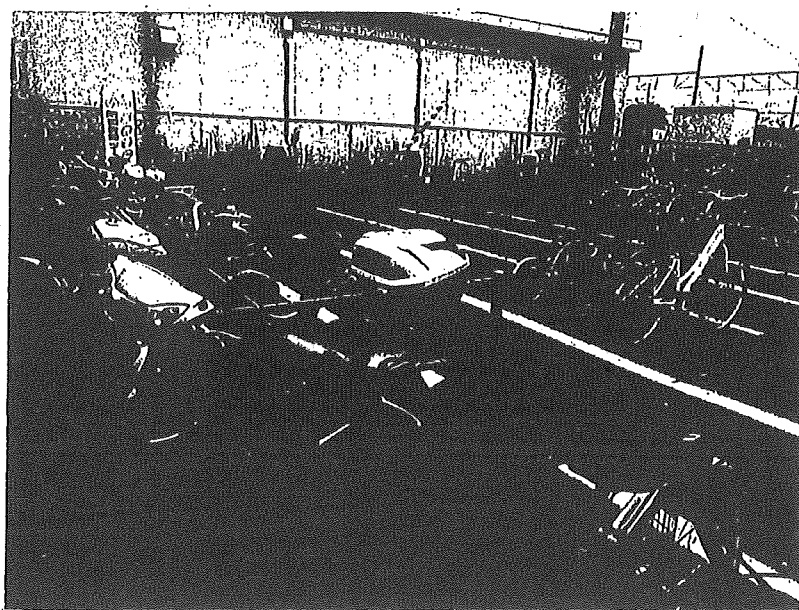
小野田駅



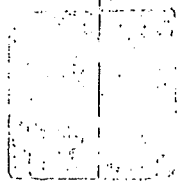
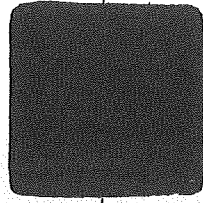
小野田駅
道路側ガードパイプ
4基



小野田駅
中央ガードパイプ
2基



小野田駅
中央ガードパイプ
1基



NK管理番号049243

広地第4-2号

2020年4月14日付

土地使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広島支社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

- 1 物件の表示
所在地 山口県山陽小野田市中川二丁目 6645 番 1
(小野田線 南中川駅構内 8k220m 付近 右)
(1) 貸付物件 数量 土 地 89.84 平方メートル
(2) 管理用地 数量 土 地 89.84 平方メートル
[別紙図面のとおりに]
- 2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
- 3 貸付物件上の使用者所有の施設
施設内容 舗装
- 4 貸付期間 2020年4月1日から2023年3月31日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第2条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第3条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

- 2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第4条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第5条 貸付期間は頭書のとおりにする。

- 2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の3箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。
- 7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
 - (3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。
 - (4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。
- 2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めるときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第 17 条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第 18 条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番21
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

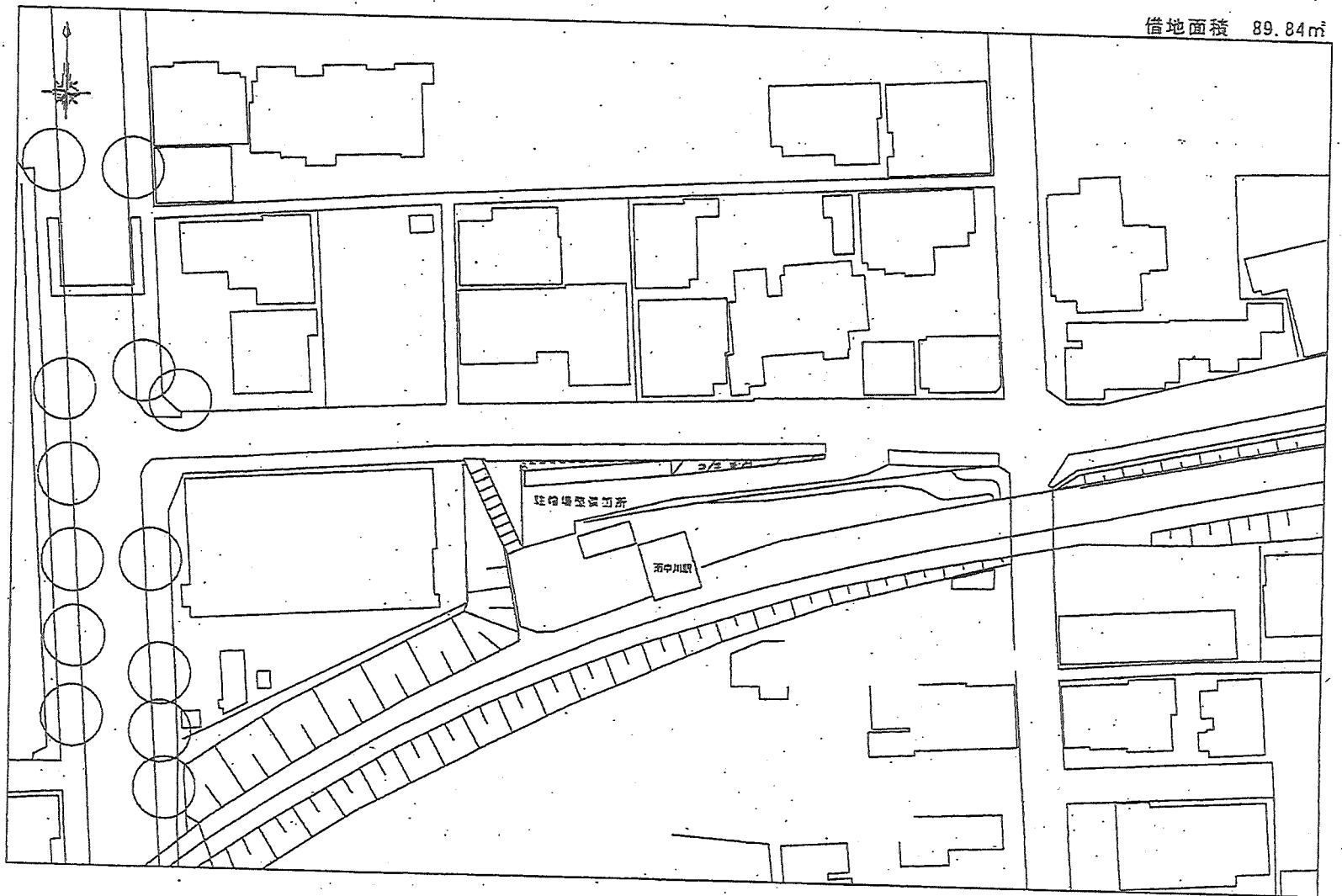
乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市長 藤田剛二

平成21年度	
市内一帯の地盤改良工事	
山崎小野田 町六丁目 地所	
図六	
図面 表中央 号	山崎小野田町

平面図 (南中川駅) D=1:250

借地面積 89.84㎡

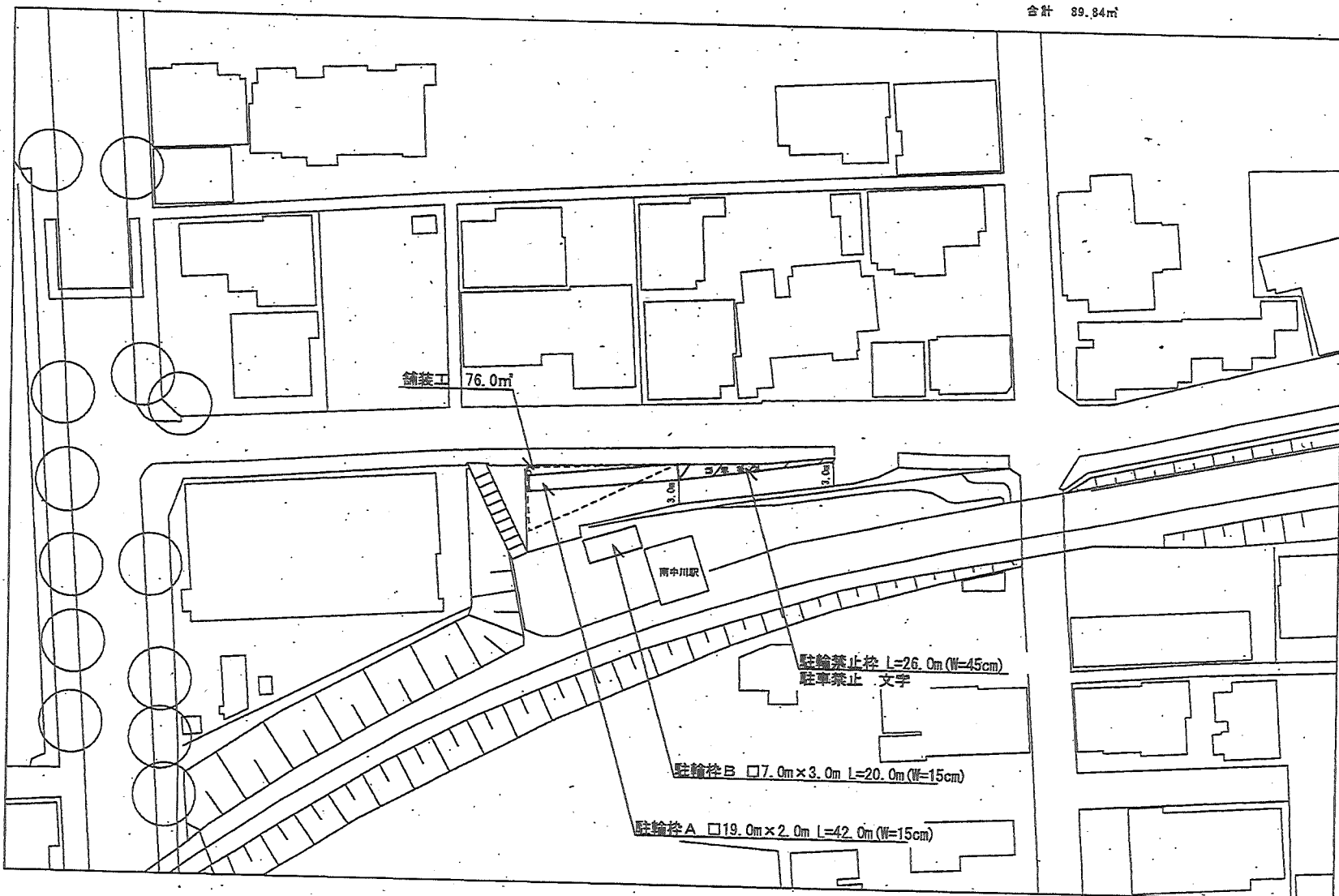
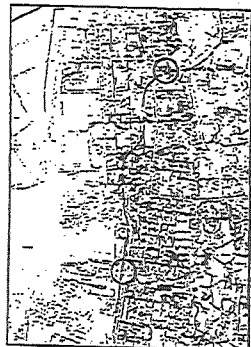


市内一戸建建築確認工事	
山形小野田市 市内一戸建 建築	
期日	建築
図面 業中図 号	山形小野田市

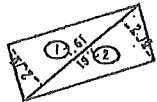
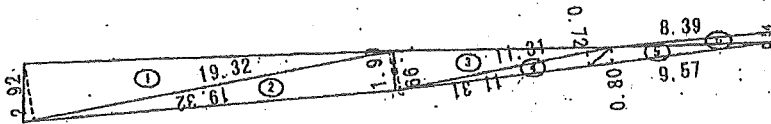
平面図 (南中川駅)

S=1:250

CAD面積測定値
 駐輪枠A+駐輪禁止枠 A=68.835㎡
 駐輪枠B A=21.0㎡
 合計 89.84㎡



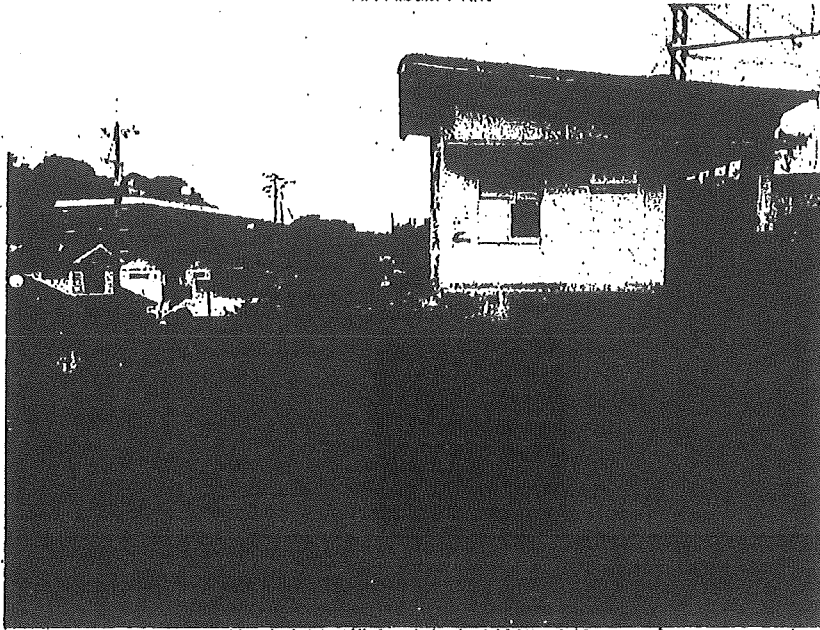
南中川駅求積図



番号	底辺	高さ	積面積	面積
1	19.32	2.92	56.4144	28.20720
2	19.32	1.99	38.4468	19.22340
3	11.31	1.99	22.5099	11.25345
4	11.31	0.72	8.1432	4.07160
5	9.57	0.80	7.6560	3.82800
6	8.39	0.54	4.5308	2.26530
合計				68.84695
敷地面積				68.84 m ²

番号	底辺	高さ	積面積	面積
1	7.61	2.76	21.0036	10.50180
2	7.61	2.76	21.0036	10.50180
合計				21.00360
敷地面積				21.00 m ²

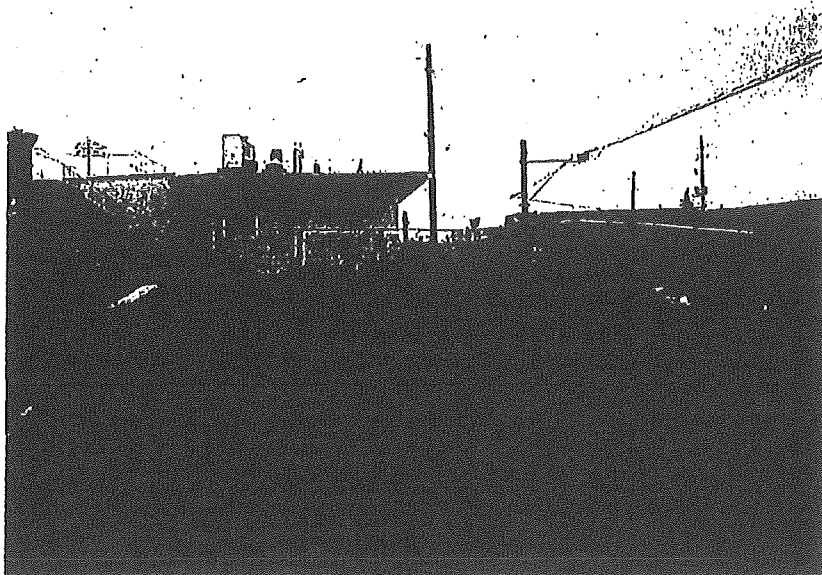
合計 68.84+21.00=89.84m²



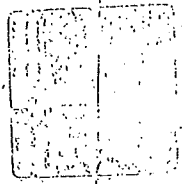
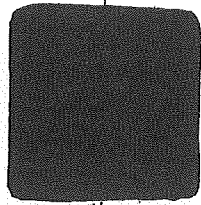
小野田線 南中川駅構内 自転車駐輪場 土地48.04㎡



南中川駅2



南中川駅3



NK管理番号049244

広 地 第4-3号

2020年4月14日付

土地 使用 貸借 契約 書

西日本旅客鉄道株式会社

広 島 支 社

土地 使用 貸借 契約 書

- 1 物件の表示
所在地 山口県山陽小野田市北竜王町 6289 番 6
(小野田線 小野田港駅構内 6k450m 付近 左)
(1) 貸付物件 数量 土地 48.04 平方メートル
(2) 管理用地 数量 土地 48.04 平方メートル
[別紙図面のとおり]
- 2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
- 3 貸付物件上の使用者所有の施設
施設内容 PCフェンス、舗装
- 4 貸付期間 2020年4月1日から2023年3月31日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第2条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第3条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

- 2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第4条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第5条 貸付期間は頭書のとおりとする。

- 2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の3箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。
- 7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。
- (4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

- 2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めるときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第17条 - 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にていては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

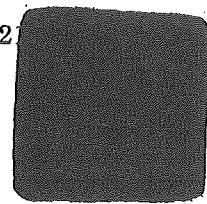
第18条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞



乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

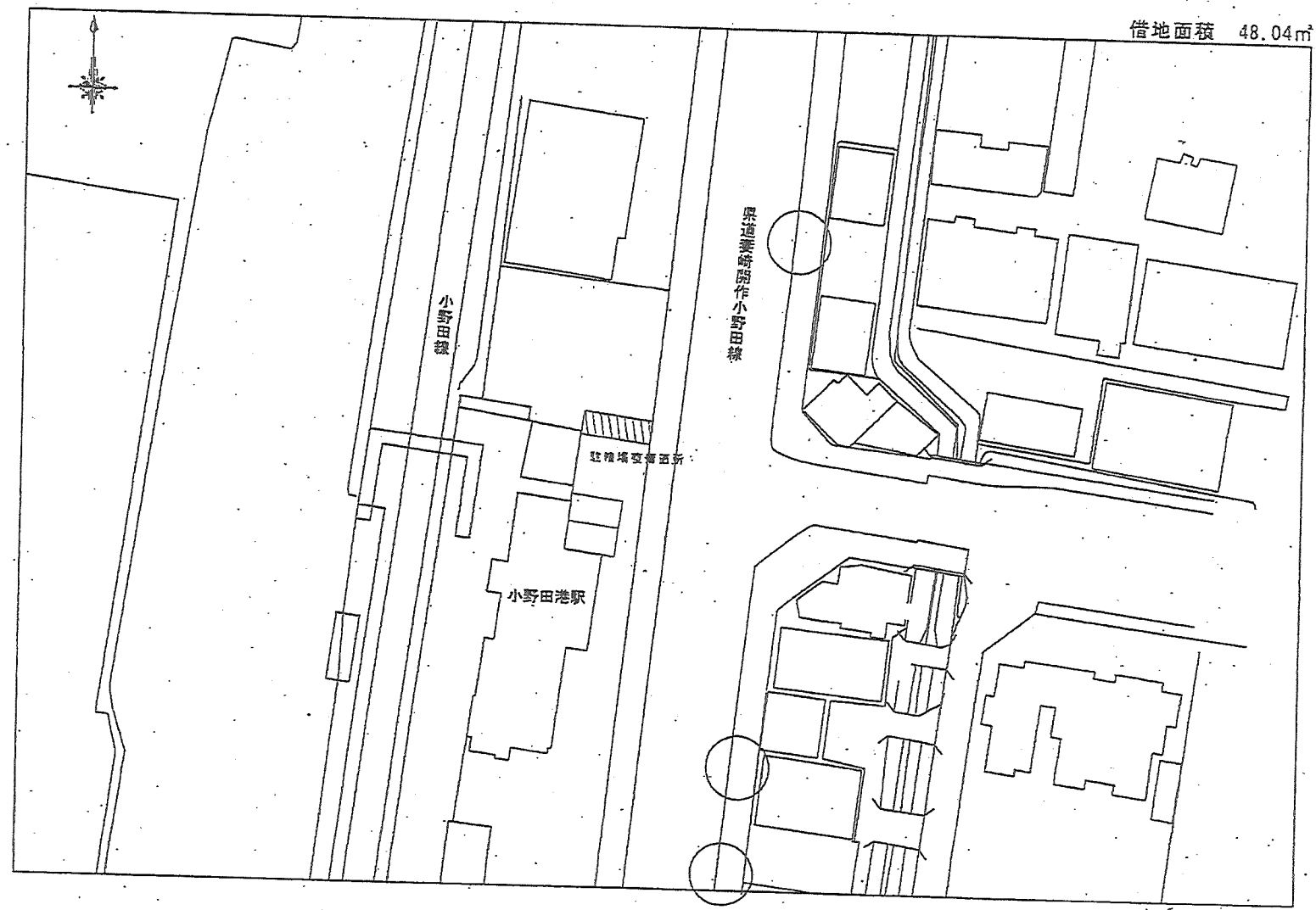
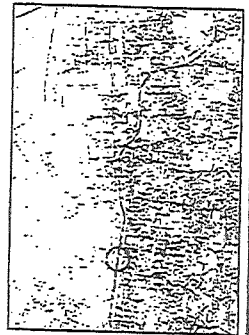
山陽小野田市長 藤田剛二



分行名称	
分行一内及附属物等	
山形小野田町 小野田一内 北町	
图尺	
图号	山形小野田町

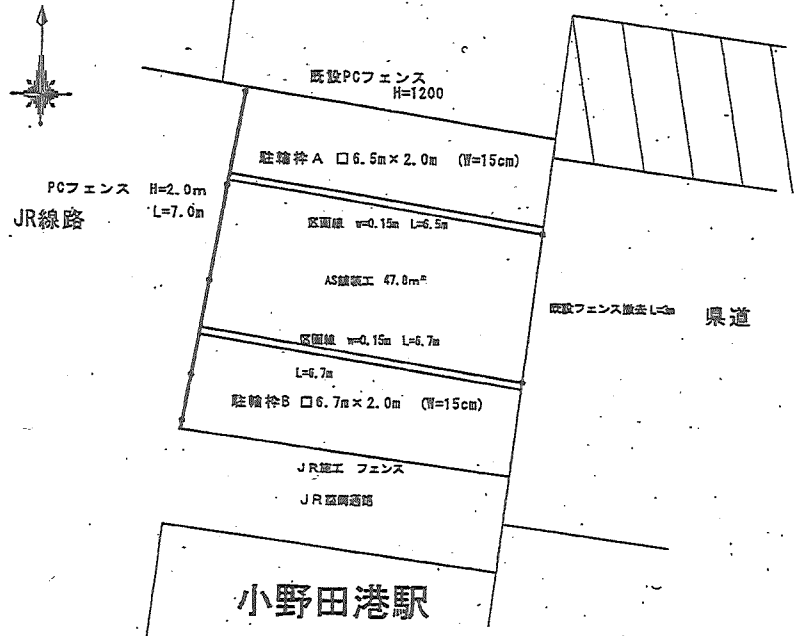
平面图 (小野田港駅) S=1:250

借地面積 48.04㎡

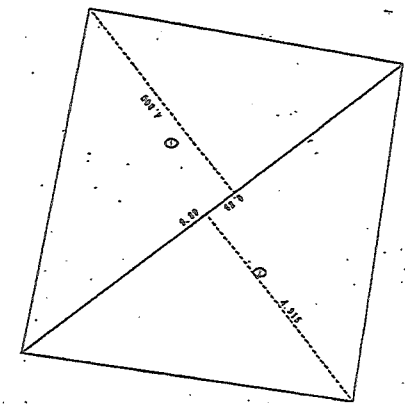


市内一円駐車場設置工事	
山梨小野田市 市内一円 地内	
図尺	
図面	表紙

平面図 (小野田港駅) S=1:50

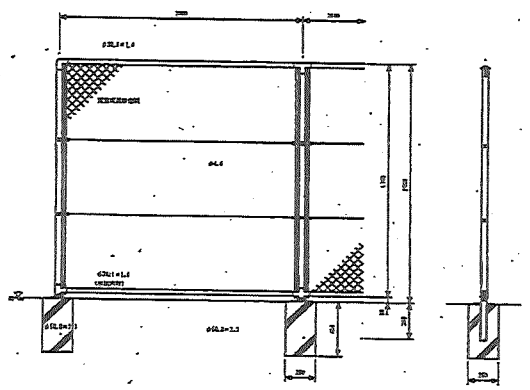


借地面積求積図

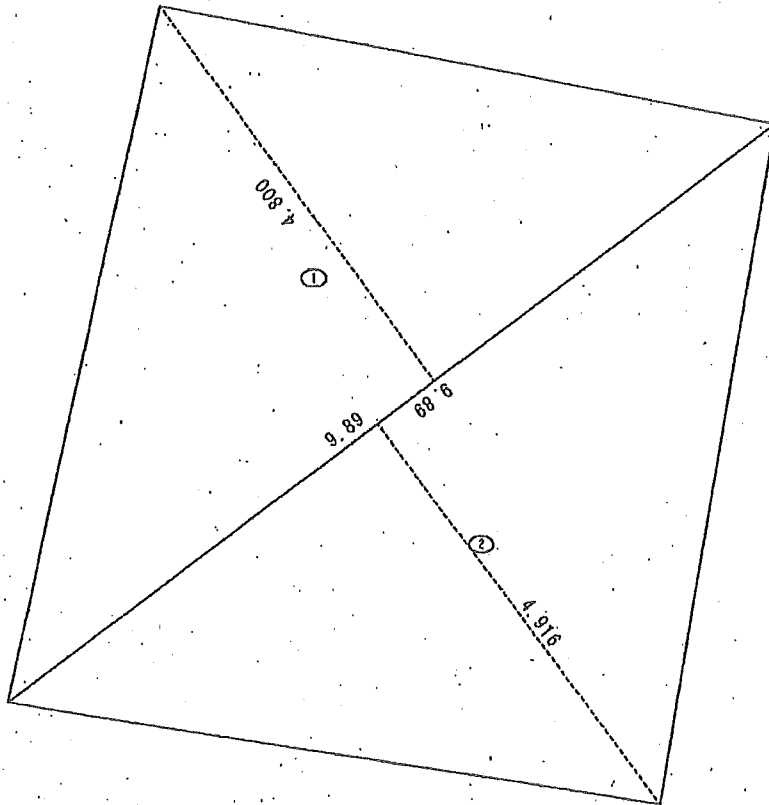


番号	底辺	高さ	借面積	面積
1	9.69	4.600	47.4720	23.73600
2	9.89	4.916	48.6192	24.30962
合 計				48.04562
敷地面積				48.04 m ²

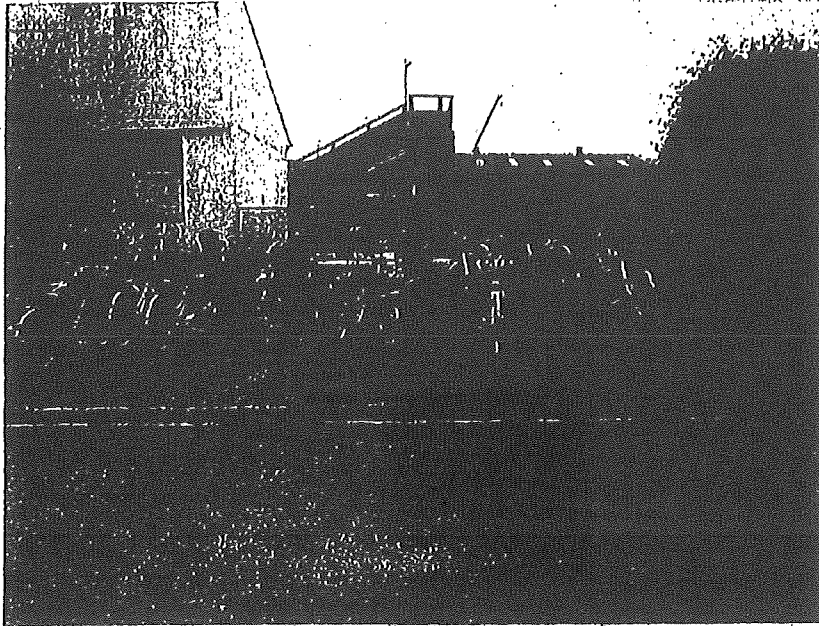
PC-A2000 24120



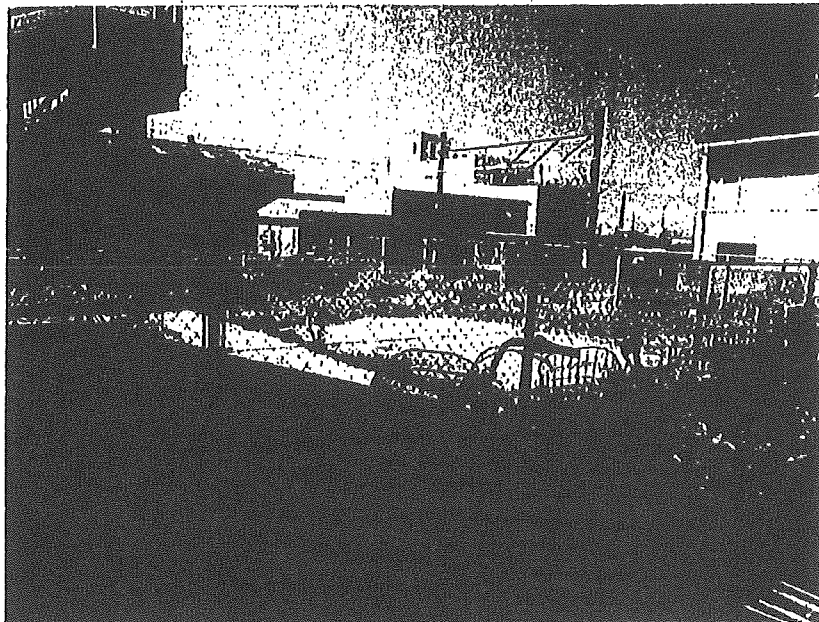
借地面積求積図



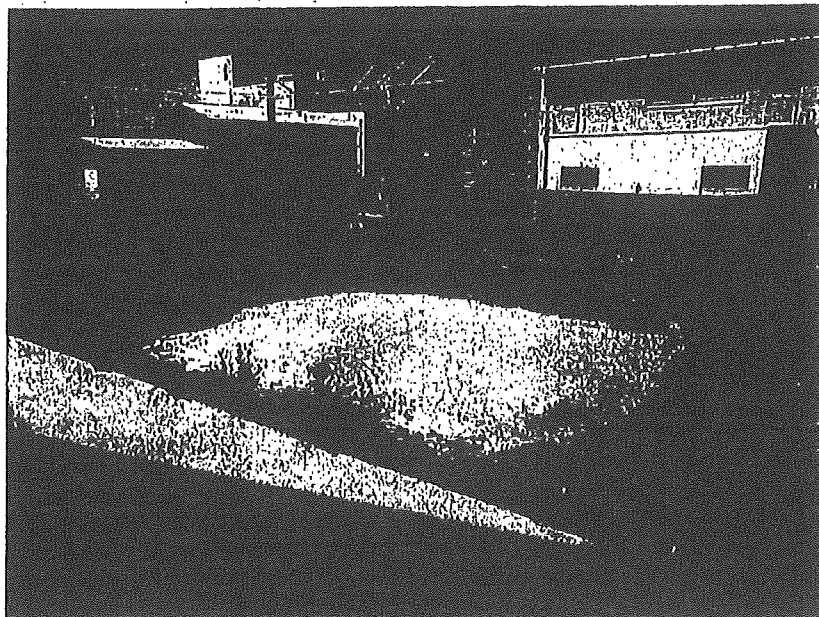
番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	9.89	4.800	47.4720	23.73600
2	9.89	4.916	48.6192	24.30962
合 計				48.04562
敷地面積				48.04 m ²



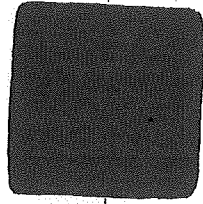
小野田線 小野田港駅構内1 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内2 土地48.04㎡



小野田線 小野田港駅構内3 土地48.04㎡



NK管理番号049245

広地第4-4号

2020年4月14日付

土地使用貸借契約書

西日本旅客鉄道株式会社

広島支社

土 地 使 用 貸 借 契 約 書

- 1 物件の表示
所在地 山口県山陽小野田市大字小野田 3817 番 1
(小野田線 雀田駅構内 4k470m 付近 左)
(1) 貸付物件 数量 土 地 9.97 平方メートル
(2) 管理用地 数量 土 地 9.97 平方メートル
[別紙 図面 の と お り]
- 2 使用目的 公共自転車駐輪場設置敷
- 3 貸付物件上の使用者所有の施設
施設内容 カーポートミニタイプ
- 4 貸付期間 2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

上記の物件について、貸主 西日本旅客鉄道株式会社を甲とし、借主 山陽小野田市を乙として、頭書の物件の使用等に関し、次の条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は本契約の締結にあたり、駅周辺の駐車需要の実情を認識し、駅周辺の美化と都市美の形成に努めることを、契約の基調として確認する。

(使用貸借の合意)

第 2 条 甲は、頭書の貸付物件（以下「本件物件」という。）を頭書の目的に供するものとして乙に無償で使用させ、乙はこれを借受けするものとする。

(使用上の指示)

第 3 条 乙は、本件物件の使用については、広島支社長の指示を受けるものとする。

2 乙は、本件物件が公共性を有する鉄道施設であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 乙は、本件物件を頭書の使用目的のために使用するものとし、頭書の使用目的以外に一切使用してはならない。

(貸付期間・更新)

第 5 条 貸付期間は頭書のとおりとする。

2 乙は、頭書の契約期間満了後、引き続き本件土地の使用を希望するときは、期間満了の日の 3 箇月前までに書面により甲に継続の申し出を行うものとし、甲が承諾するときは、新たに契約書を交換するものとする。

(標示及び界標の建植)

第6条 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の使用者名、契約年月日、契約番号、使用目的、数量、契約期間を明記した標示を、本件物件の見やすい場所に掲出するものとする。

2 乙は、甲の指示するところに従い、本件物件の主要な位置に借入地界標の建植又は借入区域の明示を行うものとする。

(物件保全義務)

第7条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、本件物件を含む駅周辺について、定期的に放置自転車の整理、撤去等を行うなど、放置自転車対策を講じるものとする。

3 乙は、本件物件のほか管理用地について、不法占拠の防止、掃除及び除草等の日常管理を行うものとする。

4 乙は、本件物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合はその賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(必要経費)

第8条 本件物件に対し、公租公課が賦課されたときは、甲が乙から必要経費として本件物件に係る実費相当額（公租公課及び管理費相当額をいう。）を収受するものとし、その金額については、別途、甲から通知する。

2 乙は、前項の実費相当額を、甲が別に発行する請求書によりその指定する期日までに納入するものとする。

3 乙は、本件物件の維持管理及び前項第3項のために必要な一切の費用を負担し、甲に対して何ら請求することはできない。

(遅延損害金)

第9条 乙の責に帰すべき事由により指定期日までに前項に規定する実費相当額を支払わなかったときは、乙は甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ当該実費相当額に年 8.25 パーセントの割合で計算した遅延損害金を別に支払うものとする。

(承諾事項)

第10条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(1) 本件物件に甲の承認した以外の施設物を建設し、又は既設の施設物を撤去、移動若しくは改良等を行おうするとき。

(2) 本件物件において、外部に向けて広告しようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、次の各号の一つに該当する行為をしてはならない。

(1) 本件物件の現状を変更すること。

(2) 本件物件の使用権を譲渡若しくは転貸し、又はこれと同様の結果が生じるような

行為をすること。

- (3) 本件物件において、爆発物若しくは発火しやすい物、その他甲が危険と認める物、或いは臭気を発するものの取扱い又はその付近の美観を害したり、他に迷惑を及ぼす恐れのある行為をすること。

(反社会的勢力の排除)

第 12 条 甲及び乙は、その主要な出資者及び役職員が暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、並びに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを誓約する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、各々の委託先にも遵守させる義務を負う。
- 3 甲及び乙は、前 2 項に関し、相手方の行う調査に合理的な範囲で協力し、相手方から求められた資料等を提出しなければならない。また、前 2 項に対する違反を発見した場合は、直ちに相手方にその事実を報告しなければならない。
- 4 甲及び乙は、反社会的勢力と関係をもってはならない。また、施設物をこれらとの連絡、通信場所及び禁制品の保管場所等に供してはならない。
- 5 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、催告を要することなく直ちに原契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、前項により原契約を解除したことに起因して生じた相手方の損害については、その責を負わない。
- 7 甲及び乙は、第 5 項により原契約を解除した場合、自ら被った被害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、本件物件の使用について、次の各号の一つに該当するときは、本契約期間中であっても、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 甲が、本件物件をその理由の如何を問わず、甲の事業の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、火災その他の事由により甲の鉄道施設及び列車運行等に損害を与えたとき。
- (3) 乙が、本契約の条項に違反する行為に及んだとき。
- (4) その他、乙の不信行為により契約関係の継続が困難と甲が認めたとき。

2 乙は、甲が鉄道施設等の補修改良工事を行う場合はこれに協力し、甲は甲の重大な過失に基づくほかは、工事により乙の被った損害、或いは乙施設使用上の支障についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により本件物件を滅殺したとき、又は本契約に係わって甲に損害を与えた場合は、甲に対し、これにより生じた損害額を賠償しなければならない。

(立入り調査)

第 15 条 甲が危険の予防その他必要な場合において、本件物件若しくは乙の施設内に立

入り調査しようとするときは、乙は、正当な事由なくしてその立入りを拒むことはできない。

- 2 前項の規程により甲が調査を行うときは、乙は、甲の要求する必要な書類を提出しなければならない。

(原状回復)

第16条 乙は、本契約が終了したとき又は本契約が解除されたときは、30日以内に貸付物件を原状に復して甲に返還するものとする。

- 2 甲は、原状回復することが不必要又は不適當であると認めたときは、その措置について、乙に対し必要な指示をすることができる。
- 3 乙が甲の指定する期日までに原状回復を行わないときは、甲は、乙の負担においてこれを代行することができる。

(疑義の解決方法)

第17条 前各条に定めのない事項若しくは本契約に疑義を生じた事項にいては、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(特約条項)

第18条 本契約は、2020年4月1日に遡及して効力を発するものとする。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し、甲と乙とが記名押印して、各自その1通を保有する。

2020年4月22日

甲

広島市東区二葉の里三丁目8番2
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員広島支社長 北野 眞

乙

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

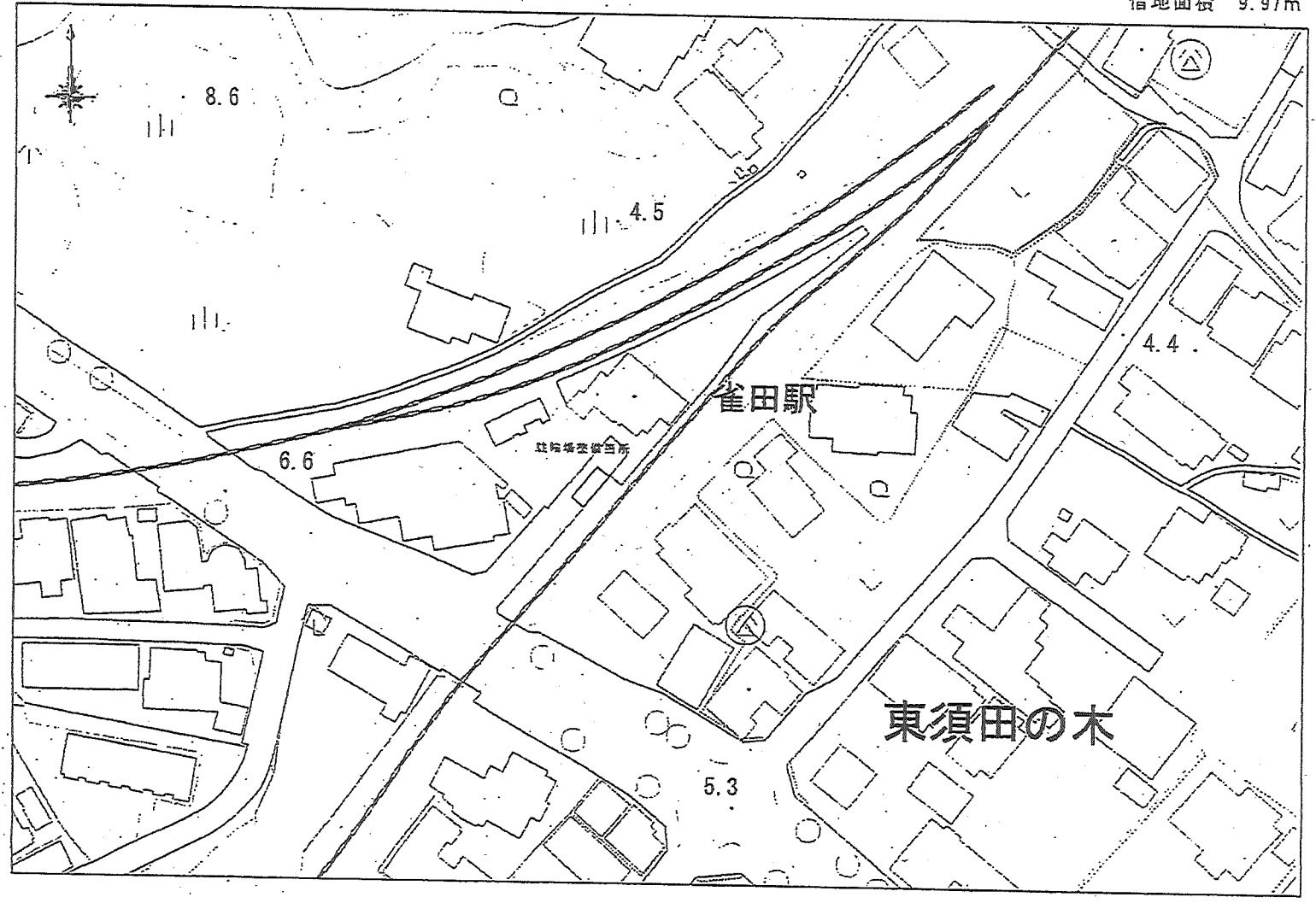
山陽小野田市長 藤田剛二

全地平面	
第一号地籍簿	
山形小野田	山形小野田
田番	田番
田番	田番

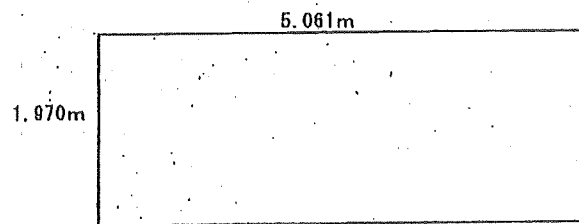
平面图 (雀田駅)

5=1:250

借地面積 9.97㎡

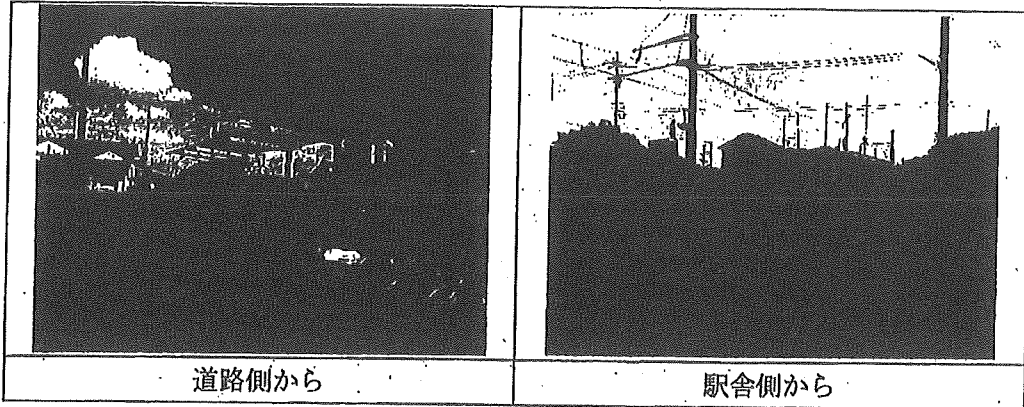


雀田駅 求積図

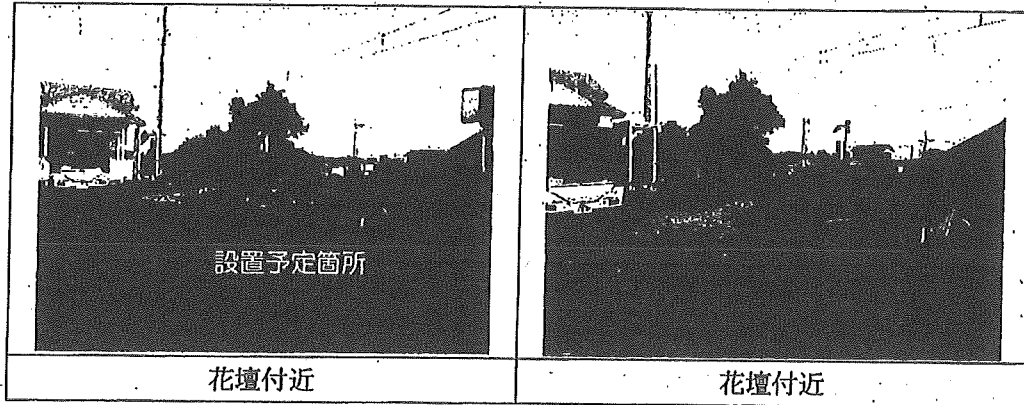


$$1.97 \times 5.061 = 9.97 \text{m}^2$$

【現地写真 -駐輪場現況-】



【現地写真 -設置予定箇所現況-】



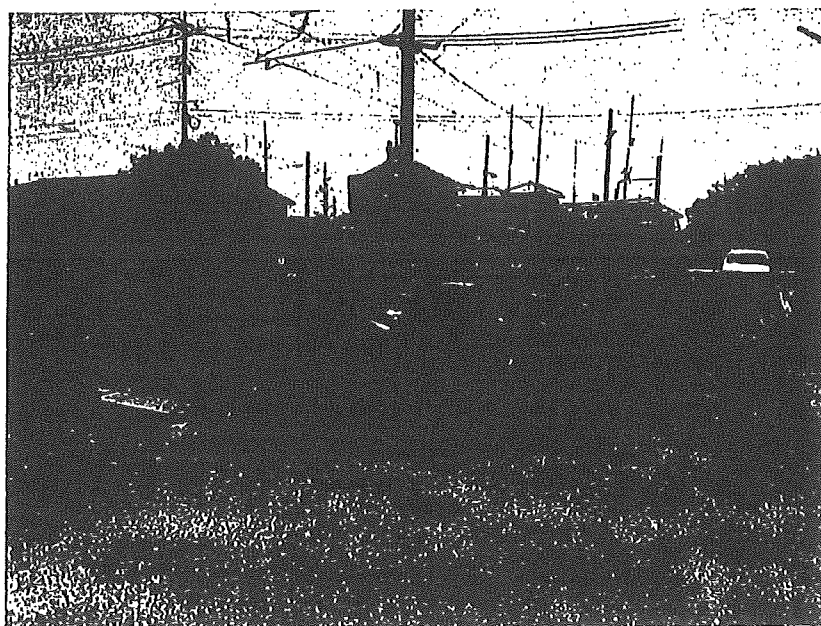
【駐輪場面積】

9,970mm (間口:5,061mm × 奥行:1,970mm)

※高さ:2,500mm



小野田線 雀田駅構内1 土地9.97㎡



小野田線 雀田駅構内2 土地9.97㎡

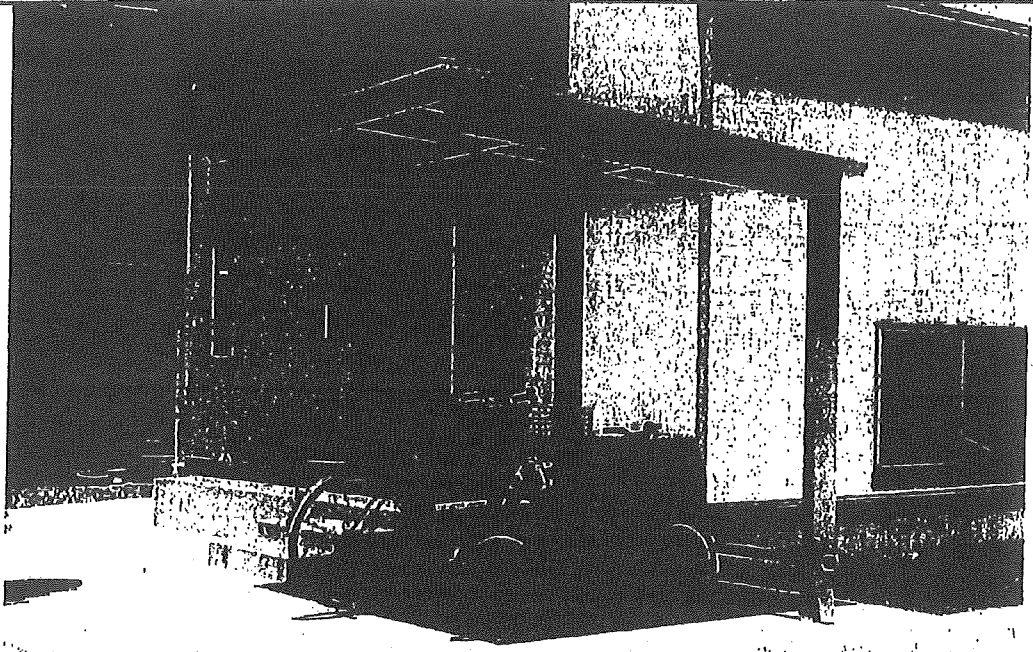
セルフイ

ミニタイプ

H2800 H2800EHC
見所システム 奥行 合学 ロック 側面 抑まり 施工 材質
対床 迎信 迎信 柱 パネル 情報 情報
1066 1065 1377
※取付工事費は別途見積りです。 取付工事費は別途見積りです。

色 サンシバー(6LC) アルミパネル(110) グークフロンズ(BD) ブラック(BC) ホワイト(WH) フロンズ(BR) アースブラウン(BNC)
夏注鳥(両手を除く) 夏注鳥(両手を除く) 夏注鳥(両手を除く) 夏注鳥 夏注鳥

材質 本体:アルミ
屋根:パネル:白



アーバングレー/基本タイプ/2921 (2000mm) /ポリカーボネート板:ブルースモック/オプション:車止めパーセント(標準タイプ)

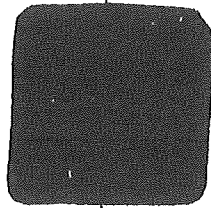
PJF セット価格表

と[BR]・[BNC]は夏注生屋鳥(納期をご確認ください)

タイプ	図	呼称	寸法 (奥行×開口)	ポリカーボネート板 ①			前傾遮断 ポリカーボネート板 加算額	前傾遮断FRP板 DRタイプ 加算額	取 寄 数	柱 本 数
				H20 (2000mm)	H25 (2500mm)	H28 (2800mm)				
基本		2218	2201×1848	¥ 127,300	¥ 129,300	¥ 167,700	¥ 2,700 加算	¥ 37,200 加算	3台	2本
		2221	2201×2149	¥ 132,900	¥ 134,900	¥ 173,300	¥ 3,000 加算	¥ 42,600 加算	3台	
		2918	2918×1848	¥ 160,900	¥ 162,900	¥ 191,300	¥ 3,800 加算	¥ 49,800 加算	4台	
		2921	2918×2149	¥ 168,000	¥ 169,000	¥ 198,400	¥ 4,000 加算	¥ 56,800 加算	4台	
		4318	4348×1848	¥ 180,400	¥ 182,400	¥ 220,800	¥ 5,400 加算	¥ 74,400 加算	7台	
		4321	4348×2149	¥ 190,500	¥ 192,500	¥ 230,900	¥ 6,000 加算	¥ 86,200 加算	7台	
		5118	5091×1848	¥ 191,100	¥ 193,100	¥ 231,500	¥ 6,300 加算	¥ 86,800 加算	8台	
		5121	5091×2149	¥ 202,700	¥ 204,700	¥ 243,100	¥ 7,000 加算	¥ 99,400 加算	8台	
		5818	5778×1848	¥ 200,300	¥ 202,300	¥ 240,700	¥ 7,200 加算	¥ 99,200 加算	9台	
		5821	5778×2149	¥ 215,400	¥ 220,400	¥ 254,800	¥ 8,000 加算	¥ 113,600 加算	9台	
延長型		2218+1418	3631×1848	¥ 201,200	¥ 203,700	¥ 261,300	¥ 4,700 加算	¥ 63,200 加算	6台	3本
		2221+1421	3631×2149	¥ 210,600	¥ 216,100	¥ 270,700	¥ 5,400 加算	¥ 73,200 加算	6台	
		2918+1418	4348×1848	¥ 221,600	¥ 226,300	¥ 281,800	¥ 5,400 加算	¥ 74,400 加算	7台	
		2921+1421	4348×2149	¥ 233,100	¥ 237,600	¥ 293,200	¥ 6,000 加算	¥ 85,200 加算	7台	
		4318+1418	5778×1848	¥ 251,300	¥ 255,800	¥ 311,400	¥ 7,200 加算	¥ 99,200 加算	8台	
		4321+1421	5778×2149	¥ 265,600	¥ 270,100	¥ 328,700	¥ 8,000 加算	¥ 113,600 加算	8台	
		5118+1418	6491×1848	¥ 282,000	¥ 286,500	¥ 322,100	¥ 8,100 加算	¥ 111,600 加算	10台	
		5121+1421	6491×2149	¥ 277,800	¥ 282,300	¥ 337,800	¥ 8,000 加算	¥ 127,800 加算	10台	
		5818+1418	7206×1848	¥ 271,200	¥ 276,700	¥ 331,300	¥ 9,000 加算	¥ 124,000 加算	12台	
		5821+1421	7206×2149	¥ 290,500	¥ 298,000	¥ 349,600	¥ 10,000 加算	¥ 142,000 加算	12台	

- ポリカーボネート板以外の場合、※1に上記価格を加算してください。
- 取寄台数は自転車の間隔を約600mmで設定したものです。
- 奥行延長タイプの奥行14サイズは、単独では使用できません。必ず同じ間口の基本タイプと組み合わせて使用してください。
- 積雪地域では使用しないでください。
- 積雪が20cmを超える前に雪おろしをしてください。オプションで雪おろし機を用意しています。
- 屋根などから落雪するおそれがある場所では、軒先との間隔を十分にとってください。
- 強風時には必ずサポートセット(オプション)を使用してください。なお、あらかじめパネル抜け防止材(オプション)の取り付けが必要です(合掌を除く)。
- 屋根が風であおられないように柱はできるだけ建物と反対側に施工してください(合掌を除く)。

オプションについてはP.1064をご参照ください。





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 賃貸人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字埴生字片山232番1
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 791.99㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を大喜園団地住宅用地として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額279,254円とする。ただし、消費税等の税率が変更になったとき又は土地の評価額が変更になったときは、賃貸人と賃借人の協議により賃借料を変更することができる。

2 賃借人は、1年分の賃借料を翌年3月末日までに賃貸人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により賃貸人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件の形質を更改しないこと。
- (3) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

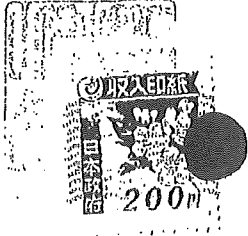
第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを賃貸人に請求しないものとする。

第7条 賃貸人は賃借人が第5条の規定に違反した場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

2 賃借人は前項の規定により契約を解除された場合においては、賃貸人の受けた損害を賠償しなければならない。

3 賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。

この場合は2か月前に賃貸人に通知し、賃貸人・賃借人立会のうえ地上物件を賃借人の費用によって取り除き返還するものとする。



土地の賃貸借変更に関する覚書

平成28年4月1日に締結した土地賃貸借契約において、賃貸人[REDACTED]の死亡により相続人[REDACTED]が当該土地所有者となったため、土地賃貸借契約書の一部を、下記のとおり変更する。

第1条 賃貸人を「[REDACTED]」から「[REDACTED]」に変更し、賃借人を「山陽小野田市長 白井博文」から「山陽小野田市長 藤田剛二」に変更する。

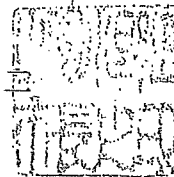
第2条 第7条第3項中「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」を「賃借人は、建物の解体等により、第2条に規定する使用目的を果たさなくなったとき、又は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、その他賃借人の予算の都合等のやむを得ない理由があるときは、途中といえどもこの契約を解除することができる。」に変更する。

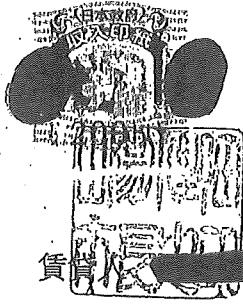
以上を確認した証として、本書面を2通作成し、新賃貸人、賃借人それぞれ署名捺印の上、原契約書とともに各々1通を所持する。

平成30年4月17日


新賃貸人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

賃借人 山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田剛





土地賃貸借契約書

貸借人  と賃借人 山陽小野田市とは、土地の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

第1条 貸借人は、その所有する次の土地(以下「物件」という。)を賃借人に賃貸する。

- (1) 所在地 山陽小野田市大字郡字一ノ沖部3750番1
- (2) 地目 雑種地
- (3) 地積 508㎡

第2条 賃借人は、賃借物件を自動車保管場所として使用するものとする。

第3条 物件の賃借期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 物件の賃借料は、年額66,000円とする。

2 賃借人は、前項の賃借料を令和5年4月末日までに貸借人に支払うものとする。

第5条 賃借人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面により貸借人の承諾を受けたときは、この限りでない。

- (1) 賃借物件を他人に転貸し、又は賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 物件を第2条の目的以外に使用しないこと。

第6条 賃借人は物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを貸借人に請求しないものとする。

第7条 貸借人は賃借人が次の各号の一に該当する場合には催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) 賃借料の納入を怠ったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

第8条 この契約に要する費用(印紙税は除く。)は賃借人の負担とする。

第9条 この契約に関し、疑義が生じたときは双方協議の上解決するものとする。

以上契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

貸貸人

住所

[Redacted]

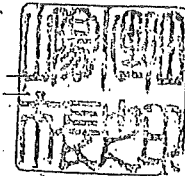
氏名

[Redacted]

賃借人

山口県山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1036番

地目 学校用地

地積 2,123㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額273,430円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和4年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

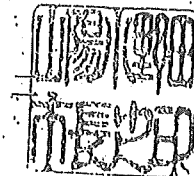
甲(賃貸人)

乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1030番

地目 雑種地

地積 452㎡ (実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額58,220円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和4年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨で。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

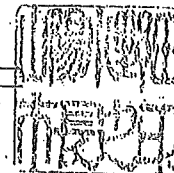
甲 (賃貸人)

乙 (賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人山陽小野田市(以下「乙」という。)とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地(以下「本件土地」という。)を津布田小学校の学校用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字津布田字宮ノ台1034番
地目 雑種地
地積 1,581㎡(実測)

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額203,620円(生産者米価により算定した額)とし、乙は令和4年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算(10円未満の端数切捨て。)によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

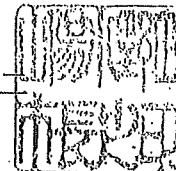
甲(賃貸人)

乙(賃借人)

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田 剛





土地賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と賃借人山陽小野田市 (以下「乙」という。) とは、次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有する次の土地 (以下「本件土地」という。) を埴生小学校及び埴生幼稚園の駐車場用地として乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

本件土地の表示

所在地 山陽小野田市大字埴生975番7

地目 宅地

地積 434.93㎡

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(賃料及び支払方法)

第3条 賃料は年額110,467円とし、乙は令和4年3月31日までに甲の指定する甲名義の銀行口座に送金して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、本契約の合意解約又は第6条の規定による解除が行われたときの賃料は、月割計算 (10円未満の端数切捨て。) によるものとし、当該合意解約又は解除の日が月の中途であるときは、その月を1月とみなして計算するものとする。

(禁止事項)

第4条 乙は、事前に書面による甲の承諾を受けなければ、次に掲げる行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 本件土地の形質の変更
- (3) 賃借権の譲渡又は転貸

(有益費等請求権の放棄)

第5条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、甲に請求しないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は、乙が第4条の規定に違反したときは、本契約を解除することができる。

2 乙は予算上の都合その他やむを得ない理由があるときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除希望日の2ヶ月前までに甲に対し書面により申し出なければならない。

(損害賠償等)

第7条 甲が前条の規定により本契約を解除したときは、乙に賃料の未払い、損害賠償その他甲に対して負担すべき債務があるときは、乙は当該債務を履行しなければならない。

(費用の負担)

第8条 本契約の締結及び履行に関して要する費用(印紙税を除く。)は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項について約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上本契約締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

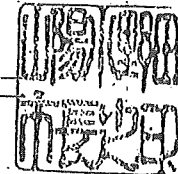
令和3年4月1日

甲 (賃貸人)

乙 (賃借人) 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市

山陽小野田市長 藤 田 剛



(権利義務の継承等)

第10条 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める甲の権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、貸付期間中に本土地を第三者に譲渡しようとするときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由によりこの契約の定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を乙に請求することができない。

(本土地の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は乙が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、本土地を乙の負担において現状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、本土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷したとき、又は甲が本土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記入押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲

乙 山陽小野田市

山陽小野田市長 藤田剛